

大野城市地域防災計画

[風水害対策編]

令和6年2月修正

大野城市防災会議

第1章 総則

第1節 計画の目的	総則	1
第1 計画の目的	総則	1
第2 基本理念	総則	1
第3 基本目標	総則	2
第4 災害の範囲	総則	2
第5 風水害対策編の構成	総則	3
第6 計画の修正及び周知・徹底	総則	3
第7 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）	総則	3
第8 他の計画との関係	総則	4
第2節 市の概況	総則	5
第1 自然的条件	総則	5
第2 社会的条件	総則	6
第3節 災害の想定	総則	8
第1 災害履歴	総則	8
第2 被害の想定	総則	10
第4節 防災機関の業務大綱	総則	14
第1 市	総則	14
第2 県	総則	16
第3 自衛隊	総則	18
第4 指定地方行政機関	総則	18
第5 指定公共機関	総則	22
第6 指定地方公共機関	総則	24
第7 一部事務組合	総則	26
第8 関係団体	総則	27
第5節 市民・事業所の責務	総則	29
第1 市民・事業所	総則	29

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いひとづくり	予防	1
第1 市民、職員の防災知識の向上	予防	1
第2 災害に強い組織づくり	予防	2
第3 災害時の対応力を高める防災訓練の実施	予防	4
第2節 災害に強いまちづくり	予防	6
第1 治水対策の推進	予防	6
第2 防災に配慮した市街地の形成	予防	7
第3節 各種災害別対策（水防対策、風害対策、土砂災害対策）	予防	9
第1 水防対策	予防	9
第2 風害対策	予防	10
第3 土砂災害対策	予防	10
第4節 応急活動体制の整備	予防	12
第1 応急活動体制の整備・強化	予防	12
第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化	予防	13
第3 災害時の広報体制の整備・強化	予防	15
第4 災害時の相互協力体制の整備・強化	予防	16
第5節 避難体制の整備	予防	17
第1 避難所の確保	予防	17
第2 避難誘導体制の整備	予防	18
第3 運営・管理体制の整備	予防	19
第6節 消防・救出救助・医療体制の整備	予防	21
第1 救出・救助体制の整備	予防	21
第2 災害時医療救護体制の整備	予防	22

第7節	緊急輸送体制の整備	予防-23
第1	緊急輸送体制の整備	予防-23
第8節	要配慮者等の支援体制の整備	予防-24
第1	要配慮者の支援体制	予防-24
第2	避難行動要支援者に対する対応	予防-25
第3	帰宅困難者の支援体制	予防-26
第4	水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設の避難体制の強化	予防-27
第9節	生活救援体制の整備	予防-28
第1	物資調達体制の整備	予防-28
第2	給水体制の整備	予防-29
第10節	住宅確保体制の整備	予防-30
第1	住宅供給等対策の整備	予防-30
第11節	生活環境の保全及び公衆衛生体制の整備	予防-31
第1	ごみ・災害廃棄物処理体制の整備	予防-31
第2	し尿処理体制の整備	予防-32
第3	防疫体制の整備	予防-32
第12節	文教体制の整備	予防-33
第1	応急教育体制の整備	予防-33
第13節	業務継続計画・受援計画	予防-34
第1	業務継続計画	予防-34
第2	受援計画	予防-34

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	応急-1
第1	職員の動員配備	応急-2
第2	注意配備体制	応急-3
第3	災害警戒本部	応急-4
第4	災害対策本部	応急-5
第5	水防体制の確立	応急-8
第2節	情報の収集・伝達	応急-10
第1	気象関連情報の収集及び伝達	応急-11
第2	火災気象通報・火災警報	応急-12
第3	水防警報及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報	応急-12
第4	浸水想定区域	応急-15
第5	土砂災害警戒区域	応急-16
第6	異常現象発見者の通報	応急-17
第7	通信体制の確保	応急-17
第8	警戒・巡視活動	応急-18
第9	被害概況の早期把握	応急-19
第10	被害調査	応急-19
第11	市民の安否確認情報の収集	応急-20
第12	被害情報のとりまとめ	応急-22
第13	県への被害報告	応急-22
第14	国への被害報告	応急-23
第15	関係機関への被害情報伝達	応急-23
第3節	災害広報	応急-24
第1	広報活動	応急-24
第2	指定避難所における広報	応急-25
第3	報道機関への広報の要請	応急-25
第4	報道機関への対応	応急-26
第5	関係機関の広報	応急-26
第6	災害記録	応急-26

第4節	応援要請・受け入れ	応急-27
第1	自衛隊派遣	応急-27
第2	各機関への応援要請	応急-30
第3	民間企業等への協力要請	応急-33
第4	災害ボランティアの受け入れ・活動支援	応急-33
第5節	災害救助法の適用	応急-35
第1	災害救助法の適用	応急-35
第2	滅失世帯の算定基準	応急-36
第3	災害救助法の適用申請	応急-37
第4	災害救助法による救助の内容等	応急-37
第5	救助業務の報告	応急-38
第6節	避難対策	応急-39
第1	避難の指示等	応急-40
第2	警戒区域の設定	応急-42
第3	避難の誘導	応急-43
第4	指定避難所の開設	応急-45
第5	指定避難所の運営	応急-46
第6	長期化を見通した避難者への配慮	応急-48
第7	広域的避難への対応（受け入れ）	応急-49
第8	指定避難所の統合・廃止	応急-49
第9	在宅避難者対策	応急-49
第7節	要配慮者等対策	応急-50
第1	要配慮者の把握・安否確認	応急-51
第2	要配慮者の避難支援	応急-51
第3	指定避難所の要配慮者の援護	応急-51
第4	在宅避難の要配慮者の援護	応急-52
第5	福祉避難所等の確保と移送等	応急-52
第6	巡回ケア・広報・相談業務	応急-53
第7	外国人等の支援対策	応急-54
第8	帰宅困難者への支援対策	応急-54
第8節	消防・救急・救助活動	応急-55
第1	消防体制	応急-55
第2	消防活動の実施	応急-57
第3	救出活動の実施	応急-57
第4	安否不明者等の捜索	応急-58
第5	医療機関への傷病者の搬送	応急-59
第9節	医療・救護活動	応急-60
第1	医療救護チームの編成・出動の要請	応急-61
第2	救護所の設置	応急-62
第3	救護所の活動	応急-62
第4	後方医療体制	応急-62
第5	医薬品・資機材の調達	応急-63
第6	巡回診療の実施	応急-63
第7	心のケア対策	応急-63
第10節	交通対策・緊急輸送	応急-64
第1	交通規制	応急-64
第2	緊急通行車両の確認	応急-66
第3	緊急輸送路の確保	応急-66
第4	緊急輸送	応急-67
第5	輸送拠点の設置	応急-68
第11節	生活救援活動	応急-69
第1	水の確保	応急-70
第2	応急給水活動の実施	応急-70
第3	食料の需要把握	応急-71

第4	食料の確保	-----	応急-71
第5	食料の供給	-----	応急-72
第6	炊き出しの実施	-----	応急-72
第7	生活必需品の需要把握	-----	応急-72
第8	生活必需品の確保	-----	応急-73
第9	生活必需品の供給	-----	応急-73
第10	救援物資の受け入れ	-----	応急-74
第12節	住宅対策	-----	応急-75
第1	応急仮設住宅の需要把握	-----	応急-75
第2	応急仮設住宅の入居者選定	-----	応急-76
第3	空き家住宅の活用	-----	応急-76
第4	応急仮設住宅の建設	-----	応急-77
第5	被災住宅の修理	-----	応急-77
第13節	生活環境の保全及び公衆衛生対策	-----	応急-78
第1	保健環境衛生	-----	応急-79
第2	防疫活動	-----	応急-80
第3	仮設トイレの設置	-----	応急-80
第4	し尿の処理	-----	応急-81
第5	ごみの処理	-----	応急-81
第6	災害廃棄物の処理	-----	応急-81
第7	各種障害物の除去	-----	応急-82
第14節	遺体の収容・火葬等	-----	応急-83
第1	遺体の安置場所等の確保	-----	応急-83
第2	遺体の収容	-----	応急-83
第3	遺体の火葬等	-----	応急-84
第15節	公共施設等の応急対策	-----	応急-85
第1	上下水道の応急復旧対策	-----	応急-86
第2	電気・電話・ガス等の応急復旧対策	-----	応急-86
第3	道路・橋梁の応急復旧対策	-----	応急-91
第4	河川・水路・がけ地等の応急復旧対策	-----	応急-92
第5	ため池施設災害の応急復旧対策	-----	応急-93
第6	鉄道の応急復旧対策	-----	応急-93
第7	その他の公共施設の応急復旧対策	-----	応急-93
第16節	文教対策	-----	応急-95
第1	災害発生時の学校の緊急措置	-----	応急-95
第2	指定避難所開設への支援	-----	応急-97
第3	応急教育の実施	-----	応急-97
第4	災害発生時の保育所の緊急措置	-----	応急-99
第5	応急保育の実施	-----	応急-99
第6	文化財の保護	-----	応急-99
第17節	警備対策	-----	応急-100
第1	警察等との連携	-----	応急-100
第2	防犯活動等	-----	応急-100

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興の基本方針	-----	復旧復興-1
第1	災害復旧・復興の基本方針	-----	復旧復興-1
第2	災害復旧・復興本部の設置	-----	復旧復興-1
第2節	災害復旧事業の推進	-----	復旧復興-2
第1	災害復旧事業の推進	-----	復旧復興-2
第2	激甚法による災害復旧事業	-----	復旧復興-3
第3節	市民生活安定のための支援	-----	復旧復興-6

第1	組織の確立	-----	復旧復興	6
第2	施策の決定・周知	-----	復旧復興	6
第3	生活相談等	-----	復旧復興	7
第4	り災証明等の発行	-----	復旧復興	7
第5	被災者台帳の整備	-----	復旧復興	8
第6	雇用機会の確保	-----	復旧復興	9
第7	義援金等の受け入れ、配分	-----	復旧復興	10
第8	生活資金等の支援	-----	復旧復興	10
第9	租税の減免等	-----	復旧復興	15
第10	災害公営住宅の建設等の検討	-----	復旧復興	16
第11	風評被害等への対応	-----	復旧復興	17
第4節	地域復興への支援	-----	復旧復興	18
第1	中小企業者への支援	-----	復旧復興	18
第2	農業者への支援	-----	復旧復興	18
第5節	復興計画	-----	復旧復興	19
第1	復興計画策定の体制づくり	-----	復旧復興	19
第2	復興に対する合意形成	-----	復旧復興	19
第3	復興計画の策定と推進	-----	復旧復興	19

第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 市の概況
- 第 3 節 災害の想定
- 第 4 節 防災機関の業務大綱
- 第 5 節 市民・事業所の責務

総則は、地域防災計画の目的、市域の災害に関する概況、被害想定、防災ビジョン、防災業務に係る機関と役割、市民・事業所の責務について明らかにするものである。

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大野城市防災会議条例第2条の規定に基づき、大野城市防災会議が作成する計画である。市・県及び関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 基本理念

災害対策の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関との連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地域防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する施策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

（災害対策基本法 抜粋）

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

1. 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
2. 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
3. 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
4. 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
5. 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
6. 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第3 基本目標

本市は、平成20年6月にコミュニティ構想（人づくり・地域づくり編）を策定した（平成29年3月改訂）。この構想は、地方自治体に求められる自己決定、自己責任による特色あるまちづくりを推進するとともに、市民と行政が果たすべき責任と役割を明確にし、対等な立場で共に創りあげる“新しいコミュニティの姿”を示したものである。その目指すべきコミュニティの姿として「市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ」を掲げている。

平成23年3月11日の東日本大震災後、自主防災組織の育成や要配慮者の避難支援等、地域防災力の強化が強く求められるなか、このコミュニティ像の実現は本市における防災の新しい基本方針である「減災」を支える大きな礎になるものと考えられる。

こうしたことを踏まえ、地域防災計画の策定及び運用の指針として、以下の3点を基本目標とする。

基本目標Ⅰ：災害に強いひとをつくる

自身の安全の確保はもとより要配慮者の支援もできる災害に強い人、災害に強い組織をつくとともに、日常的な交流や定期的な訓練等を通じて風水害、地震災害及び原子力災害等、災害時の市民力、職員力を高める。

基本目標Ⅱ：災害に強いまちをつくる

市民力と行政力を結集し、治水や建物耐震化、ライフラインや公共施設の安全性を確保することはもとより、液状化や延焼火災をはじめとする二次災害を防止するための措置を講じる等、風水害や地震に強いまちづくりを進める。

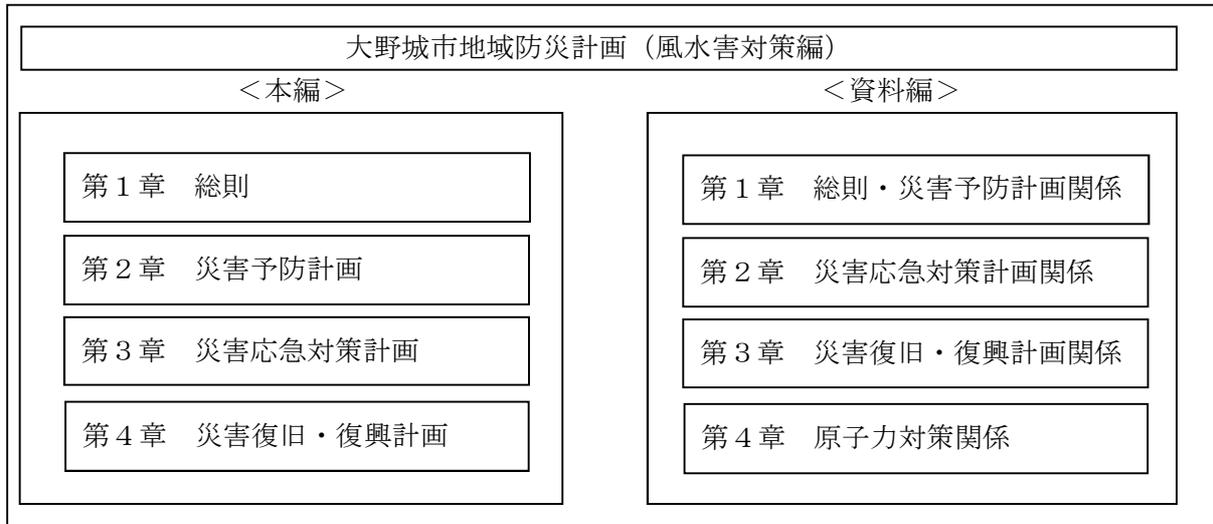
基本目標Ⅲ：災害に備えた体制をつくる

避難や情報伝達、消防・救出・救助、輸送等、市民一人一人の安全を確保するための初動体制を強化するとともに、その後の生活救援や文教対策、行政における業務再開等の応急・復旧力を確立する。

第4 災害の範囲

この計画では、風水害についての対応を図る。

第5 風水害対策編の構成



第6 計画の修正及び周知・徹底

1. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加える必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。ただし、組織名等の軽微な変更は、防災会議の審議対象外とする。

※資料編 2-1 大野城市防災会議条例

※資料編 2-2 大野城市防災会議委員名簿

2. 計画の周知・徹底

この計画は、市職員及び防災関係機関の職員に周知・徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知・徹底する。

第7 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資及び資材の備蓄、避難支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案できるものとする。

市は、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

※資料編 1-12 地区防災計画一覧

第8 他の計画との関係

1. 法令に基づく防災業務計画及び県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、市域に係わる災害から市民(来訪者を含む)の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び福岡県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

2. 市総合計画との関係

大野城市総合計画は、大野城市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるものである。現在は第6次総合計画(平成31年度～令和10年度)があり、10ヶ年にわたる行政に関するまちづくりプランが策定されている。

市が行う防災に関する施策もこの総合計画に基づき実施されており、基本計画の政策04-施策10「危機事象への対応」がそれにあたる。市地域防災計画と市総合計画との関係はおおよそ次のとおりである。

- ◆本計画は、市総合計画に定められた防災施策、防災関連施策その他の分野の施策も含めて「災害に強いひとづくり」、「災害に強いまちづくり」の観点から体系化したものである。
- ◆市総合計画が行政施策を主体とした計画であるのに対し、この計画は、市域における、あらゆる個人及び機関の安全と財産を守るために、市、事業所及び個人の果たすべき役割分担についても規定したものである。

3. 市国土強靱化地域計画との関係

大野城市国土強靱化地域計画(令和4年2月策定)は、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な地域・経済社会の構築に向けた「市の強靱化」を推進するために策定されるものであり、本計画は、この地域計画との整合をとり、災害に強いまちづくりを推し進めていく。

第2節 市の概況

第1 自然的条件

1. 位置、面積

本市は東経130度28分、北緯33度32分、福岡市の南東、博多湾から約10km内陸部に位置する。市域は東西約6km、南北約8.5kmで面積は26.89km²である。市の中心部の幅は約1kmしかなく、ひょうたん型をしている。周辺自治体との位置関係は、北東部は宇美町及び志免町と接し、北部から西部にかけては福岡市・春日市と、南部は筑紫野市・那珂川市と、東部は太宰府市と接している。

2. 地形、地質

市内の北東部には大城山（四王寺山）、乙金山、南部から南西部には背振山地の牛頸山を中心とする小連山があり、貴重な緑（市域の約4割が森林）が残されている。中心部は平坦で市域の約5割を占め、そこでは御笠川に牛頸川が合流し、やがて博多湾へと注いでいる。なお、牛頸川の上流には県営牛頸ダムがあり、市内各地にため池が31か所点在している。

市内の地質は、かこう岩を基盤とし、丘陵・台地部、平野部に洪積層が分布する。沖積層は御笠川と牛頸川沿いに分布し、砂質地盤を主体とし、軟弱地盤はみられない。台地・丘陵地の洪積層の層厚は薄く、基盤のかこう岩類が露出する地域が多い。また、平野部の第四紀層の基底部までの厚さ（基盤岩深度）は、おおむね20m程度以下である。なお、玄海灘から福岡平野にかけてほぼ北西部と南東部に分布する警固断層帯が、市内の中央を縦断する位置に存在している。

3. 気象

本市の気候は、日本海型気候区と太平洋型気候区への漸移帯と考えられる。過去20年間における年平均気温は約16.6℃、年平均降水量は約1,926mmで、概して温暖な気候の地域である。近年は、ヒートアイランド現象に加えて地球温暖化の影響等により、短時間のうちに狭い地域に集中して大量の雨が降る集中豪雨の頻度が増している。また、台風の福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸（※）は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると、風害、水害などの大きな災害が発生するおそれがあり、厳重な警戒を要する。

（※）台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの

■ 過去20年間の年間降水量と平均気温（福岡管区気象台（太宰府）、降水量：mm、気温℃）



第2 社会的条件

1. 人口

本市の人口・世帯数は、平成19年4月1日当時（93,381人・37,294世帯）から令和5年3月31日までに、総人口が8,994人（9.6%）増加し、総世帯数も9,112世帯（24.4%）増加している。なお、1世帯当たりの人口は減少を続けている。また、少子高齢化が進んでいる中、災害時に自力での避難行動や避難生活が困難である要配慮者の割合も増加していると考えられる。

本市の令和5年3月31日現在の人口（住民基本台帳）の内訳を下表に示す。

総人口	102,375人	男性	49,352人
		女性	53,023人
総世帯数	46,406世帯		

出典：大野城市住民基本台帳

2. 土地利用

本市の市街地は、昭和40年代の大規模な住宅団地開発や、九州自動車道、国道3号バイパス（現国道3号）の開通、土地区画整理事業等の社会基盤整備に伴い、拡大してきた。市の中心部をJR鹿児島本線と西鉄天神大牟田線が並走し、JRの大野城駅と水城駅、西鉄の白木原駅と下大利駅がある。

現在、西鉄春日原駅周辺、白木原、下大利に商業地域、南ヶ丘に近隣商業地域があり、駅を中心に利便性の高い街が形成されている。国道3号沿いの御笠川、仲畑には、準工業地域が広がり、南ヶ丘、つつじヶ丘、月の浦等は第一種低層住居専用地域として、良好な住居環境を形成している。なお、市街化区域内の農地は宅地化により減少している。また、市内の北東部と南西部の山麓地域等の市街化調整区域については、無秩序な開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努めている。

■本市の用途地域等の指定状況 (令和4年時点)

区域名		面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域		2,689	100
市街化区域		1,405	53
用途地域	第一種低層住居専用地域	506	19
	第一種中高層住居専用地域	69	3
	第二種中高層住居専用地域	151	6
	第一種住居地域	362	13
	第二種住居地域	28	1
	準住居地域	13	1
	近隣商業地域	18	1
	商業地域	30	1
	準工業地域	228	8
市街化調整区域		1,284	47
合計		2,689	100

出典：統計おおのじょう

※商業地域及び近隣商業地域において準防火地域を48ha指定している。

3. 建物

本市の建物棟数は、全体で25,945棟である。そのうち、新耐震基準（昭和57年以降）の建物は約76%、旧耐震基準（昭和56年以前）の建物は約24%である。また、全体の25,945棟のうち住宅は21,171棟あり、うち木造戸建て住宅は15,110棟、共同住宅等は6,061棟（非木造住宅4,708棟、共同住宅1,353棟）となっている。

出典：固定資産課税台帳（令和5年9月現在）

第3節 災害の想定

第1 災害履歴

市制施行以来、本市に被害をもたらした主な風水害は、昭和47年、昭和48年、昭和54年、昭和55年、平成11年、平成15年の豪雨災害、平成21年の中国九州北部豪雨災害、平成30年7月豪雨災害である。広報「大野城」及びり災記録等に基づき、それぞれの概況を以下に示す。

災害名	災害の状況	被害の状況
昭和47年の豪雨災害	7月10日、市内牛頸浄水場の雨量計は午前4時から5時までの時間降水量68.5mmを記録し、牛頸川が決壊、御笠川も各所で堤防が決壊した。	瓦田地区で床上・床下浸水、田畑の冠水等が続出したほか、白木原・下大利・雑餉隈町等で床上・床下浸水が発生した。 旧国道3号（県道福岡日田線）の白木原・仲島交差点で、道路にあふれた水で交通が麻痺したほか、13日には乙金の唐山団地で地すべりが発生し家屋が倒壊した。
昭和48年の豪雨災害	市においては降り始めから7月31日午前4時までの5時間の間に232mmの雨が降り、特に午前1時から3時までのわずか2時間に203mmという驚異的な集中豪雨に見舞われた。	大城山で山津波（土石流）が多数発生し、土砂流により家屋が全半壊し死傷者を出した。さらに、流出土砂が乙金の此の岡池に流入して堤防が決壊し、家屋の倒壊、浸水、その他田畑への土砂の流入等があった。 瓦田、白木原、下大利、山田区等ほぼ全市にわたって床上・床下浸水が発生し、御笠川や旧国道3号（県道福岡日田線）の白木原交差点等で道路に水があふれ、牛頸では県道の平野橋が落ちる等、交通が麻痺した。
昭和54年の豪雨災害	6月20日から断続的に降り始めた雨は、7月1日までに542mmを記録し、増水した御笠川では畑詰地区の堤防が長さ70m、幅6mにわたって大きくえぐりとられ、決壊の危険があった。	乙金地区にある採石場で作業中の人マンホールに落ち、死者1名、重傷者1名の被害がでた。床上浸水住家5棟、床下浸水42棟、がけ崩れ20箇所、その他河川や道路の破損等、市内一円で大きな打撃を受けた。牛頸、南ヶ丘、乙金等の高台ではがけ崩れが発生し、建物が押しつぶされる寸前となった。
昭和55年の豪雨災害	6月中旬から降り始めた雨は7月15日までに総雨量約650mmを記録した。	軽傷者1人、床下浸水住家54棟、がけ崩れ8箇所、宅地被害4箇所、溜池被害3箇所、道路被害12箇所、河川被害10箇所、公共施設被害3箇所。
平成11年の豪雨災害	九州北部では、停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、6月29日早朝より記録的な豪雨となった。福岡市では1時間に77mmの降雨量があり、6月の1時間雨量としては、観測開始以来最高の降雨量を記録した。 本市では、災害対策本部を設置し、陸上自衛隊福岡駐屯地に自衛隊の派遣を要請した。記録的な大雨により、市内では道路の冠水や損壊があり、御笠川(大字筒井)の一部が氾濫した。	重傷者1人、床上浸水住家61棟、床下浸水住家154棟、道路被害38箇所、河川被害4箇所、がけ崩れ14箇所、ブロック塀等、被害4箇所。

災害名	災害の状況	被害の状況
平成15年の豪雨災害	<p>7月19日牛頸浄水場で1時から6時までの5時間で総雨量は281mmに達し、3時から6時の3時間では212mm、3時から4時の1時間には100mmの猛烈な雨を記録した。</p> <p>市では災害対策本部を設置し、仲畑地区に避難勧告を発令、陸上自衛隊福岡駐屯地に自衛隊の派遣を要請した。</p> <p>記録的な豪雨により市内では道路の冠水や平野台では土石流が発生した。</p>	<p>住家の床上浸水住家13棟、床下浸水住家231棟、道路被害130か所、河川被害11か所、がけ崩れ19か所、林道被害71か所</p>
平成21年中国・九州北部豪雨災害	<p>7月24日午前9時の降り始めから26日の午後9時までの3日間で587mm（筑紫総合庁舎雨量計）を記録。</p> <p>1時間雨量の最大は、24日午後6時50分から1時間に95mm。7月24日午後11時に乙金東区の一部に避難指示を発令、7月26日午後9時36分に中区の一部に避難勧告を発令。本市では、九州自動車道で、乙金山からの土砂崩れのため2人（北九州在住）の尊い命が犠牲になった。市内各所では、民家の床上・床下浸水、事業所の浸水、道路の冠水・損壊、山間部斜面の土砂崩れ等が発生した。</p>	<p>九州自動車道で死者2人、床上浸水住家11棟、床下浸水住家26棟、道路冠水81か所、道路損壊等61か所、水路45か所、ため池2か所、法面崩壊56か所、公園29か所、林道76か所、河川5か所</p>
平成30年7月豪雨災害	<p>7月5日午前8時の降り始めから7日までの3日間で460mm（大宰府アメダス）を記録。</p> <p>1時間雨量の最大は、6日午後2時から3時の47mm。6日午後2時に御笠川では最高水位5.42mを記録。</p> <p>土砂災害危険度情報も非常に高まり、6日午後5時に本市に大雨特別警報（土砂災害）が発表された。</p> <p>6日午後4時に乙金東1丁目の一部、中2丁目の一部に避難指示（緊急）を発令。同日午後5時半に市内の土砂災害特別警戒区域に避難指示（緊急）を発令。</p> <p>民家の床上浸水、土砂流出、水路溢水、市内2か所でのがけ崩れ等が発生した。</p>	<p>床上浸水住家1棟、土砂流出12か所、法面崩壊8か所、ため池土砂堆積2か所、道路崩落1か所、舗装破損1か所、陥没1か所、水路溢水3か所、水路排水不良2か所、水路土砂流出1か所、土砂堆積2か所、倒木1か所、流木1か所、がけ崩れ2か所</p>

第2 被害の想定

本市では、地形・地質条件、災害履歴等から、台風・豪雨等による水害・土砂災害が想定される。

1. 風水害

本市で想定される水害としては、御笠川の外水氾濫（溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫）、内水氾濫（河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川への排水が困難になって生じる湛水）、防災重点農業用ため池の決壊が想定される。

外水氾濫については、平成11年と平成15年の豪雨災害等の災害を踏まえて御笠川の改修が行われたため、氾濫の危険性は減少し、平成22年5月の御笠川浸水想定区域の指定の変更では指定区域の面積は減少していた。

福岡県は平成30年4月、水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を公表した。これは、既公表の計画規模降雨によるものに加え、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等が新たに公表されたものである。この結果、想定最大規模降雨（レベル2）での洪水浸水想定区域が従来の区域に比べ大きく広がるとともに、浸水した場合に想定される水深も深くなり、それに対する避難方法等の確立が今後の課題となっている。

また、市内の御笠川沿いの地域では引き続き左岸側2か所（延長2.44km）と右岸側1か所（延長1.13km）が重要水防箇所として指定されている。

内水氾濫については、平成29年度に想定される最大規模の降雨のシミュレーションによる浸水区域を想定し、ため池決壊についても、令和元年度にシミュレーションによる浸水区域を想定した。

なお、外水氾濫及び内水氾濫の浸水被害が想定される区域については、「大野城市ハザードマップ」に記載している。

農業用ため池については、31か所のうち防災重点農業用ため池に19か所が選定されており、今後、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に定められた防災工事等推進計画に基づき、劣化状況評価など防災工事等を集中的かつ計画的な推進を図る。

※防災重点農業用ため池：決壊による水害、その他災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

■本市における河川及び河川延長

河川名	延長 (km)
御笠川	24
牛頸川	6.4

■御笠川浸水による被害想定（平成30年1月）

コミュニティ	行政区	計画規模（レベル1）			想定最大規模（レベル2）		
		床下浸水	床上浸水		床下浸水	床上浸水	
		建物被害想定（棟）	建物被害想定（棟）	想定避難者数（人）	建物被害想定（棟）	建物被害想定（棟）	想定避難者数（人）
南地区	牛頸	-	-	-	14	24	93
	若草	-	-	-	64	10	54
	平野台	-	-	-	-	-	-
	月の浦	-	-	-	-	-	-
	南ヶ丘1	-	-	-	-	-	-
	南ヶ丘2	-	-	-	-	-	-
	つつじヶ丘	-	-	-	-	-	-
中央地区	上大利	-	-	-	-	-	-
	下大利	31	1	4	24	123	353
	東大利	5	1	-	89	298	711
	下大利団地	16	-	-	-	55	446
	白木原	-	-	-	74	127	340
	瓦田	1	-	-	120	351	777
東地区	釜蓋	29	32	9	13	143	52
	井の口	-	-	-	-	-	-
	中	10	2	-	83	109	30
	乙金	-	-	-	-	-	-
	乙金台	-	-	-	-	-	-
	乙金東	-	-	-	-	-	-
	大池	3	3	-	43	124	93
北地区	上筒井	421	66	83	99	1,159	2,619
	下筒井	4	-	-	70	272	675
	山田	258	62	122	82	1,184	2,265
	雑餉隈町	-	-	-	25	-	-
	栄町	-	-	-	-	-	-
	仲島	245	183	314	4	554	774
	畑詰	255	333	403	14	610	559
南地区コミュニティ	-	-	-	78	34	147	
中央地区コミュニティ	53	2	4	307	954	2,627	
東地区コミュニティ	42	37	9	139	376	175	
北地区コミュニティ	1,183	644	922	294	3,779	6,892	
市合計	1,278	683	935	818	5,143	9,841	

※計画規模（レベル1）については、24時間325ミリの降雨量、想定最大規模（レベル2）については、24時間962ミリの降雨量でシミュレーションしたものである。
（平成30年4月 福岡県）

■内水氾濫による被害想定（平成30年1月）

コミュニティ	行政区	既往最大（レベル1 [〃] ）			想定最大規模（レベル2）		
		床下浸水	床上浸水		床下浸水	床上浸水	
		建物被害想定（棟）	建物被害想定（棟）	想定避難者数（人）	建物被害想定（棟）	建物被害想定（棟）	想定避難者数（人）
南地区	牛頸	29	8	24	169	32	94
	若草	2	-	-	145	6	34
	平野台	-	-	-	64	-	-
	月の浦	-	-	-	179	1	4
	南ヶ丘1	11	1	3	179	46	138
	南ヶ丘2	11	-	-	145	15	39
	つつじヶ丘	-	-	-	19	-	-
中央地区	上大利	6	-	-	197	6	27
	下大利	18	-	-	255	58	192
	東大利	1	-	-	191	62	201
	下大利団地	2	-	-	21	32	272
	白木原	5	-	-	259	38	69
	瓦田	131	29	88	276	252	731
東地区	釜蓋	37	-	-	168	94	55
	井の口	16	-	-	48	1	4
	中	44	35	6	299	168	283
	乙金	40	-	-	192	17	53
	乙金台	16	-	-	57	2	8
	乙金東	-	-	-	57	14	37
	大池	95	-	-	181	21	-
北地区	上筒井	418	76	95	611	255	287
	下筒井	17	7	20	144	17	47
	山田	680	131	188	751	362	606
	雑餉隈町	43	-	-	145	29	90
	栄町	-	-	-	37	-	-
	仲島	82	7	48	363	117	215
	畑詰	39	4	8	224	74	115
南地区コミュニティ		53	9	27	900	100	309
中央地区コミュニティ		163	29	88	1,199	448	1,492
東地区コミュニティ		248	35	6	1,002	317	440
北地区コミュニティ		1,279	225	359	2,275	854	1,360
市合計		1,743	298	480	5,376	1,719	3,601

※既往最大（レベル1[〃]）については、平成27年7月降雨の1時間95ミリの降雨量、想定最大規模（レベル2）については、1時間153ミリの降雨量でシミュレーションしたものである。（平成30年3月 大野城市）

- ※資料編 1-3-1 御笠川洪水浸水想定区域図（計画規模）
- ※資料編 1-3-2 御笠川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- ※資料編 1-4 内水浸水想定区域図（既往最大）
- ※資料編 1-5 内水浸水想定区域図（想定最大規模）
- ※資料編 1-6 防災重点農業用ため池位置図
- ※資料編 2-66 重要水防箇所一覧

2. 土砂災害

本市は、過去に土石流等の土砂災害にしばしば見舞われている。いずれの土砂災害も集中豪雨に伴うもので、乙金での宅地造成箇所の盛土崩壊の発生、此の岡池への土石流の流入及び決壊による下流地域への土砂氾濫等、人的な被害、道路や人家の被害等が発生している。近年では、平成15年7月19日に平野台、平成21年7月26日に九州自動車道（乙金）で土石流が発生した。

現在、市域内において、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき土砂災害警戒区域等（土石流：22か所・急傾斜地の崩壊：33か所）が指定（県指定）されている。また、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区：9か所・崩壊土砂流出危険地区：13か所）に指定（県指定）されている。

■本市における土砂災害被害想定（令和5年12月）

コミュニティ	行政区	土砂災害による被害想定					
		土石流			急傾斜地の崩壊		
		警戒区域内の建物数 (棟)	特別警戒区域内の建物数 (棟)	想定避難者数 (人)	警戒区域内の建物数 (棟)	特別警戒区域内の建物数 (棟)	想定避難者数 (人)
南地区	牛頸	121	32	70	77	16	44
	若草	-	-	-	11	0	0
	平野台	555	0	0	131	25	63
	月の浦	-	-	-	-	-	-
	南ヶ丘1	-	-	-	33	1	3
	南ヶ丘2	-	-	-	9	0	0
	つつじヶ丘	-	-	-	23	9	24
中央地区	上大利	-	-	-	-	-	-
	中大利	-	-	-	-	-	-
	下大利	-	-	-	11	1	4
	東大利	-	-	-	-	-	-
	下大利団地	-	-	-	-	-	-
	白木原	-	-	-	-	-	-
	瓦田	-	-	-	-	-	-
東地区	釜蓋	287	1	3	-	-	-
	井の口	-	-	-	-	-	-
	中	146	0	0	25	10	24
	乙金	-	-	-	1	0	0
	乙金台	3	0	0	-	-	-
	乙金東	61	0	0	53	14	31
	大池	-	-	-	-	-	-
北地区	上筒井	-	-	-	-	-	-
	下筒井	-	-	-	-	-	-
	山田	-	-	-	-	-	-
	雑餉隈町	-	-	-	-	-	-
	栄町	-	-	-	-	-	-
	仲島	-	-	-	-	-	-
	畑詰	-	-	-	-	-	-
南地区コミュニティ		676	32	70	284	51	134
中央地区コミュニティ		-	-	-	34	1	4
東地区コミュニティ		497	1	3	79	24	55
北地区コミュニティ		-	-	-	-	-	-
市合計		1,173	33	73	374	76	193

※資料編 1-7-1 土砂災害警戒区域等指定箇所図（土石流・急傾斜地の崩壊）（北部）

※資料編 1-7-2 土砂災害警戒区域等指定箇所図（土石流・急傾斜地の崩壊）（南部）

第4節 防災機関の業務大綱

防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議に係る事務に関する事 ・市災害対策本部等、防災対策組織の整備に関する事 ・防災に関する施設の整備に関する事 ・防災に係わる教育、訓練に関する事 ・県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・他の市町村との相互応援、広域避難及び広域一時滞在についての協定の締結に関する事 ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・生活必需品、食料等の備蓄に関する事 ・給水体制の整備に関する事 ・市域における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事 ・市民の自発的な防災活動の促進に関する事 ・災害危険区域の把握に関する事 ・各種災害予防事業の推進に関する事 ・防災知識の普及に関する事 ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事 ・企業の防災対策の推進に関する事 ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事 ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事 ・帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防・消防等、応急対策に関する事 ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ・高齢者等避難、避難指示の発令及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関する事 ・災害時における文教、保健衛生に関する事 ・災害広報及び被災者からの相談に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること ・復旧資機材の確保に関すること ・災害対策要員の確保・動員に関すること ・災害時における交通、輸送の確保に関すること ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ・災害ボランティアの活動支援に関すること ・市所管施設の被災状況調査に関すること (災害復旧・復興計画) ・激甚法等による災害復旧事業の推進に関すること ・り災証明の発行、雇用機会の確保、生活資金の貸与等、市民生活安定のための支援に関すること ・義援金・義援品の受入れ、配分、保管に関すること ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等、災害融資等に関すること ・市民税等、公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
--	--

第2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災会議に係る事務に関する事 ・ 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ・ 防災施設の整備に関する事 ・ 防災に係わる教育、訓練に関する事 ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ・ 他の都道府県との相互応援、広域避難及び広域一時滞在についての協定の締結に関する事 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ・ 生活必需品、食料等の備蓄に関する事 ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関する事 ・ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 ・ 防災知識の普及に関する事 ・ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事 ・ 消防応援活動調整本部に関する事 ・ 企業等の防災対策の促進に関する事 ・ 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事 ・ 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事 ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ・ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 ・ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ・ 福岡県所管施設の被災状況調査に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 ・ 物価の安定に関する事 ・ 義援金品の受領、配分に関する事 ・ 災害復旧資材の確保に関する事 ・ 災害融資等に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
筑紫保健福祉環境事務所	<p>(災害応急・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療の確保に関すること ・防疫その他保健衛生に関すること
那珂県土整備事務所	<p>県知事が直接管理する河川・道路・施設等について下記の措置をとる。</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等の選定又は指導に関すること ・防災資機材の備蓄、整備に関すること ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ・水防警報等の発表及び伝達に関すること <p>(災害応急・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防活動の指導に関すること ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ・災害広報に関すること ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
福岡農林事務所 〔福岡県災害 対策福岡地方本部〕	<p>(災害予防・応急・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報収集、関係行政機関との連絡調整に関すること ・災害対策応急事務に関すること
流域下水道事務所	<p>(災害応急・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道施設の保全に関すること
福岡県警察本部 (春日警察署)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害警備計画に関すること ・警察通信確保に関すること ・関係機関との連絡協調に関すること ・災害装備資機材の整備に関すること ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ・防災知識の普及に関すること <p>(災害応急・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達に関すること ・被害実態の把握に関すること ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ・行方不明者の捜索に関すること ・危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導に関すること ・不法事案等の予防及び取締りに関すること ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ・広報活動に関すること ・遺体の死因・身元の調査等に関すること

第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊西部方面 総監部・第4師団 第4後方支援連隊	(災害予防) ・災害派遣計画の策定に関する事 ・地域防災計画に係わる訓練の参加協力に関する事 (災害応急対策) ・災害派遣による市・その他防災関係機関が実施する災害応急対策の 支援、協力に関する事
航空自衛隊 西部航空方面隊	

第4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省 九州地方整備局 (福岡国道事務所 福岡維持出張所)	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等につ いて下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協 定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 (災害予防) ・気象観測通報についての協力に関する事 ・防災上必要な教育及び訓練等に関する事 ・災害危険区域の選定又は指導に関する事 ・防災資機材の備蓄、整備に関する事 ・雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関する事 ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事 ・水防警報等の発表及び伝達に関する事 ・港湾施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ・洪水予警報の発表及び伝達に関する事 ・水防活動の指導に関する事 ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ・災害広報に関する事 ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事 ・緊急物資及び人員輸送活動に関する事 ・海上の流出油に対する防除装置に関する事 ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に 関する事 ・災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関する事 ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事 ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保(ホットライン確 保)に関する事 ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の 支援、協力に関する事。 (災害復旧) ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事 ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡管区気象台	<p>(災害予防)・(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 ・ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関する事 ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識普及啓発に関する事
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事 ・ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する災害融資に関する事 ・ 災害復旧事業の査定立会い等に関する事
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ・ 被災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ・ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 ・ 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
農林水産省 九州農政局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米穀の備蓄に関する事 ・ 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事 ・ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急用食料の調達・供給に関する事 ・ 農業関係被害の調査・報告に関する事 ・ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事 ・ 種子及び飼料の調達・供給に関する事 ・ 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害農業者等に対する融資等に関する事 ・ 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事 ・ 農地・農業用施設の復旧事業の査定に関する事 ・ 土地改良機械の緊急貸付に関する事 ・ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 ・ 技術者の応援派遣等に関する事

第4節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備計画等の指導に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・他の管区警察局との連携に関すること ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ・警察通信の運用に関すること ・津波警報等の伝達に関すること
九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、通報に関すること ・関係職員の現地派遣に関すること ・関係機関との連絡調整に関すること
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有保安林・治山施設の整備に関すること ・林野火災予防体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野火災対策の実施に関すること ・災害対策用材の供給に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧対策用材の供給に関すること
九州産業保安監督部	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設及び設備の整備に関すること ・宿泊施設等の防災設備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること ・災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること ・緊急輸送命令に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常通信体制の整備に関する事 ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、災害対策用移動電源車及び可搬型発電機の貸し出しに関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電気通信の確保に関する事 ・非常通信の統制、管理に関する事 ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場における災害防止のための指導監督に関する事 ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の業務上、通勤上の災害補償に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関する事
九州防衛局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防衛省（本省）との連携調整 ・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援
国土地理院 九州地方測量部	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
九州地方環境事務所	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関する事 ・環境監視体制の支援に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の処理対策に関する事

第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社（大野城駅・水城駅） 西日本旅客鉄道株式会社	<p>（災害予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防火管理に関する事 ・ 輸送施設の整備等、安全輸送の確保に関する事 ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
日本郵便株式会社 （九州支社）	<p>（災害応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における郵便事業運営の確保 ・ 災害救助法適用時における郵便事業に係わる災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保
西日本電信電話(株)(九州支店)、NTT コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ (九州支社)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)	<p>（災害予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ・ 応急復旧用通信設備の整備に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報の伝達に関する事 ・ 災害時における重要通信に関する事 ・ 災害関係電報、電話料金の減免に関する事
西日本高速道路株式会社(九州支社久留米管理事務所)	<p>（災害予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理道路の設備と防災管理に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理道路の疎通の確保に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災道路の復旧事業の推進に関する事
九州電力株式会社 （福岡南営業センター） 九州電力送配電株式会社(福岡南配電事業所)	<p>（災害予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力施設の整備と防災管理に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における電力の供給の確保に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
日本通運(株)（福岡支店）、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	<p>（災害予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送体制の整備に関する事 <p>（災害応急対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事 <p>（災害復旧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧資機材等の輸送協力に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>日本放送協会 (福岡放送局)</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及に関すること ・ 災害時における放送の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予警報等の放送周知に関すること ・ 指定避難所等における災害情報収集のための放送受信機の確保に関すること ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報に関すること ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
<p>日本赤十字社 (福岡県支部)</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療体制の設備に関すること ・ 災害医療用薬品等の備蓄に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ・ 指定避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
<p>日本銀行 (福岡支店・北九州支店)</p>	<p>(災害予防・応急)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること ・ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ・ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ・ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ・ 各種措置に関する広報に関すること
<p>西部ガス株式会社 (福岡供給部)</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス施設の整備と防災管理に関すること ・ 導管の耐震化の確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時におけるガスの供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>新聞社 (株)西日本新聞社、 (株)朝日新聞西部本社、 (株)毎日新聞西部本社、 (株)読売新聞西部本社、 (株)時事通信社福岡支社、(一社)共同通信社福岡支社、(株)熊本日日新聞社福岡支社、(株)日刊工業新聞社西部支社)</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及に関すること ・ 災害時における報道の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予警報等の放送周知に関すること ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報に関すること ・ 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
<p>テレビ・ラジオ社 (RKB毎日放送(株)、 (株)テレビ西日本、 九州朝日放送(株)、 (株)福岡放送、 (株)TVQ九州放送、 (株)エフエム福岡、 (株)CROSS FM、 ラブエフエム国際放送(株)、 ケーブルステーション福岡)</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及に関すること ・ 災害時における放送の確保対策に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予警報等の放送周知に関すること ・ 指定避難所等への受信機の貸与に関すること ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における広報に関すること ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
<p>公益社団法人福岡県トラック協会</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
<p>西日本鉄道株式会社</p>	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の防火管理に関すること ・ 輸送施設の設備等、安全輸送の確保に関すること ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡国際空港株式会社	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港機能維持のための予防に関する事 ・ 空港施設・設備の応急点検体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保に関する事 (災害復旧) ・ 被災空港施設・設備の復旧事業の推進に関する事
公益社団法人福岡県医師会	<p>(災害予防・応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療救護の活動に関する事 ・ 負傷者に対する医療活動に関する事 ・ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関する事。
公益社団法人福岡県獣医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関する事
公益社団法人福岡県歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療活動救護活動体制の整備に関する事 (災害応急対策) ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する事
公益社団法人福岡県看護協会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害看護についての研修や訓練に関する事 (災害応急対策) ・ 要配慮者への支援に関する事 ・ 指定避難所等における看護活動に関する事 ・ 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関する事
公益社団法人福岡県薬剤師会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関する事 (災害応急対策) ・ 災害医療救護活動に関する事 ・ 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事 ・ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関する事 ・ 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関する事 ・ その他公衆衛生活動に関する事
公益社団法人福岡県水難救済会	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水難等による人命及び船舶の救助に関する事

第4節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
社会福祉法人福岡県 社会福祉協議会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関する事 ・職員や住民の災害に対する意識の向上に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関する事 ・災害ボランティアの活動体制強化に関する事 ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取組みに関する事
一般社団法人福岡県 LPガス協会	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LPガス施設の整備と防災管理に関する事 ・LPガス供給設備の耐震性の確保に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるLPガスの供給確保に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

第7 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
春日・大野城・ 那珂川消防組合	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制、指導に関する事 ・市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制指導育成に関する事 ・応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水火災及びその他災害の救助、救急情報に関する事 ・水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 ・人命の救助及び救急に関する事
春日大野城 衛生施設組合	<p>◆それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の防災活動に対する協力に関する事</p>
大野城太宰府 環境施設組合	
福岡都市圏南部環境 事業組合	
筑慈苑施設組合	
福岡地区水道企業団	

第8 関係団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
大野城市消防団	(災害応急対策) ・ 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関する事 ・ 災害等の情報収集に関する事 ・ その他消防に関する事
一般社団法人筑紫医師会	(災害応急対策) ・ 災害時における医療救護の活動に関する事 ・ 負傷者に対する医療活動に関する事 ・ 福岡県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関する事
一般社団法人筑紫薬剤師会	(災害応急対策) ・ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事 ・ 医薬品の調達、供給に関する事 ・ 福岡県薬剤師会並びに薬剤師との連絡活動に関する事
区	(災害応急対策) ・ 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関する事 ・ 出火防止及び初期消火に関する事 ・ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事 ・ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関する事 ・ 被害状況調査、広報活動等、災害対策業務全般についての協力に関する事
筑紫農業協同組合 (大野城支店ほか)	(災害応急対策) ・ 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ・ 農作物の災害応急対策の指導に関する事 ・ 被災農家に対する融資及び斡旋に関する事 ・ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事 ・ 災害時における食料及び物資の供給に関する事
大野城市商工会	(災害予防) ・ 「事業継続力強化支援計画」の推進に関する事 (災害応急対策) ・ 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 ・ 加盟各事業者との連絡調整に関する事 ・ 被災中小企業に対する融資の斡旋に関する事 ・ 災害時における救助物資、復旧資材の確保、斡旋及び被災者に対する炊き出しに関する事
大野城市土木協力会	(災害応急対策) ・ 道路・河川等、公共土木施設の応急対策の協力に関する事 ・ 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 ・ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事 ・ その他災害時における復旧活動の協力に関する事 ・ 加盟各事業者との連絡調整に関する事

第4節 防災機関の業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
大野城市建設協力会	(災害応急対策) ・倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 ・応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事 ・その他災害時における復旧活動の協力に関する事 ・加盟各事業者との連絡調整に関する事
筑紫舗装協力会	(災害応急対策) ・道路等、公共土木施設の応急対策の協力に関する事 ・その他災害時における復旧活動の協力に関する事 ・加盟各事業者との連絡調整に関する事
大野城市電友会	(災害応急対策) ・災害時における公共施設の電力供給対策の協力に関する事 ・電力施設の復旧活動の協力に関する事 ・加盟各事業者との連絡調整に関する事
大野城市緑化推進協議会	(災害応急対策) ・道路・公園等、植栽・土木施設の応急対策の協力に関する事 ・その他災害時における復旧活動の協力に関する事 ・加盟各事業者との連絡調整に関する事
南福岡管工事協同組合	(災害応急対策) ・災害時における上下水道の復旧活動の協力に関する事 ・加盟各事業者との連絡調整に関する事
社会福祉法人大野城市社会福祉協議会	(災害応急対策) ・災害時のボランティアの受入れに関する事 ・要介助者への支援及び生活支援活動の協力に関する事 ・生活福祉資金貸付の申込み受付に関する事
大野城市防犯組合 春日地区交通安全協会 (大野城支部)	(災害応急対策) ・災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関する事 ・災害時の交通規制、防犯対策の協力に関する事 ・その他災害応急対策の業務の協力に関する事

※関係団体の事務又は業務の大綱については、災害応急対策のみ記載している。

第5節 市民・事業所の責務

第1 市民・事業所

市民等は、災害対策基本法第7条にも定められているとおり、自らの安全は自らが守るとの視点に立って日頃から災害に備えるとともに、災害時には減災に寄与するよう自らの責務を果たすことが求められる。

区 分	市民・事業所の責務
市 民	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、自らの安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難先・避難経路等を確認する。 ・食料・飲料水等の備蓄（3日間程度）、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策を講じる。 ・地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進める等、日ごろから自主的に災害に備える。 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備をしておく。 <p>(災害応急対策・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携し協力するものとする。
事 業 所	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努めるものとする。 ・防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し、燃料や電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。 <p>(災害応急対策・復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携し協力するものとする。 ・特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市町村との物資・役務の供給協定の締結に努める。

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害に強いひとづくり
- 第2節 災害に強いまちづくり
- 第3節 各種災害別対策（水防対策、風害対策、土砂災害対策）
- 第4節 応急活動体制の整備
- 第5節 避難体制の整備
- 第6節 消防・救出救助・医療体制の整備
- 第7節 緊急輸送体制の整備
- 第8節 要配慮者等の支援体制の整備
- 第9節 生活救援体制の整備
- 第10節 住宅確保体制の整備
- 第11節 生活環境の保全及び公衆衛生体制の整備
- 第12節 文教体制の整備
- 第13節 業務継続計画・受援計画

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強いひとをつくる」、「災害に強いまちをつくる」、「災害に備えた体制をつくる」ための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示している。なお、全ての計画には、市役所内での担当部署及び関係機関を示し、各自が計画の実施状況を確認しやすいように表現している。

第1節 災害に強いひとづくり

■施策の体系

第1 市民、職員の防災知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> — 市民等への防災知識の普及・啓発 — 職員に対する防災教育
第2 災害に強い組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> — 自主防災組織による防災力の強化 — コミュニティの防災力の強化 — 民間団体・事業所による防災力の強化 — 団体・事業所等の相互協力による防災力の強化 — 災害ボランティア団体との連携強化
第3 災害時の対応力を高める 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> — 市民総ぐるみ防災訓練等の実施 — 地域防災訓練の支援 — 個別防災訓練の実施

第1 市民、職員の防災知識の向上

市民一人一人が自身の安全を確保し、職員が臨機応変に業務を遂行するため、防災意識や知識の向上を啓発するとともに、防災教育や研修、防災関連資格取得等を推進する。

施策	市民等への防災知識の普及・啓発	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
防災知識の普及・啓発	<p>災害の危険性、行動・対処、要配慮者や多様な性への配慮、事前の備え等、家庭や職場、運転者、避難生活等において必要な知識や心得を市民に対して普及・啓発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 出前講座による防災知識の普及・啓発 ◆ 避難情報等に基づく適切な避難行動の周知 ◆ 適切な避難先（指定避難所、親戚・知人宅、ホテル・旅館、屋内安全確保等）・避難経路の選択の周知 ◆ 避難所等において、性暴力やDVのような「暴力は許されない」意識の普及・啓発 ◆ 逃げタオル運動、いのちをつなぐお守り袋運動の推進 ◆ ハザードマップの最新情報への更新 ◆ 防災週間や防災ボランティア週間を活用した防災イベントの開催 	危機管理部
防災教育の推進	<p>各施設管理者と協力し、園児・児童、生徒、従業員等に対する防災教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校等における地域の災害リスクに基づいた防災教育の推進 ◆ 地区別防災カルテを活用した地域の災害特性や避難計画等の周知 	危機管理部 こども未来部 教育部

第1節 災害に強いひとづくり

施策 職員に対する防災教育		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
各種防災マニュアルの周知・理解の徹底	応急対策における実践力を高めるため、各種防災マニュアルを職員に周知し、理解度を高める。 ◆各種防災マニュアルの周知 ◆各種防災マニュアルの研修、訓練等における活用 ◆各部局における各種防災マニュアルの点検、更新	危機管理部
防災研修の実施	職員を対象とした研修プランを充実し、効果的に実施する。 ◆新任研修、職場研修、幹部研修と防災研修との組み合わせによる実施 ◆研修会、講習会、防災対策会議等への参加促進	危機管理部 総務財政部
各種防災関連資格の取得・奨励	様々な技術、ノウハウに関する各種防災関連資格の取得を奨励する。 ◆防災士、カウンセラー、斜面判定士等の養成、関連資格の取得・奨励	危機管理部 総務財政部 各施設 所管部

第2 災害に強い組織づくり

地域ぐるみで被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や各コミュニティ地区などの地域の防災力、企業・団体における防災力を強化するとともに、ボランティア団体との連携強化や災害ボランティアの活動環境を整備する。

施策 自主防災組織による防災力の強化		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
自主防災組織による防災力の強化	自主防災組織の育成及び体制の強化を図り、市民相互に助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 ◆リーダー養成等のための研修会等への参加促進 ◆活動計画・防災マニュアル等策定の支援、防災活動の支援 ◆地域内の事業所や関係機関との連携による訓練実施の支援 ◆女性が力を発揮しやすい組織づくりの促進 ◆避難所運営マニュアルの周知・活用	危機管理部 地域創造部 [消防本部] [県]

施策 コミュニティの防災力の強化		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
各コミュニティ地区の防災力の強化	各コミュニティ地区の防災力の向上を図るため、地区内の居住者及び事業者の共同による自発的な防災活動の推進を図る。 ◆各コミュニティ地区の防災訓練への支援 ◆地区防災計画策定の支援 ◆防災士連絡協議会への支援	危機管理部 地域創造部 [消防本部]

施策	民間団体・事業所による防災力の強化	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
民間団体・事業所による防災力の強化	<p>民間団体や事業所による防災力を強化するため、防災に係わる取組みを推進させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆事業所等が実施する防災訓練への支援 ◆事業所等に対する市及び自主防災組織が実施する防災訓練への参加の呼びかけ ◆事業継続力強化支援計画の推進 	危機管理部 [消防本部] 地域創造部 環境経済部

施策	団体・事業所等の相互協力による防災力の強化	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
団体・事業所等の相互協力による防災力の強化	<p>各コミュニティ内における組織間の相互協力を防災訓練等を通じて促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆消防本部、消防団、市民組織、事業所間における相互協力体制の確立・促進 ◆要配慮者の利用施設と自主防災組織等の地域内組織との日常的な交流の促進 	危機管理部 地域創造部 すこやか福祉部 [消防本部]

施策	災害ボランティア団体との連携強化	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
ボランティア団体との連携強化	<p>災害発生時において、被災者の多様なニーズに対応するためには、災害ボランティアの参加・協力が必要である。また、平時から社会福祉協議会や中間支援組織、各種ボランティア団体との連携を強化するとともにボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティアネットワークの構築 ◆各種応援協定の締結 	危機管理部 すこやか福祉部 [社会福祉協議会]
災害ボランティアの活動環境の整備	<p>災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、社会福祉協議会と連携し、活動環境の整備や支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆災害ボランティアリーダー、コーディネーターの育成・支援 ◆災害ボランティア活動環境の整備 ◆活動拠点や資機材の確保等の支援 	危機管理部 すこやか福祉部 [社会福祉協議会]

第3 災害時の対応力を高める防災訓練の実施

災害発生後のあらゆる困難、混乱、不測の事態に対処できる防災力を確立するため、地域の災害リスクに基づいた防災訓練実施計画を策定し、目的や対象等を明確にしたうえで、市民総ぐるみ防災訓練等を実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮する。

施策	市民総ぐるみ防災訓練等の実施	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
市民総ぐるみ防災訓練等の実施	<p>市民、行政、関係機関が一体となり、防災力を高めるため、市民総ぐるみ防災訓練等を定期的実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市民総ぐるみ防災訓練等の実施 ◆水防訓練の実施 	危機管理部 [県] [消防本部] [各関係機関]

施策	地域防災訓練の支援	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
地域防災訓練の支援	<p>各コミュニティや自主防災組織等を単位とする防災訓練を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各区の防災訓練や避難行動要支援者の避難誘導訓練等の支援 ◆区、自主防災組織、市民組織、小・中学校等の合同訓練の支援 ◆事業所等との連携による防災訓練の支援 ◆自主防災組織による地区の状況に応じた訓練の支援、地区別防災カルテの活用 ◆避難所運営マニュアルを活用した指定避難所開設訓練等の支援 	危機管理部 各部署

施策 個別防災訓練の実施		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
災害対策本部の訓練	<p>災害対策本部を運営する職員を対象として、災害対策本部の設置・運営を円滑に実施するための訓練を実施する。</p> <p>◆本部の設置・運営に関する訓練</p>	危機管理部
個別応急対策訓練	<p>各種防災訓練等にあわせて、各部を対象とした訓練を実施する。</p> <p>◆災害応急対策、実施手順の点検</p> <p>◆大規模災害を想定した災害図上訓練</p>	危機管理部 各部局
公共施設を対象とした防災訓練	<p>小・中学校や公共施設等の各施設管理者が策定している消防計画及び防災計画等をふまえ、突発的な災害に対処できるよう防災訓練を実施する。</p> <p>◆避難訓練、初期消火訓練等</p>	危機管理部 教育部 各施設 所管部

第2節 災害に強いまちづくり

■施策の体系

第1 治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> — 施設の点検・整備 — 雨水の流出抑制 — 森林・農地の保全
第2 防災に配慮した市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> — 土地利用の適正化 — 道路・橋梁等の防災対策 — 空き家等の状況確認 — 要配慮者にやさしいまちづくり

第1 治水対策の推進

施設の点検・整備、雨水の流出抑制を行い、総合的治水対策を推進する。

施策	施設の点検・整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
雨水幹線及び水路の整備	治水・安全面・環境等を考慮した、雨水幹線及び水路の整備を推進する。	上下水道局 都市整備部
河川施設、ため池の安全対策	防災上特に重要な河川、ため池については、県、水利組合等と連携し、影響度を考慮したうえで優先順位の高いものから、安全対策の強化を図るとともに、防災情報連絡体制の確立を図る。 ◆堤防等の河川施設の安全対策 ◆ため池施設の安全対策 ◆ため池ハザードマップの作成・周知	都市整備部 危機管理部 [県]

施策	雨水の流出抑制	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
雨水の流出抑制	国、県等と連携し、流域の保水・遊水機能の維持増進を図る。 ◆公園・グラウンド等を利用した雨水流出抑制施設の整備 ◆雨水調整池としてため池の活用	上下水道局 都市整備部 各施設 所管部 [国・県]

施策 森林・農地の保全		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
森林・農地の保全	<p>保水・浸透機能を高めるため、流域治水の取り組みと連携しつつ、各種施策を有効に活用し、森林・農地の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆第1種自然環境保護区域（大野城市自然環境保護条例）の用地取得 ◆おおのじょう緑のトラスト協会の活動支援 ◆荒廃森林整備事業の推進 ◆保安林指定の拡大 ◆市民農園、コミュニティ農園等の用地確保 ◆山地災害危険地区における治山事業の推進 	環境経済部 都市整備部 [県]

第2 防災に配慮した市街地の形成

災害に強い市街地を形成するため、土地利用の適正化を図るとともに、道路・橋梁の防災対策を推進する。

施策 土地利用の適正化		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
安全性を重視した土地利用の確保	<p>土砂災害危険性のある地区を対象として、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆危険箇所の周知 ◆建築基準法第39条による災害危険区域の指定、住宅等の建築制限 	危機管理部 都市整備部 [県]
災害防止に関する指導・監督	<p>都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督 ◆巡視等による違法開発行為の取り締まり 	都市整備部 [県]

施策 道路・橋梁等の防災対策		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
道路・橋梁等の防災対策	<p>主要市道を対象として、緊急輸送や避難行動等防災活動を考慮した機能の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆道路・橋梁等の点検・整備 ◆橋梁長寿命化修繕計画の策定 ◆避難路における防犯灯・道路照明等の環境整備の促進 ◆道路法面の安定化 	環境経済部 都市整備部

第2節 災害に強いまちづくり

施策	空き家等の状況確認	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
空き家等の状況確認	<p>平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。</p> <p>◆発災時に迅速に対応するための空き家等のリスト化</p>	環境経済部

施策	要配慮者にやさしいまちづくり	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
要配慮者にやさしいまちづくり	<p>高齢者や障がいのある人等も安全・快適に暮らせるよう配慮した都市環境の整備を推進する。</p> <p>◆「やさしさをもったまちづくり要綱」に準拠した公共施設の整備及び民間施設の改善指導</p>	各施設 所管部

第3節 各種災害別対策（水防対策、風害対策、土砂災害対策）

■施策の体系

第1 水防対策	——— 水防体制の強化
第2 風害対策	——— 風害防止対策
第3 土砂災害対策	┌——— 土砂災害防止対策 └——— 土砂災害警戒体制の確立

第1 水防対策

水害を警戒、防御し、被害を軽減するため、水防計画を策定するとともに、計画に基づき水防体制を強化する。

施策	水防体制の強化	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
水防計画の策定	水防法に基づき県が定める水防計画をふまえ、市水防計画書を適宜見直し、策定する。	危機管理部 [県]
水防施設・資機材の整備	防災倉庫の設置及び資機材の種類、数量、配置等の適切な管理を行う。 ◆必要資機材の備蓄及び補充	危機管理部 [県]
道路・水路等の適切な管理	毎出水期前に計画を立て、水路の安全点検及び維持・補修を実施する。	都市整備部 [県]

第2 風害対策

風害の被害を軽減するため、電気・電話施設及び道路施設の機能維持・復旧を図るための対策を促進する。

施策	風害防止対策	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
電気施設の風害防止対策	風害による被害の未然防止、早期発見による電気の機能維持を図る。	[九州電力(株)・九州電力送配電(株)]
電話施設の風害防止対策	風害による迅速な電気通信設備の防護、復旧体制を整備し、通信の疎通維持を図る。	[NTT 西日本等通信事業者]
ケーブルテレビ施設の風害防止対策	風害による迅速な電気通信設備の防護、復旧体制を整備し、通信の疎通維持を図る。	[ケーブルステーション福岡]
標識・照明柱・街路樹の風害防止対策	強風による倒木、幹折れ、傾き、電線の切断等を防止する措置を行う。 ◆剪定、支柱等の点検・設置 ◆標識・道路照明等の日常的な点検	都市整備部 [国・県]

第3 土砂災害対策

土砂災害の発生を防止するため、安全性を考慮した土地利用、宅地造成を誘導、指導するとともに、各種法令に基づく危険箇所等の区域指定、安全対策等を推進する。

施策	土砂災害防止対策	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
災害危険箇所の区域指定・整備	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、砂防法、宅地造成等規制法等を有効に活用し、土砂災害への安全対策を推進する。 ◆危険箇所の区域指定・整備促進	危機管理部 都市整備部 [県]
山地災害の予防	無秩序な林地開発の防止と土砂災害防止のための適切な森林管理を推進する。 ◆違法開発・伐採の取り締まり ◆保安林指定の推進、適切な森林管理 ◆山地災害危険地区における治山事業の推進	環境経済部 都市整備部 [県]

第3節 各種災害別対策（水防対策、風害対策、土砂災害対策）

施策 土砂災害警戒体制の確立		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
災害危険箇所の把握・周知	<p>集中豪雨等によるがけ崩れ等が発生するおそれのある警戒区域等の周知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆危険箇所の調査 ◆土砂災害警戒区域等の周知 	危機管理部 都市整備部 [県]
警戒体制の確立	<p>災害の危険性がある斜面、土石流や危険溪流に対する警戒体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆梅雨・台風期前の巡視強化 ◆災害情報伝達システム、情報伝達機器等の点検・整備 ◆集中豪雨時の巡視体制の確立 	危機管理部 都市整備部 [県] [警察署] [消防本部]

第4節 応急活動体制の整備

■施策の体系

第1 応急活動体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> — 応急活動体制の整備 — 活動拠点の整備
第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> — 情報の収集管理体制の整備 — 災害対応業務のデジタル化 — 防災情報のネットワーク整備 — 情報システム環境の整備
第3 災害時の広報体制の整備・強化	— 市民への広報体制の整備・強化
第4 災害時の相互協力体制の整備・強化	— 近隣市町、関係機関等との連携強化

第1 応急活動体制の整備・強化

迅速な初動体制を確立するため、災害発生直後の混乱期や勤務時間外においても指揮命令系統を立ち上げられ、大規模・同時多発的災害の発生の場合にも活動拠点への参集・配備が行えるよう応急活動体制を整備・強化する。

施策	応急活動体制の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
応急活動体制の整備	応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の充実に努める。 ◆職員の危機管理能力向上のための災害図上訓練等の実施 ◆参集訓練等の実施 ◆職員動員配備体制の確立 ◆参集メールの機能の強化 ◆外部専門家や民間からの意見等を活用できる仕組みの整備	危機管理部 各部局
災害対策本部設置・運営の強化	地域防災計画に基づき、災害時に各部局が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、職員の初動対応や災害対策本部の設置・運営体制を強化する。 ◆勤務時間内・時間外の区分を考慮した職員の配備体制の強化 ◆自主防災組織活動との連携を考慮した地区拠点における対策本部の構築・運用 ◆職員初動マニュアルの見直しや災害対策本部運営マニュアルの作成 ◆避難指示等に関するマニュアルの策定と更新	危機管理部 各部局

施策		活動拠点の整備	
計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」	
防災拠点の整備	<p>本庁舎及び各コミュニティセンターを防災拠点と位置づけ、必要な機能の整備を進める。本庁舎については災害対策本部を設置し、各コミュニティセンターについては、応急対策を実施する地域の拠点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施設の営繕及び改修工事推進 ◆自家発電装置等の非常用電源の整備 ◆食料・燃料・物資・資機材等の備蓄 ◆重要給排水拠点としての整備 	危機管理部 総務財政部 地域創造部 上下水道局	
災害用臨時ヘリポートの管理	<p>選定したヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つ等、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるようにする。</p>	危機管理部 都市整備部 教育部	

第2 情報の収集・伝達体制の整備・強化

迅速に応急活動を行うため、各種防災情報ネットワーク、通信体制等を整備するとともに、災害、被害状況等の情報を的確かつ迅速に収集、把握し、伝達、報告できる体制を整備する。

施策		情報の収集管理体制の整備	
計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」	
情報の収集管理体制の整備	<p>災害発生時に関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう体制の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆情報収集・伝達整備計画の策定 ◆情報伝達ルート多重化 ◆福岡県防災・行政情報通信ネットワーク及び福岡県防災情報システムの活用 	危機管理部 総合政策部	

施策		災害対応業務のデジタル化	
計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」	
災害対応業務のデジタル化	<p>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するための体制整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用 ◆災害対応に必要な情報項目等の標準化 ◆システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備 	危機管理部 総合政策部	

第4節 応急活動体制の整備

施策 防災情報のネットワーク整備		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
災害時用情報網の整備	市災害対策用無線ネットワークを構築する。 ◆移動系防災行政無線の配備及び機能強化 ◆防災拠点施設及び指定避難所との通信手段の確保	危機管理部
災害時優先電話指定の拡充	災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、災害時における電話網の強化を図る。	各施設 所管部 [NTT西日本]
災害時の電話利用ルールの周知	市民に対し通報、緊急通話以外の利用を控えるよう、災害発生直後の電話の輻輳防止のためのPRを行う。 ◆通報、緊急通話以外の利用控え ◆災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板の活用	危機管理部 [NTT西日本]
特設公衆電話の設置	避難者が安否確認のために使用する特設公衆電話について、指定避難所となるコミュニティセンター、公民館等に事前に設置し、指定避難所の通信手段の強化を図る。	危機管理部
情報インフラの整備	地域の情報インフラを整備し、情報の一元化を図る。 ◆市内公共施設との情報伝達ルートの多重化等、情報ネットワークの強化 ◆防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」のほか、インターネット等の活用	総合政策部 危機管理部 各施設 所管部

施策 情報システム環境の整備		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
情報システム環境の整備	災害や被害情報、応急活動情報等の早期収集・把握、情報の一元化のための、防災関連地理情報システムを構築し、災害対策の円滑化を図る。 ◆被災状況把握マニュアル及び被災状況調査マニュアルの策定及び更新 ◆平常時における防災関連地理情報システムの活用と防災関連情報の蓄積 ◆防災関連地理情報システムの活用と運用強化のための体制の整備 ◆被災者支援システムの運用体制の整備 ◆要支援者システムの運用体制の整備	都市整備部 危機管理部 総合政策部

第3 災害時の広報体制の整備・強化

市民へ迅速に正確な情報を伝え、二次的被害や混乱を防止するために必要な体制を整備、強化する。また、大規模停電時も含め常に情報伝達できるよう、その体制及び設備の整備を図るものとする。

施策	市民への広報体制の整備・強化	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
災害情報伝達システムの整備強化	市内各地域への情報伝達のための災害情報伝達システム（戸別受信機を含む）を整備・維持する。 ◆災害情報伝達システムの年次的な保守点検の実施 ◆必要に応じた拡声子局の拡充	危機管理部
広報車による広報体制の強化	地域への必要な情報提供のため、消防機関と協力し、広報体制を強化する。 ◆必要に応じた広報マニュアルの更新 ◆庁用車の拡声機器の整備拡充の検討	総務財政部 総合政策部
電子媒体による広報	避難情報や防災情報等をリアルタイムで発信するための情報伝達手段を確保する。 ◆市ホームページの活用 ◆X（旧ツイッター）やフェイスブック等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等の活用 ◆福岡県防災情報等メール配信サービス「防災メール・まもるくん」や緊急速報メール（エリアメール）等のメーリングシステムの活用 ◆Lアラート（災害情報共有システム）での発信 ◆情報の地図化等	総合政策部 危機管理部
災害情報等配信サービスによる広報	災害時等に市が発信する気象や避難に関する情報を、事前に登録された電話に人工音声又はFAXで知らせる「災害情報等配信サービス」を拡充する。 ◆被災のおそれがある世帯への「災害情報等配信サービス」の登録促進	危機管理部

施策	安否不明者への対応	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
安否不明者への対応	発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を県が公表する場合や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続きについて整理し、明確にしておくよう努める。	危機管理部 市民生活部

第4 災害時の相互協力体制の整備・強化

市では対処できない事態に対応するため、国、県、市町村、自衛隊への迅速な応援要請、円滑な受入れ体制を整備、強化する。

施策	近隣市町、関係機関等との連携強化	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
広域的な関係機関との連携強化	市及び防災関係機関は、災害応急活動及び復旧活動に備え日頃より連携を強化する。 ◆災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する協定を活用するための連携強化 ◆他都道府県市町村との相互応援協定の検討	危機管理部
近隣市町との連携強化	近隣市町との連携を強化し、災害対策の適切な相互協力を図る。 ◆定期的な情報交換 ◆河川の総合的治水対策の推進	危機管理部 都市整備部 各部局
応援要請及び受入れ体制等の整備	災害時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請方法を検討し、効率的な運用に向け必要な整備を図る。 ◆応援要請、受入れ体制マニュアルの策定 ◆大野城市災害時受援計画の策定	総務財政部 危機管理部
協定締結先との連携強化	市及び協定締結先は、災害応急活動及び復旧活動に備え日頃より連携を強化する。 ◆応急対策の流れ、情報連絡系統等の確認 ◆協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続き等の確認	危機管理部 各部局

第5節 避難体制の整備

■施策の体系

第1 避難所の確保	<ul style="list-style-type: none"> — 避難所の指定 — 指定避難所の開設・環境の整備
第2 避難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> — 避難誘導計画及び体制の確立 — 避難路の選定・安全確保 — 関係機関・団体等との連携の強化
第3 運営・管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> — 指定避難所の運営組織の育成 — 多様な性の視点を踏まえた避難所の運営 — 指定避難所の施設管理体制の整備

第1 避難所の確保

想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、市民が安全に避難できる施設を確保するため、避難所、福祉避難所の指定・更新、機能性の確保、市民への周知を行うとともに、避難所台帳を整備する。

なお、災害対策基本法第49条の7に基づき指定する避難所は、災害対策基本法第49条の4に基づく切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所としても指定する。

施策	避難所の指定	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
避難所の指定	災害時を想定し、適宜、避難所について見直しや整備を行う。 ◆避難所台帳の整備（新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえたレイアウト計画や動線の確保） ◆避難計画の策定	危機管理部
風水害時の避難所の指定	災害の危険性があり避難した市民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民を一時的に滞在させるための施設として提供が可能な収容施設を確保し、指定する。 ◆災害の状況に応じた避難所配置の検討 ◆市民への周知	危機管理部
福祉避難所	各コミュニティセンター内の一部及びすこやか交流プラザの一部を要配慮者用の福祉避難所として確保する。 また、市内社会福祉施設の福祉避難所としての指定を推進する。 ◆市民への周知 ◆社会福祉施設との協定の締結 ◆受入れ対象者の特定及び公示	すこやか福祉部 地域創造部 危機管理部 各施設 所管部

第5節 避難体制の整備

施策	指定避難所の開設・環境の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
指定避難所開設のための備蓄等	<p>各指定避難所の開設・運営に必要な食料・生活必需品・資機材の備蓄を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆備蓄計画の策定（新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄） ◆指定避難所機能確保の検討 ◆台帳類の整備 ◆コミュニティセンターの備蓄倉庫の設置 ◆必要に応じた電力容量の拡大 	危機管理部 各施設 所管部
指定避難所の環境整備	避難者の多様なニーズに配慮し、指定避難所の環境の整備を行う	危機管理部
指定避難所	<p>災害情報の入手に資する機器、その他避難所生活に必要な設備を確保する。</p> <p>また、空調・洋式トイレ・部屋等の仕切り等、高齢者・障がいのある人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者及び多様な性にも配慮した施設の整備に努める。</p>	危機管理部 各施設 所管部
福祉避難所	上記の整備に併せ、要配慮者の相談や特別なニーズについては個別に対応し、安心して生活できる体制、環境の整備に努める。	すこやか福祉部 各施設 所管部

第2 避難誘導體制の整備

市民等を安全に避難させるため、地区別防災カルテ等を活用した避難誘導計画及び体制を確立するとともに、避難路の安全性を確保する。

施策	避難誘導計画及び体制の確立	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
避難誘導計画の策定	災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、地区別防災カルテ等を活用し、自主防災組織と連携のうえ避難誘導計画を作成し、訓練を行う。	危機管理部
避難行動要支援者に対する避難誘導體制の確立	<p>避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、「避難行動要支援者支援計画」等を活用し、避難支援体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者支援計画の推進 	すこやか福祉部 危機管理部

施策	避難路の選定・安全確保	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
避難路の選定・安全確保	<p>災害時において、比較的安全に避難ができると思われる道路等を避難路として選定し、安全確保を図る。なお、全体の避難路については、地区別防災カルテを参考に、地域住民で選定する。</p> <p>◆避難路の危険箇所の把握、点検整備 ◆夜間の避難や避難行動要支援者等へ配慮した避難路の選定</p>	危機管理部 都市整備部 [消防本部]

施策	関係機関・団体等との連携の強化	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
関係機関・団体等との連携の強化	<p>自主防災組織、消防団、警察署等と連携し、避難誘導を円滑に行うことができるよう体制を確立する。</p> <p>◆避難訓練による連携体制の確認及び効率的な手順の確立に向けた見直し作業の実施 ◆夜間の災害発生時における避難誘導・実施手順の検討</p>	危機管理部 各施設 所管部 [消防団] [警察署]

第3 運営・管理体制の整備

市民等による自主運営を基本とし、多様なニーズに配慮して指定避難所を運営するため、避難者や自主防災組織等を中心に避難所を運営・管理できる体制を整備する。

施策	指定避難所の運営組織の育成	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
指定避難所の運営組織の育成	<p>災害時に避難所運営組織を設立し、市民等による自主運営体制を確立するため、区長、自主防災組織等と協力して共通認識を深める。</p>	危機管理部 地域創造部

施策	多様な性の視点を踏まえた避難所の運営	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
多様な性の視点を踏まえた避難所の運営	<p>多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。</p> <p>平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	危機管理部 市民生活部 [男女平等推進センター アスカール]

第5節 避難体制の整備

施策	指定避難所の施設管理体制の整備	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 「関連機関」
指定避難所の施設管理体制の整備	<p>指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、複数の女性を含む避難者や自主防災組織により、確実な指定避難所開設運営が行えるよう体制を整備する。</p> <p>また、避難所運営マニュアルの見直しを適宜行うとともに、マニュアルに基づき、区長、自主防災組織及び施設管理者等と連携して、指定避難所の開設・運営訓練を実施する。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p>	危機管理部 各施設 所管部

第6節 消防・救出救助・医療体制の整備

■施策の体系

第1 救出・救助体制の整備	——— 地域の救助・救出能力の強化
第2 災害時医療救護体制の整備	——— 初動医療体制の整備・充実 ——— 救急医薬品・医療資機材等の調達

第1 救出・救助体制の整備

災害発生直後に円滑に救出・救助活動を行うため、消防団、地域等の対応能力を高め、資機材、体制を整備する。

施策	地域の救助・救出能力の強化	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
救出救助体制の整備	市及び消防機関は、救出事案に対処するための体制整備を行うとともに、救出用資機材を調達できる体制を整備する。 また、重機等については、建設業者の所有する機材を借り上げる等、協力体制を整備する。 ◆建設関係団体等との協定の締結	危機管理部 [消防本部]
地域の救急・救助活動力強化	市及び消防機関は、自主防災組織、事業所等に対し、救出救助活動に関する啓発を行う。 ◆救出・救助及び応急救護の訓練の支援	危機管理部 [消防本部]

第2 災害時医療救護体制の整備

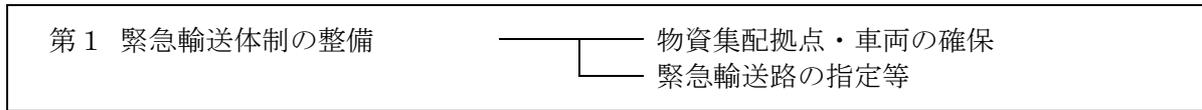
災害時に円滑な医療救護を行うため、医師会等との連携の強化とあわせて医療救護体制を確立するとともに、医薬品や医療資機材の調達体制を整備する。

施策 初動医療体制の整備・充実		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
関係団体との連携強化	医師会等と連携を強化し、災害時の医療救護体制の充実を図る。 ◆災害時医療救護体制の確立 ◆医師会等との連携を確立するための訓練の実施 ◆重症病者等の後方搬送機関として、又は応援等のため、市外医療機関との連絡体制の確立	すこやか福祉部 [医師会]
医療救護チームの編成	災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施するため、医師会等と協議調整し、医療救護チームの編成等、災害時における医療救護活動に関する協定の検討を行う。	すこやか福祉部 [県] [医師会]

施策 救急医薬品・医療資機材等の調達		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
救急医薬品・医療資機材等の調達	負傷者が多数発生する場合を想定し、救急セット等の備蓄を推進するとともに、医薬品や医療資機材等の調達についての体制を整備する。 ◆医師会・薬剤師会との協定の締結等、災害時の調達実施手段の検討	危機管理部 すこやか福祉部 [県] [日本赤十字社福岡県支部]

第7節 緊急輸送体制の整備

■施策の体系



第1 緊急輸送体制の整備

災害時に円滑に緊急輸送を行うため、緊急通行車両の事前届出、物資集配拠点の確保等の体制を強化するとともに、緊急輸送路の啓開のための体制を強化する。

施策	物資集配拠点・車両の確保	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
物資集配拠点の設置	市外からの広域的な救援物資の受入れ、保管、仕分、配送を円滑に行うため、物資集配拠点の施設を設置するとともに、協定締結事業者と連携する。 ◆物資集配拠点の指定（大利小学校体育館・コミュニティセンター）	市民生活部 総務財政部 危機管理部
緊急通行車両の事前届出	市所有車両をリストアップし、災害発生時の確認事務の省力化のため、警察署への事前届出を行う。	総務財政部

施策	緊急輸送路の指定等	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
緊急輸送路の指定	災害応急活動を円滑に実施するため、警察署や関係機関と協議し、市内の各指定避難所、防災拠点、医療機関等を結ぶ輸送路を指定する。	危機管理部 都市整備部
緊急輸送道路の啓開体制の確立	発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材の確保を図るため、建設関係団体と協定を締結する。	危機管理部 都市整備部

第8節 要配慮者等の支援体制の整備

■施策の体系

第1 要配慮者の支援体制	要配慮者支援体制の整備 相互応援協力体制の整備
第2 避難行動要支援者への対応	避難行動要支援者の支援体制の整備
第3 帰宅困難者の支援体制	帰宅困難者の支援体制の整備
第4 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設の避難体制の強化	避難確保計画作成及び訓練実施の促進

第1 要配慮者の支援体制

ノーマライゼーションの理念に基づき防災対策を推進するため、自力避難や災害の情報等の受理が困難で災害時に援護を必要とする要配慮者に対し、地域ぐるみの支援体制づくり、他市町村との相互応援体制の強化を促進する。

施策	要配慮者支援体制の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
地域ぐるみの支援体制づくり	市民、民生委員、福祉委員、自主防災組織及びボランティア等と連携し、要配慮者の安全確保に係わる相互協力体制を整備する。 ◆「避難行動要支援者支援計画」をふまえた避難誘導訓練等の実施、見直し ◆要配慮者の実情に配慮した地域の支援体制の整備 ◆要配慮者及び関係者に対する防災知識の普及・啓発	すこやか福祉部 地域創造部 危機管理部 [消防本部] [地域包括支援センター]
緊急通報装置等の整備	県、消防本部、警察署その他関係機関と連携し、介助支援の必要な市民を対象として、緊急通報システム等の緊急連絡手段を整備、提供する。 ◆緊急通報システムの給付拡充、設置の斡旋 ◆ファックス貸与事業の推進	すこやか福祉部 [消防本部] [県] [警察署] [関連機関]
広報体制の整備・強化	要配慮者向け広報活動等に必要な広報要員の確保を行う。 ◆点字、手話ボランティアの登録者とボランティア団体等との連携による要員確保 ◆「声の広報」等の災害時の活用検討 ◆外国語防災パンフレット等の作成及び配布	総合政策部 すこやか福祉部 地域創造部 [社会福祉協議会] [国際交流協会]

施策 相互応援協力体制の整備		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
他市町村との相互応援協力体制の整備	他市町村と連携し、要配慮者のケアのための人員、資機材、救援物資等を確保する体制を整備する。 ◆相互応援協定の締結、実施手順の策定	危機管理部 すこやか福祉部 こども未来部
要配慮者支援協定の締結等	要配慮者の支援、受入れ等に関する福祉関係団体等との協定締結を促進する。 ◆社会福祉協議会、国際交流協会等その他関係機関との協定の締結	危機管理部 すこやか福祉部 地域創造部 こども未来部

第2 避難行動要支援者に対する対応

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する者（避難行動要支援者）を災害から保護するために必要な措置を促進する。

施策 避難行動要支援者の支援体制の整備		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
避難行動要支援者の把握	避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成し、避難支援等を実施する関係機関に情報を提供することにより発災時に迅速な対応がとれるように備える。 ◆避難行動要支援者名簿の作成及び更新 ◆避難行動要支援者名簿の適正管理 ◆避難支援等関係者への事前の名簿提供	危機管理部 すこやか福祉部 [社会福祉協議会]
避難行動要支援者の安全確保体制の整備	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（H25.8 内閣府）に基づき、下記の事項を記した「避難行動要支援者支援計画」を策定し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。 ◆避難行動要支援者支援計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者となる者 ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 ・避難支援等関係者の安全確保 ◆具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定及び更新並びに情報の適切な管理 ◆避難支援等関係者との協力体制の整備	危機管理部 すこやか福祉部 こども未来部 地域創造部 [社会福祉協議会]

第3 帰宅困難者の支援体制

自力で帰宅することが困難な帰宅困難者を支援するため、情報提供や安否確認支援、一時的な宿泊施設の提供等の支援体制を整備する。

施策 帰宅困難者の支援体制の整備		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
災害時の情報収集伝達体制の構築	公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等の情報を収集し、迅速に提供できる体制を整備する。 ◆人が集まりやすい駅や商業施設に対して、情報を提供する手順の検討 ◆緊急速報メール（エリアメール）による情報配信	危機管理部 [県]
帰宅困難者の安否確認の支援	防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等を効果的に活用できるよう普及・啓発を行う。 ◆防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」利用のPR ◆通信事業者等が行う安否確認システム利用のPR	危機管理部 [県]
避難施設の提供	帰宅可能になるまで待機する場所がない、帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。	危機管理部 [県]
企業、通勤者等への意識啓発	インターネットや広報紙等を通じ、企業や通勤者等へ帰宅困難者対策の意識啓発を行う。	危機管理部 [県]
企業等における対策の推進	企業等における帰宅困難者対策について、助言・指導するとともに、待機中に、企業等において必要となる食料、飲料水、毛布等の備蓄を啓発する。	危機管理部 [県]

第4 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設の避難体制の強化

御笠川洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、水防法・土砂災害防止法に基づき避難確保計画を作成し、及びそれに基づいた避難誘導等の訓練を実施することにより、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

施策 避難確保計画作成及び訓練実施の促進		
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
避難確保計画の作成 支援	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、県及び市は連携して積極的に必要な支援及び指示を行い、市は避難確保計画及び避難訓練について指示及び確認を行う。	危機管理部 すこやか福祉部 こども未来部 教育部 [県]

第9節 生活救援体制の整備

■施策の体系

第1 物資調達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> └─ 被害を想定した備蓄計画の策定及び推進 └─ 緊急物資の調達体制の整備
第2 給水体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> └─ 応急給水の確保 └─ 相互応援・協力体制の確立

第1 物資調達体制の整備

災害時における被災者の生活を救援するため、備蓄計画を策定し、備蓄品等を充実するとともに、流通業者等と供給、輸送に関する連携を強化する。

施策	被害を想定した備蓄計画の策定及び推進	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
備蓄計画の作成	大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる飲料水、食料、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他資機材に関する備蓄計画を作成する。 ◆地区別防災カルテや防災アセスメント調査による避難者想定数に基づく備蓄計画の策定 ◆高齢者、乳幼児及び女性のニーズを考慮した備蓄品の充実	危機管理部
家庭及び事業所内備蓄の奨励	各家庭、事業所における食料、飲料水、生活必需品、非常時に備えた物資、資機材の備蓄の奨励を行う（3日分以上）。	危機管理部 [県]

施策	緊急物資の調達体制の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
緊急物資の調達体制の整備	関係業者等と連携し、災害時の食料、生活必需品、燃料等の調達体制を整備する。また、指定避難所で必要となる寝具類のリースについても検討する。 ◆各関係業者との協定の締結 ◆協定締結事業者等との連携も含めた配送方法等の検討 ◆物資調達・輸送調整等支援システムの活用と速やかな物資調達のための準備	危機管理部 総務財政部 市民生活部

第2 給水体制の整備

災害時においても、指定避難所や医療福祉施設等の重要施設をいち早く機能させるため、応急給水の方法、資機材の整備、又は福岡地区水道企業団や他水道事業者との協力体制の整備を促進する。

施策 応急給水の確保		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
災害初期飲料水の確保	災害時の道路輸送が困難な状況を想定し、災害初期の飲料水を確保する。 ◆各コミュニティセンターへの給水袋の配備 ◆応急給水栓による給水	上下水道局
応急給水への対応	様々な状況を想定し、必要となる応急給水への対応を検討する。 ◆給水拠点の整備 ◆水道水を確保するための措置（緊急遮断弁の設置等）	上下水道局

施策 相互応援・協力体制の確立		
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
他水道事業者等との相互応援協力体制の確立	福岡地区水道企業団及び他水道事業者、日本水道協会等関係機関との相互応援協力体制を確立する。 ◆応援、受入れの具体的手順の検討	上下水道局
民間事業者等との災害時協力体制の整備	南福岡管工事協同組合、その他関連団体・業者と協力し、応急給水、応急復旧活動を円滑に行う体制を整備する。 ◆給水容器・資機材等の緊急調達体制の検討	上下水道局

第10節 住宅確保体制の整備

■施策の体系

第1 住宅供給等対策の整備 ——— 住宅供給等対策の整備

第1 住宅供給等対策の整備

避難所生活を早期に解消し、仮設住宅等を効率的に供給するため、空き家情報に関する民間事業者との連携や仮設住宅の建設予定地の選定、台帳の作成等を促進する。

施策		住宅供給等対策の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]	
空き家住宅の確保体制の整備	民間賃貸住宅関連事業者と協力し、災害時における民間住宅の空き家状況を把握する体制を確立するとともに、提供等についての協定を締結する。	総務財政部 危機管理部 [民間事業者]	
応急仮設住宅の供給体制の整備	災害時に応急仮設住宅を迅速に供与するため、住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備を行う。 ◆建設候補地の選定と台帳作成 ◆応急仮設住宅の配置案検討	総務財政部	

第 1 1 節 生活環境の保全及び公衆衛生体制の整備

■施策の体系

第 1 ごみ・災害廃棄物処理体制の整備	———	ごみ・災害廃棄物処理体制の整備
第 2 し尿処理体制の整備	———	仮設トイレ等資機材の確保
第 3 防疫体制の整備	———	防疫体制の整備

第 1 ごみ・災害廃棄物処理体制の整備

災害により一時的に大量に発生したごみ・災害廃棄物を適正に処理するため、必要な体制を整備するとともに、災害廃棄物処理計画を策定する。

施策	ごみ・災害廃棄物処理体制の整備	
計 画 名	計 画 内 容	担当部署 [関連機関]
ごみ・災害廃棄物処理体制の整備	<p>ごみ・災害廃棄物の処理を委託する業者や応援を求める関係機関等と応援協力体制を整備するとともに、災害による大量のごみ・災害廃棄物に対応するための仮置場を選定しておく。</p> <p>◆関係業者等との協定締結の検討 ◆仮置場の選定</p>	<p>環境経済部 [環境施設組合] [衛生施設組合] [福岡都市圏南部環境事業組合]</p>
災害廃棄物処理計画	<p>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定する。</p>	<p>環境経済部</p>

第2 し尿処理体制の整備

公衆衛生悪化等を防止するため、災害時に発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

施策	仮設トイレ等資機材の確保	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
仮設トイレ等資機材の確保	災害発生時、下水道施設が使用できない場合に備え、仮設トイレの備蓄や、業者等から確保できる体制を整備する。 ◆簡易仮設トイレの備蓄 ◆リース業者等との協定締結の検討 ◆マンホールトイレの整備	環境経済部 [県]

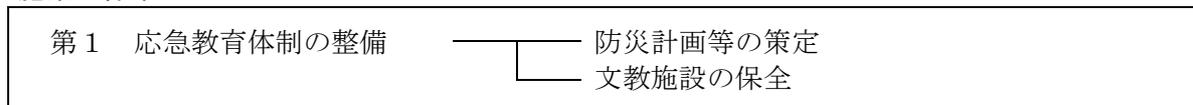
第3 防疫体制の整備

公衆衛生の悪化による食中毒や感染症の発生を防止するため、保健衛生・防疫体制を整備する。

施策	防疫体制の整備	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
防疫体制の整備	災害時の公衆衛生の悪化に備え、保健福祉環境事務所等との相互応援協力体制を整備するとともに、公衆衛生保全資機材の確保を図る。 ◆消毒用薬剤、防疫用薬剤、散布器、その他必要な資機材の確保	すこやか福祉部 [県]

第12節 文教科体制の整備

■施策の体系



第1 応急教育体制の整備

児童・生徒及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校等の文教施設を災害から防護するため、必要な計画やマニュアルを策定し、その推進を図る。

施策	防災計画等の策定	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
防災計画の策定等	災害を想定し、適切な対応ができるよう防災計画等を策定するとともに、訓練等を実施する。 ◆防災計画及び学校教職員の初動マニュアルの策定 ◆学校等における防災訓練の実施 ◆地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 ◆消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進 ◆災害時における応急教育計画の検討 ◆PTA等関係者との協力体制の検討 ◆児童・生徒の心のケア等に関する研究	教育部 こども未来部

施策	文教施設の保全	
計画名	計画内容	担当部署 [関連機関]
文教施設の保全	文教施設等を災害から防護し、児童・生徒等の安全を確保するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見と改善を図る。	教育部 こども未来部

第13節 業務継続計画・受援計画

■施策の体系

第1 業務継続計画	————— 業務継続計画の策定・運用
第2 受援計画	————— 受援計画の策定・運用

第1 業務継続計画

災害の発生後、適切に業務を遂行するため、行政サービスの提供を維持するための優先業務を特定し、業務継続計画を策定する。

施策	業務継続計画の策定・運用	
計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」
業務継続計画の策定・運用	災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、優先業務を特定し、業務遂行のための体制を確立する。 ◆業務継続計画策定による業務継続性の確保 ◆業務継続計画の運用及び評価・検証を踏まえた改訂	危機管理部 各部署

第2 受援計画

災害の発生後、適切に外部から受援を得るため、受援業務を特定し、受援計画を策定する。

施策	受援計画の策定・運用	
計画名	計画内容	担当部署 「関連機関」
受援計画の策定・運用	災害の発生後に外部機関・団体から迅速かつ的確な受援を得るため、受援業務を特定するとともに、受援担当者を選定し、業務遂行のための体制を確立する。 ◆受援計画策定による受援体制の確保 ◆受援計画に基づく訓練の実施 ◆受援計画の運用及び評価・検証を踏まえた改訂 ◆応援職員等の執務スペースの確保	危機管理部 各部署

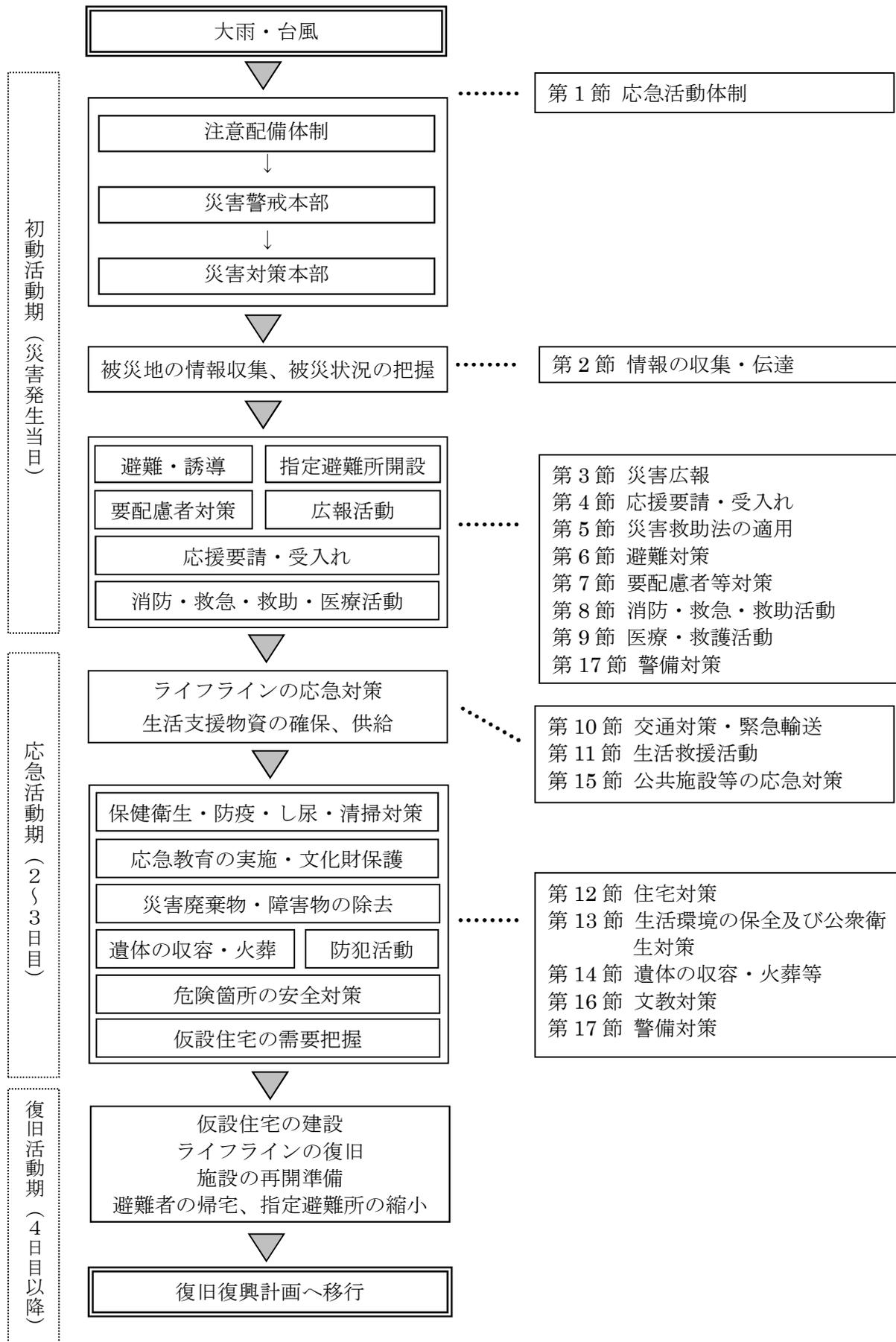
第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請・受入れ
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 要配慮者等対策
- 第8節 消防・救急・救助活動
- 第9節 医療・救護活動
- 第10節 交通対策・緊急輸送
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 生活環境の保全及び公衆衛生対策
- 第14節 遺体の収容・火葬等
- 第15節 公共施設等の応急対策
- 第16節 文教対策
- 第17節 警備対策

本章は、風水害時に市及び関係機関が実施する様々な対策について、実施担当、手順等の基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な災害が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）に沿って整理している。

< 風水害における応急対策活動体系図 >



第1節 応急活動体制

迅速な応急対策活動を実施するため、注意配備、災害警戒本部及び災害対策本部の動員配備、設置・運営等に関する組織体制等を確立し事態の対処にあたる。

なお、災害発生当初の72時間は、救命・救出活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。また、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急活動体制の確立	第1 職員の動員配備 (関係各班) 第2 注意配備体制 (注意配備職員) 第3 災害警戒本部 (警戒配備職員) 第4 災害対策本部 (関係各班)	⇒	⇒
水防体制の確立	第5 水防体制の確立 (関係各班、関係機関、消防団)	⇒	

第1 職員の動員配備

1. 配備の基準

気象情報、災害の状況に基づき、次の基準により配備体制をとる。

■ 配備基準

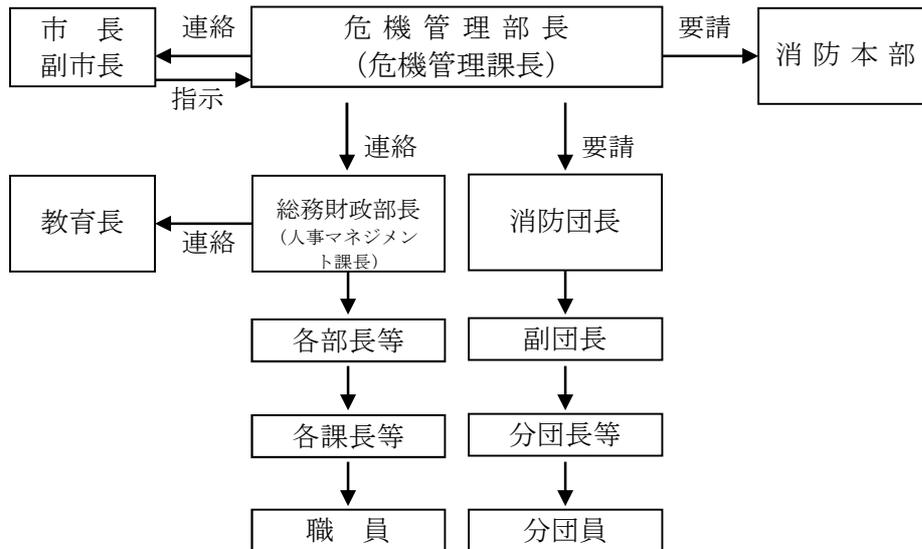
本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員
		気象情報等	警戒、被害の目安		
—	注意配備	大雨・洪水注意報が発表され、近隣の地域に大雨・洪水警報が発表されている	◆降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になった	◆情報収集 ◆巡視 ◆河川、がけ地の警戒	注意配備職員 ※気象・警戒の状況から危機管理部長が判断
		台風接近に伴い強風注意報が発表され暴風域に入る可能性がある			
災害警戒本部	警戒配備	大雨・洪水・暴風警報等が発表された	◆暴風、降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になった ◆局地的に軽微な災害が発生した	◆情報収集 ◆巡視 ◆河川、がけ地の警戒 ◆水防活動	警戒配備職員 ※気象・警戒・被害の状況から副市長が判断
		台風接近により暴風域に入る可能性が高い			
災害対策本部	第1配備	大雨・洪水・暴風警報等が発表された	◆全庁的な警戒体制が必要になった ◆局地的な災害（家屋浸水、がけ崩れ等）が発生した	◆情報収集 ◆被害状況の把握 ◆災害の警戒 ◆応急復旧	第1 配備職員 〔全職員の約1/3〕 ※気象・警戒・被害の状況から市長が判断
		大雨・暴風特別警報が発表された			
	第2配備	広範囲にわたる災害が発生すると予想される	◆市民生活に影響のある（ライフライン等）施設に被害が発生した ◆避難指示が発令された ◆人的被害が発生した	◆情報収集 ◆被害状況の把握 ◆救出、救護 ◆被災者、避難者救援 ◆応急復旧	第2 配備職員 〔全職員の約1/2〕
第3配備	市全域に災害が発生すると予想される	◆土砂災害等によって重大な災害が発生した ◆広範囲に大規模な災害が発生した	◆全活動	第3 配備職員 (全職員)	

2. 動員の指令

各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外においては、参集メール等を使用し、動員指令を伝達するが、当該職員は気象情報や災害の状況が前項の「配備基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるとき、動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■ 動員指令の系統



※様式集 2～4 災害対策配備要員名簿及び非常招集系統(1) (2) (3)

3. 参集の場所

勤務時間内・勤務時間外ともに、参集場所は原則として市庁舎とする。

なお、災害状況により市庁舎へ参集できない場合は、最寄のコミュニティセンターに参集する。

4. 参集の報告

参集した職員は、班長又は副班長に参集報告をする。

各班長は、班内の参集状況を取りまとめ、各部長を通じて情報総括班に報告する。

情報総括班は、全体の参集状況を取りまとめ、市長に報告する。

※様式集 1 参集記録簿

第2 注意配備体制

1. 注意配備体制

危機管理部長は、市域に大雨・洪水注意報が発表され、近隣の地域に大雨・洪水警報が発表されている場合、台風接近に伴い強風注意報が発表され暴風域に入る可能性がある場合、あるいは降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になった場合、注意配備体制をとる。

2. 活動内容

気象情報、被害状況等の情報収集、市域の巡視、河川・がけ地の警戒を行う。

3. 配備体制の解除等

危機管理部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、注意配備体制を解除する。

また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、副市長の判断により災害警戒本部へ移行する。

第3 災害警戒本部

1. 災害警戒本部の設置

副市長は、次の場合で必要と認めるとき、災害警戒本部（市役所3階災害対策本部室）を設置する。

- ◆市域に大雨・洪水・暴風等の気象警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき
- ◆台風接近により暴風域に入る可能性が高いとき
- ◆その他の状況により副市長が必要と認めたとき

2. 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び役割は、次のとおりとする。

本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部長が指名する。	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
部に属すべき職員	本部長が定める。	本部員の命を受け、部の事務に従事する。

※資料編 2-3 大野城市災害警戒本部組織図（風水害編）

3. 設置、指揮の権限

副市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行う。副市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位：教育長	第2順位：危機管理部長	第3順位：都市整備部長
----------	-------------	-------------

4. 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- ◆気象情報等の収集・伝達
- ◆水害、土砂災害等に対する警戒活動
- ◆市域の被害情報の収集
- ◆県及び関係機関への被害状況の伝達
- ◆市民等への気象情報等の伝達

※資料編 2-3 大野城市災害警戒本部組織図（風水害編）

5. 災害警戒本部の廃止等

副市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、災害警戒本部を廃止又は注意配備体制へ移行する。

また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置

市長は、次の場合で必要と認めるとき、災害対策本部（市役所3階災害対策本部室）を設置する。

市役所が建物損壊等により災害対策本部機能を全うできないときは、市長の判断により、まどかぴあ又はその他の市の施設に災害対策本部を移設する。

なお、災害対策本部を設置したときは、市役所正面玄関及び災害対策本部室前に「大野城市災害対策本部」等の標識を掲示する。

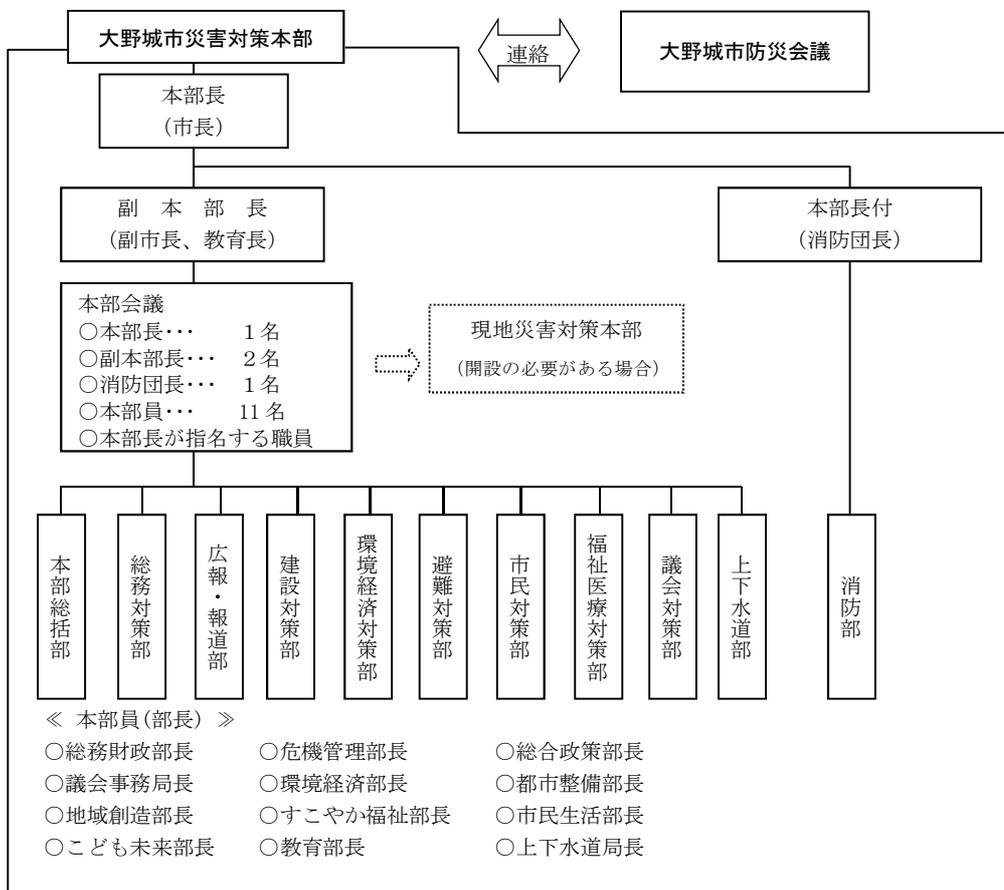
- ◆特別警報が発表されたとき
- ◆全庁的な警戒体制が必要になったとき
- ◆市域に浸水、がけ崩れ等により被害が発生したとき
- ◆その他の状況により市長が必要と認めたとき

※資料編2-6 大野城市災害対策本部条例

2. 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

■大野城市災害対策本部組織図



第1節 応急活動体制

本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部長付	消防団長	本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員（部長）	各部長のうちから本部長が指名する。	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
班 長	本部長が指名する。	本部員（部長）の命を受け、班の事務を掌理する。
班に属すべき職員	本部長が定める。	班長の命を受け、班の事務に従事する。

※資料編 2-7 大野城市災害対策本部組織図

3. 現地災害対策本部

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるとき、市長は各コミュニティセンター等に現地災害対策本部を設置する。

- ◆ 現地災害対策本部長は、市長が指名した者とする。
- ◆ 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4. 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行う。市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

第1順位：副市長 第2順位：教育長 第3順位：危機管理部長

5. 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

本部班、広報・報道班は、災害対策本部を設置又は廃止したとき、次のとおり通知・公表を行う。

担 当	通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法
本部班	関係機関	一般電話及びファックス等
	各 班	庁内放送、無線、一般電話、職員参集メール等
広報・報道班	報道機関	一般電話及び口頭又は文書等（必要に応じて）
	市 民	市ホームページ、広報車並びに報道機関（必要に応じて）を通じて公表

6. 災害対策本部会議

市長は、災害対策本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

災害対策本部会議の開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害対策本部設置後 ◆その他本部長が必要と認めたとき
災害対策本部会議の構成員	<ul style="list-style-type: none"> ◆本部長（市長） ◆副本部長（副市長、教育長） ◆本部長付（消防団長） ◆本部長員（各部長） ◆その他本部長が指名する職員
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ◆本部班
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害概要及び気象状況 ◆各部の配備体制 ◆緊急措置事項
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害状況の調査に関する事 ◆応急対策に関する事 ◆自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事 ◆高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定に関する事 ◆市民向け緊急声明の発表に関する事 ◆災害救助法の適用に関する事 ◆激甚災害の指定に関する事 ◆国、県等への要望及び陳情等に関する事 ◆本部の配備体制の切替え及び廃止に関する事 ◆その他災害対策の重要事項に関する事

7. 災害対策本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、災害対策本部を廃止する。

8. 事務分掌

各班の所掌事務は、資料編の「大野城市災害対策本部事務分掌表」のとおりとする。ただし、災害の状況に応じて柔軟な対応をとるため、事務分掌は市長の命により変更することがある。

※資料編 2-8 大野城市災害対策本部事務分掌表

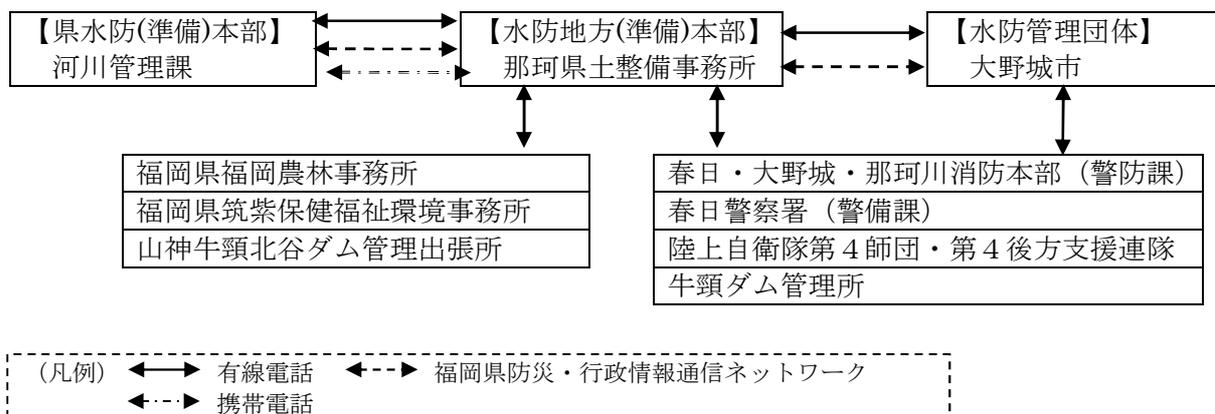
第5 水防体制の確立

1. 水防に関する連絡系統

県は、福岡管区気象台等からの気象情報又は国土交通省九州地方整備局からの水防警報の通知を受け、必要と認めたときは、水防準備本部（準備配置体制）及び水防地方準備本部を設置し、気象情報又は水防警報の推移により必要と認めたときは、水防本部（非常配置体制）及び水防地方本部を設置する。

市は、県土整備事務所から気象情報又は水防警報を受け必要と認めたときは、市の水防計画に基づき、水防活動等を実施する。

■水防準備本部又は水防本部設置時の組織及び通信連絡



※資料編 2-65 水防本部（準備）関係機関一覧

※資料編 2-65 水防関係機関一覧

2. 県の水防体制

区分		配置体制	基準
水防準備本部及び水防地方準備本部	準備配置体制	水防事態の発生まではかなりの時間的余裕があり、今後の気象情報と水位情報に注意を要するとき	【第1 配備】 情報連絡活動を主とし、事態の推移により水防本部を設置できる体制 ・気象注意報 <大雨、洪水、高潮、津波> ・水防警報（国直轄区間） ・氾濫注意情報（国・県）
		水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	【第2 配備】 水防事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制 ・気象（特別）警報 <大雨、洪水、高潮、津波> ・氾濫警戒情報（国・県）
水防本部及び水防地方本部	非常配置体制	水防事態の発生が予想され、水防本部が設置されたとき	【第2 配備】 水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制 ・水防警報（県水防警報河川）

3. 市の水防体制

県の体制	市の体制	市の配置基準
水防準備本部及び 水防地方準備本部 (準備配置体制)	注意配備	気象注意報が発表され、近隣の地域に気象警報が発表され、今後の気象情報と水位情報等に注意を要するとき
	災害警戒本部	気象警報・水防警報が発表され、水防事態の警戒が必要になったとき
水防本部及び 水防地方本部 (非常配置体制)	災害対策本部	気象警報・水防警報が発表され、水防事態の発生が予想されるとき 気象特別警報等が発表されたとき

第2節 情報の収集・伝達

迅速に応急活動を行うため、各種情報通信ネットワーク、通信体制等を活用し、気象情報、被害状況及び安否確認情報等を的確かつ迅速に調査・収集するとともに、関係者へ伝達、報告する。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
気象関連情報の収集及び伝達等	第1 気象関連情報の収集及び伝達 (本部班、関係機関) 第2 火災気象通報・火災警報 (市長、関係機関) 第3 水防警報 (本部班、関係機関) 第4 浸水想定区域 第5 土砂災害警戒区域 第6 異常現象発見者の通報 (市長、本部班、発見者) 第7 通信体制の確保 (関係各班)	 ⇒ ⇒	
警戒、巡視	第8 警戒・巡視活動 (本部班、建設対策班、消防団)	⇒	
被害の調査	第9 被害概況の早期把握 (本部班、関係各班) 第11 市民の安否確認情報の収集 (市民支援班) 第12 被害情報のとりまとめ (本部班)	第10 被害調査 (関係各班) ⇒ ⇒	⇒ ⇒
被害の伝達・報告	第13 県への被害報告 (本部班、関係各班) 第14 国への被害報告 (本部班) 第15 関係機関への被害情報伝達 (本部班)	⇒ ⇒	⇒ ⇒

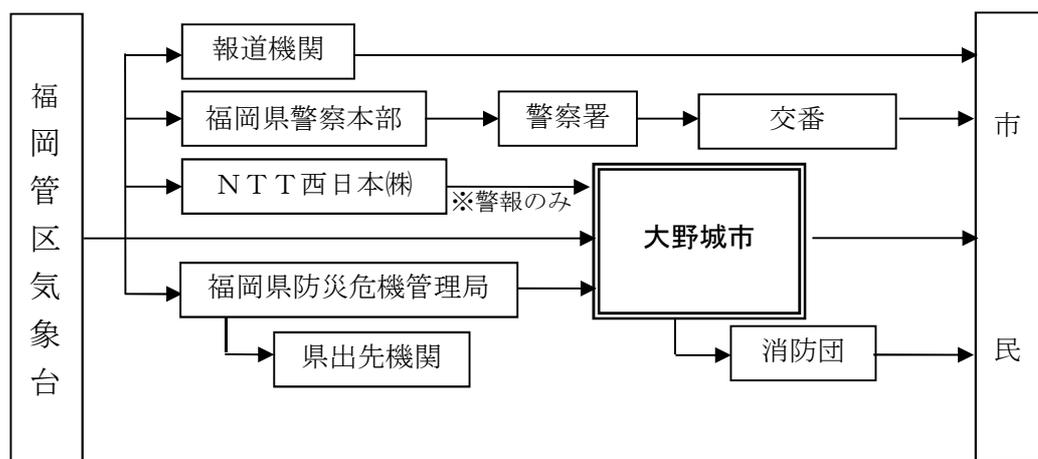
第1 気象関連情報の収集及び伝達

本部班は、気象情報の収集を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて市民等に伝達する。

なお、福岡管区気象台の注意報・警報等は、市町村名に加え、福岡県や福岡地方、北九州地方のように市町村等をまとめた地域名称を用いる場合があり、本市は「福岡地方」に該当する。

■風水害関連情報の伝達系統



■注意報・警報等の定義及び種類

注意報	<p>◆災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。</p>	<p>風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・融雪注意報・霜注意報・低温注意報・高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報・なだれ注意報</p>
警報	<p>◆重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。</p>	<p>暴風警報・暴風雪警報・大雨（土砂災害・浸水害）警報・大雪警報 高潮警報・波浪警報・洪水警報</p>
特別警報	<p>◆重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために発表する。</p>	<p>大雨特別警報（土砂災害・浸水害）、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報</p>
気象情報	<p>◆気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」、「土砂災害警戒情報」及び「竜巻注意情報」を発表する。</p>	

※資料編 2-11 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

第2 火災気象通報・火災警報

1. 火災気象通報

福岡管区气象台	消防法に基づき火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。
火災気象通報の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆実効湿度が60%以下で、かつ最小湿度が40%以下となり、最大風速が7m/sを越える見込みのとき ◆平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨中は通報しないこともある)
県知事	福岡管区气象台から通報を受けたとき、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

2. 火災警報の発令

市長	<p>次の場合に、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。</p> <p>なお、火災警報を発令した場合は、消防本部に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき ◆気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき
----	--

第3 水防警報及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

1. 水防警報

県知事は、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発令する。（水防法第16条第1項）

県知事は、水防警報を発令したときは、県水防計画に基づき、直ちにその警報（通知）事項を水防管理者（市長）及び水防関係機関に通知する。（水防法第16条第3項）

水防警報の通知を受けた市長は、関係住民に連絡するとともに、関係各班、消防団、消防本部及び水防関係者を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

※資料編 2-65 水防信号の伝達設備

※資料編 2-65 水防信号

※様式集 78～81 水防警報の発表の様式

2. 水防警報の種類・内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合は、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・崩壊・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき
厳 重 警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対策を指示するもの	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

3. 県知事が水防警報を行う河川

河川	御笠川	御笠川
観測所	落合橋(太宰府市)	筒井橋(大野城市)
発令者	那珂水防地方本部長	那珂水防地方本部長
待機	氾濫注意水位(2.1m)に達すると思われるとき	氾濫注意水位(3.5m)に達すると思われるとき
準備	氾濫注意水位(2.1m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.5m)を突破すると思われるとき
出動	氾濫注意水位(2.1m)に達し、なお上昇の見込みのあるとき	氾濫注意水位(3.5m)に達し、なお上昇の見込みのあるとき
警戒	避難判断水位(2.55m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき	避難判断水位(4.32m)に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき
嚴重警戒	氾濫危険水位(2.82m)に達し、氾濫発生のおそれがあるとき	氾濫危険水位(4.69m)に達し、氾濫発生のおそれがあるとき
解除	氾濫注意水位(2.1m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき	氾濫注意水位(3.5m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

4. 洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位(法第13条第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者(市長)及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のために立退きの指示の判断に資するため、知事から市長のその通知に係る事項を通知する。

5. 県が水位到達情報の通知を行う河川

河川	御笠川	御笠川
観測所	落合橋(太宰府市)	筒井橋(大野城市)
通知者	那珂県土整備事務所長	那珂県土整備事務所長
避難判断水位到達情報	避難判断水位(2.55m)に達したとき	避難判断水位(4.32m)に達したとき
洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報	氾濫危険水位(2.82m)に達したとき	氾濫危険水位(4.69m)に達したとき

第4 浸水想定区域

1. 洪水に係る浸水想定区域

(1) 計画規模

概ね100年に1回程度起こる大雨（24時間で325ミリ）で、御笠川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を県がシミュレーションしたものである。

(2) 想定最大規模

想定される最大規模の降雨量（24時間966ミリ）で、御笠川及び牛頸川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を県がシミュレーションしたものである。

※資料編 1-3 御笠川洪水浸水想定区域図

2. 洪水浸水・内水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

水防法第15条第1項第4号ロに規定する、「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

※資料編 2-49～50 御笠川洪水浸水・内水浸水区域内にある要配慮者利用施設一覧

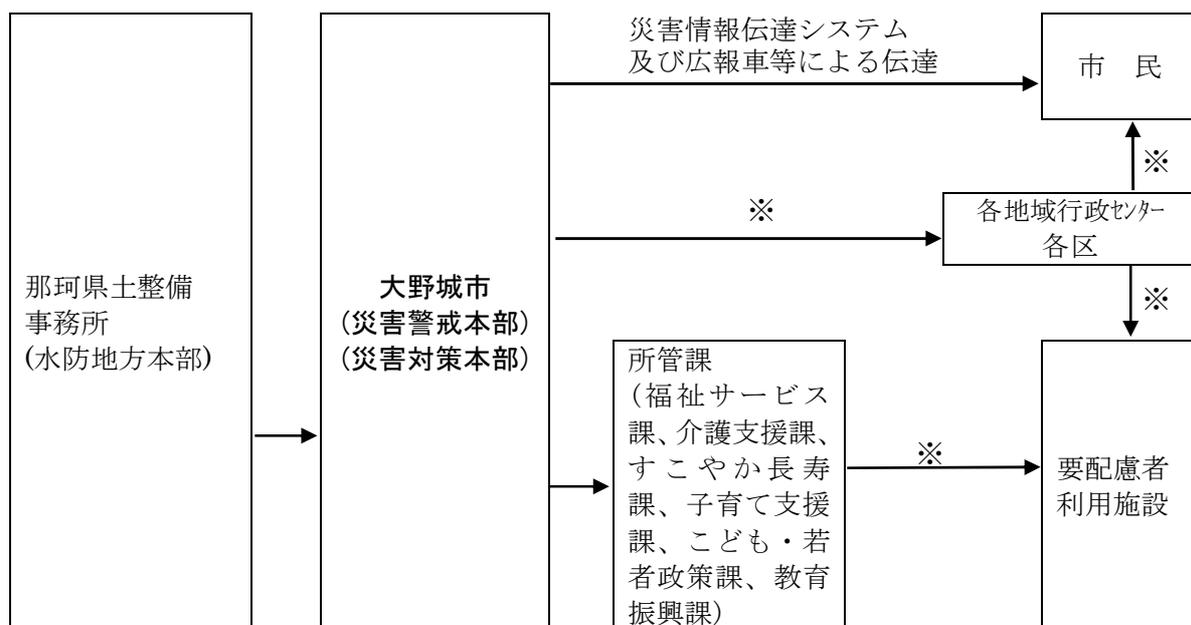
3. 洪水予報等の伝達

水防法第15条第2項に規定する「洪水予報等の伝達方法」は次のとおりとする。

(1) 伝達情報

- ・御笠川の水位情報
- ・災害対策本部からの避難情報（高齢者等避難、避難指示）

(2) 伝達の系統



※ 電話、ファックス又はメールによる伝達

第5 土砂災害警戒区域

1. 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定により、県知事が土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として指定する警戒区域。

※資料編 1-7 土砂災害警戒区域等指定箇所図（北部・南部）

※資料編 2-68 土砂災害土砂災害警戒区域等指定一覧表（土石流）

※資料編 2-69 土砂災害土砂災害警戒区域等指定一覧表（急傾斜地の崩壊）

2. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する、「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」で、土石流や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

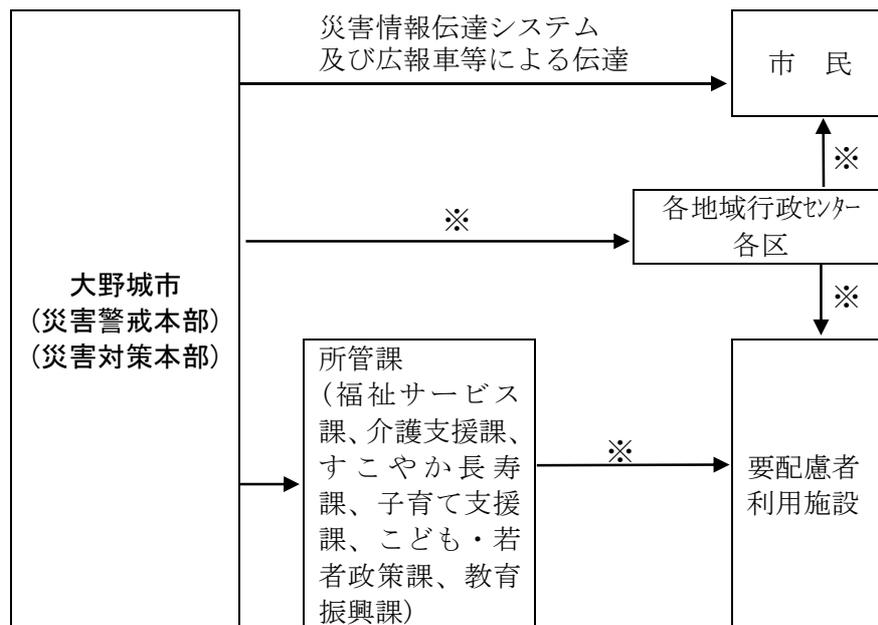
※資料編 2-50 土砂災害警戒区域等の区域内にある要配慮者施設一覧

3. 予報・警報等の伝達

(1) 伝達情報

- ・土砂災害警戒情報（県と気象庁が共同で発表する防災情報）
- ・災害対策本部からの避難情報（高齢者等避難、避難指示）

(2) 伝達の系統



※ 電話、ファックス又はメールによる伝達

第6 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防本部を含む）、警察官等に通報しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他関係機関に通報しなければならない。

事 項	現 象
気象に関する事項	◆大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	◆地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊のおそれがある堤防（河川・ため池）からの漏水

※資料編 2-13 異常現象発見時の通報の流れ

第7 通信体制の確保

関係各班は、災害に関する情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達について、通信施設を適切に利用して行う。

なお、無線の通信困難時の際は、伝令を派遣する等の措置を取る。

主な災害時通信手段		主 な 使 用 条 件 等
有 線	ファックス	指令の伝達及び報告は、原則としてファックス文書で行う
	災害時優先電話	電話ごとに連絡責任者と専用従事者を指名して窓口の統一を図る
無 線	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	有線電話が使用不能となった場合は、県・他市町村及び各防災機関との通話が可能
	市防災行政無線	<管理方法> ◆移動局の本部集結 ◆本部班の指示による搬出 <通信統制方法> ◆重要通信(救助、避難等)の優先 ◆統制者の許可による通信(発信、着信) ◆子局間通信禁止の原則(統制者の許可が必要) ◆簡潔通話実施の原則(通話時間) ◆専任従事者の設置 <通信困難時の対応策> ◆冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけてもらう ◆設置場所を移動して良好な受信状態を保つ
口 頭	連絡員による伝令 (文書の携行)	各部、市内関係機関は本部会議に連絡員を派遣する。 なお、連絡員は連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する

- ※資料編 2-20 無線設備等一覧
- ※資料編 2-16 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク概念図
- ※資料編 2-18 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク防災・行政電話番号一覧
- ※様式集 52～54 無線従事に関する様式

第8 警戒・巡視活動

1. 洪水等の警戒巡視活動

本部班、建設対策班、消防団等は、洪水等のおそれがあるとき、直ちに必要な体制をとり、次の水防活動を行う。

- ◆気象情報の収集、連絡
- ◆雨量の観測、通報
- ◆水位の観測、通報
- ◆堤防、井堰、ため池等の警戒、巡視
- ◆工事中箇所等の警戒

- ※資料編 2-14 雨量計設置箇所一覧、雨量観測所一覧、水位観測所
- ※資料編 2-66 重要水防箇所一覧
- ※様式集 82 水防活動実施報告書（様式1）
- ※様式集 83 水防日誌（様式2）

2. 土砂災害の警戒巡視活動

本部班は、関係機関と連携し、気象情報及び雨量情報、土砂災害危険度情報の収集、伝達を行う。

また、建設対策班は、降雨その他により必要があると認めるとき、消防本部、消防団、警察署等と連携し、次の危険箇所等に対し巡視等の警戒を行い、前兆現象等の把握を行う。

危険箇所	把握する前兆現象（異常現象）等
<ul style="list-style-type: none">◆土砂災害警戒区域等（土石流）◆土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）◆山地災害危険箇所◆その他必要と認める箇所	<ul style="list-style-type: none">◆溪流等の濁り、急激な減水等◆斜面の湧水、亀裂の状況◆斜面の竹木等の傾斜状況◆その他異常と認める情報

- ※資料編 2-68 土砂災害土砂災害警戒区域等指定一覧表（土石流）
- ※資料編 2-69 土砂災害土砂災害警戒区域等指定一覧表書（急傾斜地の崩壊）

第9 被害概況の早期把握

1. 災害発生直後の情報収集

各職員、情報総括班、その他関係各班は、災害発生直後の人的被害、建物被害、公共施設被害及び避難状況等の情報を収集する。

本部班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察、消防機関等へヘリコプターによる広域的な情報収集を要請し、把握に努める。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りのコミュニティセンターに各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主集合し、初期情報の収集活動に努める。

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
本 部 班	市民からの電話通報を受け付ける。	
	消防本部・警察署に市民通報の状況を問い合わせする。	
	自衛隊、警察等のヘリコプターによる情報を把握する。	
地域対策班	区長、地域行政センター等と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
関 係 各 班	所管する施設等について、被害状況を調査する。	

2. 調査報告

関係各班は、調査事項を本部班へ報告する。

急を要するときは、口頭又は電話で行い、その後、文書（報告様式）により速やかに報告する。

情報総括班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。本部班は、情報について防災関係機関と密接に連絡する。

※様式集 5～16 市の情報伝達の様式

第10 被害調査

1. 被害調査と報告

関係各班は、事務分掌に基づき被害状況の調査を行い、調査結果は情報総括班に報告する。

2. 調査の基準

調査の基準は、福岡県災害調査報告実施要綱に示された「被害程度の判定基準」等によるものとする。

※資料編 2-19 福岡県災害調査報告実施要綱

第11 市民の安否確認情報の収集

1. 安否確認窓口の設置

市民支援班は、災害発生後速やかに、所在の確認できない市民等の問い合わせに関する窓口を市役所に設置する。

2. 安否確認情報の収集

市民支援班は、市民の安否確認情報について、速やかに対応を行う。

(1) 市民の安否確認

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集を行う。

(2) 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

※避難者から、避難先の市町村へ所在地情報等を提供することで、その情報が避難元の県や市町村へ提供される。

(3) 安否不明者に関する情報収集・連絡

要救助者の迅速な把握のため、市民支援班は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明となった者について、対策本部各班や警察等関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

また、安否不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等は外務省）又は都道府県に連絡する。

3. 安否情報の提供

市民支援班、広報・報道班は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(1) 照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- ① 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- ② 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- ③ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

(2) 照会手順

- ① 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - イ 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - ロ 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - ハ 照会する理由
- ② 照会者は①イの事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

(3) 提供できる情報

照会の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的にしようされるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

- ① (1)の①の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ② (1)の②の者 被災者の負傷又は疾病
- ③ (1)の③の者 被災者について保有している安否情報の有無
- ④ ①～③の区分にかかわらず、被災者が照会に関しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- ⑤ ①～③の区分にかかわらず、市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

4. 公表

要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、県が安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第12 被害情報のとりまとめ

情報総括班は、関係各班が調査した情報を次の点に留意してとりまとめ、市長に報告する。

区 分	留 意 点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害の全体像の把握 ◆現在の被害の状況 ◆未確認情報の把握
そ の 後	<ul style="list-style-type: none"> ◆市全体の被害の状況 ◆各事項の詳細な内容の整理 ◆防災関連地理情報システムによる被害情報のとりまとめ等 ◆被害内容の分析及び今後の予測

第13 県への被害報告

1. 報告方法

本部班及び関係各班は、災害情報及び被害状況を「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき県に報告する。

県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告の種類	報 告 の 時 期	様 式	報告の方法	報 告 先
即 報	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害発生後、直ちに ◆報告内容に変化があればそのつど 	第1号	防災行政無線、電話 (ファックス) 等	県地方本部
	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害状況が判明しだい ◆以後、毎日10時、15時までに 	第2号		
詳 報	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害発生後、5日以内 	第2号		
確定報告	<ul style="list-style-type: none"> ◆応急対策終了（災害対策本部解散）後、15日以内 	第3号	文書（2部）	県災害対策本部

※資料編 2-19 福岡県災害調査報告実施要綱

※様式集 17～51 県の情報伝達の様式

2. 報告の種類・担当

	種 類	即 報	詳 報	確 定	様 式	担 当
①	災害概況及び被害状況	○			第1号・第2号の1	本 部 班
②	被害状況			○	第2号の1	
③	社会福祉施設関係被害	○			第2号の2	福 祉 班
④	保健環境関係被害	○	○	○	第2号の3、第3号の1	医 療 救 護 班
⑤	商工業関係被害	○	○	○	第2号の4、第3号の2	産 業 班
⑥	農業関係被害	○	○	○	第2号の5、第3号の3～15	
⑦	林業関係被害	○	○	○	第2号の6～10	産 業 班
⑧	水産関係被害	○	○	○	第2号の11～12	産 業 班
⑨	土木関係被害	○	○	○	第2号の13、第3号の16	建 設 対 策 班
⑩	建築都市関係被害	○	○	○	第2号の14、15、第3号の17	
⑪	教育関係被害	○	○	○	第2号の16	避 難 対 策 班

第14 国への被害報告

本部班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※資料編 2-22 火災・災害等即報要領

第15 関係機関への被害情報伝達

本部班は、災害情報及び被害状況を関係機関へ通報する。

- ◆警察署
- ◆自衛隊
- ◆消防署
- ◆その他の関係機関

※資料編 2-15 防災関係機関の連絡先一覧

第3節 災害広報

二次的被害や混乱を防止するため、適切な手段を活用して指定避難所や報道機関等からの広報ニーズに対応するとともに、市民等の問い合わせ・相談に対応する窓口を設置する。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
広報活動	第1 広報活動 (広報・報道班)	⇒	⇒
	第2 指定避難所における 広報 (避難対策班)	⇒	⇒
	第3 報道機関への広報の 要請 (広報・報道班)	⇒	⇒
	第4 報道機関への対応 (広報・報道班)	⇒	⇒
	第5 関係機関の広報 (警察署、九州電力、九州 電力送配電、NTT西日本、 西部ガス、交通機関その他)	⇒	⇒
	第6 災害記録 (広報・報道班)	⇒	⇒

第1 広報活動

広報・報道班は、災害発生後の段階に応じて、適切な手段を選択し、災害関連情報の広報活動を行う。

手段	内容
災害情報伝達システム 災害情報等配信サービス 広報車 消防団 自主防災組織 現場による指示 災害広報紙・チラシ・ホームページ・SNS (ライン、X(旧ツイッター)、フェイス ブック)・テレビ・ラジオ等	◆気象情報 ◆危険情報 ◆被害の状況 ◆避難に関する情報 ◆安否情報 ◆食料・飲料水の供給等に関する情報 ◆交通状況・ライフライン施設の被害状況 ◆応急対策の概況、復旧の見通し ◆市民のとるべき措置

福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」・福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」・緊急速報メール（エリアメール） その他

◆その他必要な情報

※資料編 2-21 災害情報伝達システム屋外拡声子局位置図

※様式集 118～131 広報文例

第2 指定避難所における広報

避難対策班は、指定避難所にて避難者への広報を行う。

広報に当たっては、避難所運営組織、自主防災組織やボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、情報の入手が困難な障がいのある人、高齢者等の要配慮者に加え、在宅避難者、応急仮設住宅における避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮する。

- ◆災害広報紙の配布
- ◆避難所広報板の設置
- ◆避難所運営組織による伝達

第3 報道機関への広報の要請

広報・報道班は、応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

高齢者等避難、避難指示の発令で特別に緊急放送の必要があるときは、原則として県を通じて要請する。（やむを得ないときは直接要請）

また、放送事業者への情報提供は、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用する。

1. 災害時の放送要請

広報・報道班は、以下に掲げる事項を明らかにして放送要請を行う。要請は原則として文書で行い、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることとする。

- ◆ 放送要請の理由
- ◆ 放送事項
- ◆ 放送希望日時
- ◆ その他必要な事項

2. 緊急警報放送の要請

広報・報道班は、緊急に市民に周知する必要があると認めるときは、県知事を通じ日本放送協会（福岡放送局）に対して緊急警報放送の要請を行う。要請は、災害が発生又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

- ◆ 事態が切迫し、避難指示、緊急安全確保や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること
- ◆ 防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達に際しての特別の必要があること

※資料編 2-29 「福岡県災害緊急情報自動配信システム」の概要

第4 報道機関への対応

市長は、必要に応じて記者発表を行い情報の提供を行う。広報・報道班は、記者発表に必要な準備を行う。

発表者	場所	内容
市長又は副市長	庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害の種別、発生場所、日時、状況 ◆災害応急対策の状況 ◆市民への要望等

なお、広報・報道班は、報道機関に対して、指定避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第5 関係機関の広報

関係機関は、災害が発生したとき、次の内容について広報活動を行う。

機関	広報内容
警察署	避難、交通規制、二次災害発生防止
九州電力、九州電力送配電	被害状況、復旧情報
N T T西日本等通信事業者	通信の途絶、利用の制限
西部ガス、福岡県L Pガス協会	ガスの供給状況、使用時の注意、避難時の注意
交通機関その他	被害状況、復旧情報、運行状況

第6 災害記録

被害の状況や応急対策の現場の状況など災害状況の記録を行い、広報・報道班は災害時の広報の資料とする。

災害記録は、写真・ビデオのほか、各部における文書の記録を収集する。

第4節 応援要請・受入れ

災害が発生した場合等において、市のみでは対処できない事態に対応するため、大野城市災害時受援計画に基づき、自衛隊や消防への派遣・応援要請をはじめ、国、県、市町村、民間団体、事業者等への迅速な応援要請手続き、円滑な受入れ体制を確保する。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
派遣・応援要請及び受入れ	第1 自衛隊派遣 (本部班)	⇒	
	第2 各機関への応援要請 (本部班、消防本部)	⇒	⇒
	第3 民間企業等への協力要請 (関係各班)	⇒	
災害ボランティア		第4 災害ボランティアの受入れ・活動支援 (福祉班、社会福祉協議会)	⇒

第1 自衛隊派遣

1. 災害派遣要請の基準

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害により人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したとき、県知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

■災害派遣要請の基準

- ◆天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき
- ◆災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

2. 派遣要請の方法

本部班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするとき、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(防災危機管理局)に依頼する。

なお、事後速やかに県知事に依頼文書を提出するとともに、必要に応じて自衛隊に対し、県知事への派遣要請及び災害の状況について通知する。

また、通信の途絶等により、県知事に対して自衛隊への依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するとともに、県知事に対しても速やかにその旨を通知する。

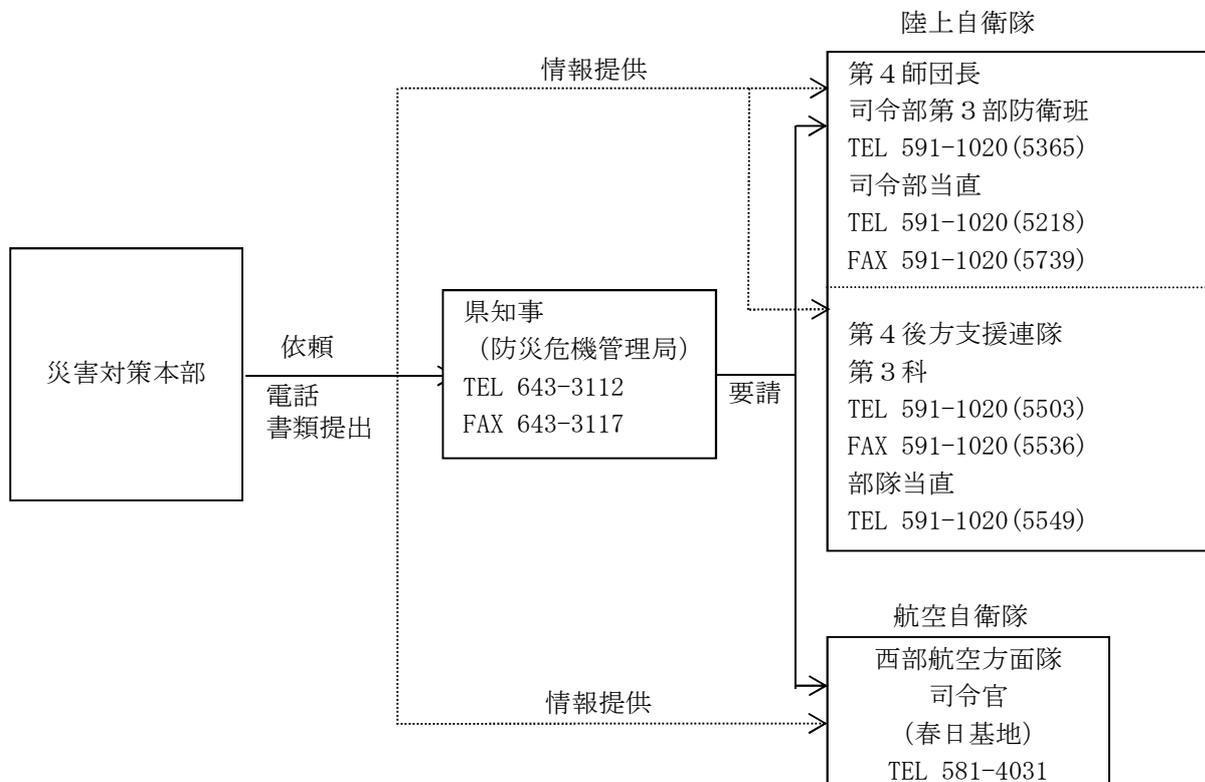
市は、派遣要請を行った場合、直ちに受入れ体制を整備する。

■派遣要請依頼の手続き

要請先	◆県知事(防災危機管理局) ※通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請伝達方法	◆電話又は口頭(事後速やかに文書送付)
要請内容	◆災害の状況 ◆派遣を要請する事由 ◆派遣を希望する期間 ◆派遣を希望する区域及び活動内容 ◆派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

※様式集 61 自衛隊派遣の様式

■自衛隊派遣要請の流れ



3. 支援活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■自衛隊の活動内容

◆被害状況の把握	◆避難の援助	◆被災者の捜索救助
◆水防活動	◆消火活動	◆応急医療、救護及び防疫
◆人員及び物資の緊急輸送	◆給食、給水及び入浴の支援	◆道路又は水路の応急啓開
◆危険物の保安及び除去	◆その他	

4. 自衛隊の受入れ・撤収

(1) 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の派遣が確定したとき、次のとおり部隊の受入れ体制を準備する。

連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ◆本部班に連絡窓口を一本化する。 ◆派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請する。 ◆専用電話回線を確保する。
作業計画の作成	<p>応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆作業箇所・作業内容 ◆作業の優先順位 ◆資材の種類別保管（調達）場所 ◆部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 ◆臨時ヘリポートの開設準備をする（ヘリコプターの応援要請を行った場合）
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な資機材（機械、器具、材料、消耗品等）を確保する。 ◆作業に関係のある管理者の了解をとる。
受入れ場所	<ul style="list-style-type: none"> ◆大野城総合公園

(2) 自衛隊の撤収要請

市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、県知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を行う。

5. 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

<ul style="list-style-type: none"> ◆宿泊施設の借上料及びし尿処理費用 ◆災害派遣活動に係わる電気、ガス、水道及び電話料金 ◆災害派遣活動に係わる資機材の調達費用 ◆その他費用の負担区分については、市と自衛隊で協議して定める

第2 各機関への応援要請

1. 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

福岡県消防相互応援協定に基づく消防応援は、災害の規模等に応じた次の2種類があり、原則として第一要請、第二要請の順で行うものとする。

ただし、特に必要がある場合は、この限りではないものとする。

※資料編 2-52 福岡県消防相互応援協定

※資料編 2-53 福岡県消防相互応援協定覚書

(1) 応援要請の種別

第一要請	協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(2) 応援要請の方法

市長又は消防長は、他の市町村等の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(3) 県への連絡

応援要請を行った市長又は消防長は、県にその旨を通報する。

また、航空応援が必要となった場合は、消防長が直ちに市長に報告し、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行う。この場合、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

2. 緊急消防援助隊の応援要請・受入れ

(1) 応援要請

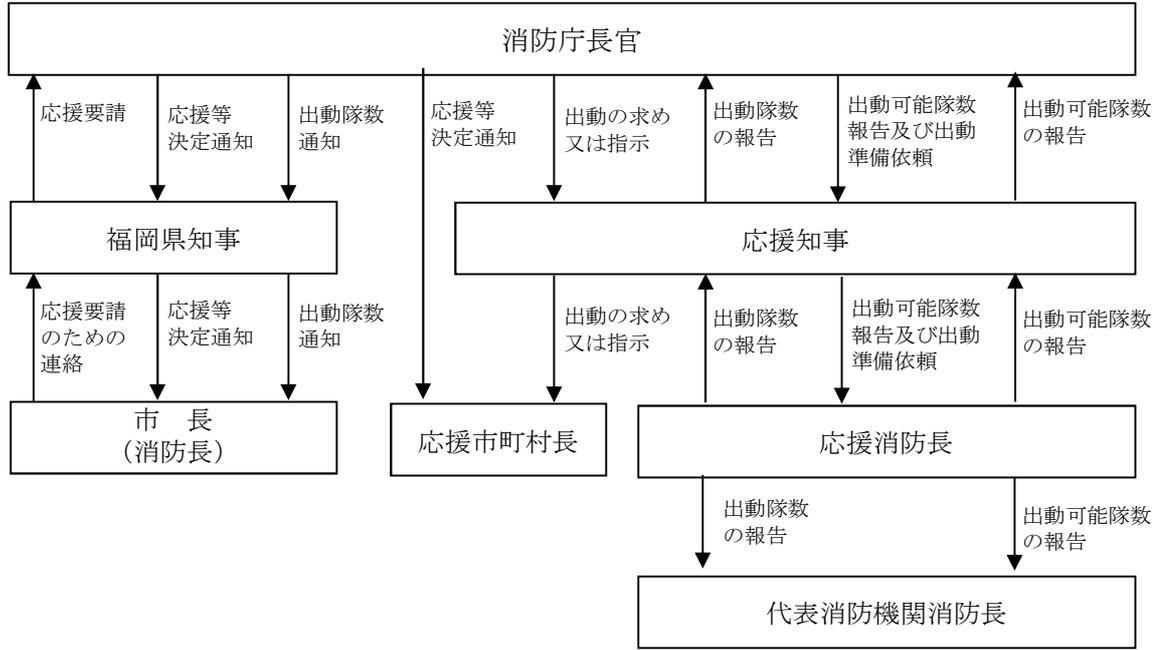
大規模災害発生時において、市長は、必要に応じ県知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援を要請する。

要請先	県知事（消防防災指導課）	
要請方法	電話（事後文書送付）	
伝達事項	<input type="checkbox"/> 災害発生日時 <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害の種別・状況 <input type="checkbox"/> 人的・物的被害の状況	<input type="checkbox"/> 応援要請日時・応援要請者職氏名 <input type="checkbox"/> 必要な部隊種別 <input type="checkbox"/> その他参考事項

■緊急消防援助隊応援要請系統図



(2) 受入れ体制

消防本部は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図る。

- 通信連絡体制
- 燃料補給体制
- 支援活動体制（補給支援、衛生支援）
- 地理情報（ヘリコプター離発着場所等）

(3) 救助活動拠点及び臨時ヘリポート

緊急消防援助隊の活動拠点及び臨時ヘリポートは、以下のとおりとする。

なお、活動拠点の選定にあたって、災害が複数の市にわたる場合は、消防本部、春日市、那珂川市と協議し、決定する。

■緊急消防援助隊等の救助活動拠点

市名	施設名称	施設管理者	所在地	適用		
				消防	警察	自衛隊
大野城市	大野城総合公園	大野城市スポーツ協会	大野城市大字乙金 618-2	○	○	○
	仲畑中央公園	大野城市	大野城市仲畑 2-115	○	○	×
	大文字公園	大野城市	大野城市瓦田 4-722-1	○	○	×
春日市	春日公園	福岡県	春日市原町 3-1-4	○	○	×
	白水大池公園	春日市	春日市下白水 209	○	○	×
那珂川市	梶原運動公園	那珂川市	那珂川市上梶原 1-318-1	○	○	×
	安徳公園	那珂川市	那珂川市今光 4-168	○	×	×

■臨時ヘリポート一覧

施設名称	施設管理者	所在地	適用
大野城総合公園 多目的グラウンド	大野城市スポーツ 協会	大野城市大字乙金 618-2	200m×120m
御陵中学校グラウンド	御陵中学校	大野城市中 1-20-1	125m×70m
平野中学校グラウンド	平野中学校	大野城市つつじヶ丘 4-1-1	150m×90m

3. 県知事への要請

本部班は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、県知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する。

また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援を要請する。

要請先	県知事（防災企画課）	
要請伝達方法	文書（緊急時は電話等で行い、事後文書送付）	
応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害の状況 ◆応援を必要とする理由 ◆応援を希望する物資等の品名、数量 ◆応援を必要とする場所・活動内容 ◆その他必要な事項 	災害対策基本法第 68 条
職員派遣要請 ・斡旋	<ul style="list-style-type: none"> ◆派遣の要請又は斡旋を求める理由 ◆職員の職種別人員数 ◆派遣を必要とする期間 ◆派遣される職員の給与その他勤務条件 ◆その他必要な事項 	派遣：地方自治法第 252 条の 17 斡旋：災害対策基本法第 30 条

4. 他市町村への要請

本部班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

なお、複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

※資料編 2-23 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

※資料編 2-24 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

※様式集 62～70 相互応援の様式

5. 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、県と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣の依頼を検討する。

6. 県、他市町村等の応援の受入れに関する措置

関係各班は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊施設の斡旋等、応援の受入れ体制を整備する。

なお、これらを市内に確保できない場合は、県に対して要請する。

第3 民間企業等への協力要請

受援調整班及び関係各班は、「大野城市災害時受援計画」に基づき、必要に応じて関係する民間業者等へ協力要請を行う。

※資料編 2-25 災害時応援協定等締結一覧

※資料編 2-26 災害時における食糧供給協力に関する協定（県）

第4 災害ボランティアの受入れ・活動支援

1. 災害ボランティアの受入れ

社会福祉協議会及び福祉班が中心となって、災害ボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターを設置する。

2. 市の役割

福祉班は、災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

また、災害時のみならず復旧時においても、災害ボランティア相互の情報交換の場の提供等、全国から駆けつける災害ボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

■市が行う支援

- ◆設置場所の提供
- ◆災害ボランティア本部の設置・運営に係わる経費の助成
- ◆資機材等の提供
- ◆職員の派遣
- ◆被災状況についての情報提供
- ◆片づけごみなどの収集運搬
- ◆その他必要な事項

3. 災害ボランティアセンターの役割

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

- ◆ ボランティアニーズの把握及び情報提供
- ◆ ボランティアの受入れ・受付及び募集
- ◆ 活動に関するオリエンテーション（活動形態・宿泊・内容）
- ◆ ボランティア活動の集約・管理
- ◆ 災害対策本部との連絡調整
- ◆ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ◆ ボランティア保険の受付・申し込み

4. 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■生活支援に関する業務

- ◆ 被災者家屋等の清掃活動
- ◆ 現地災害ボランティアセンターの運営の補助
- ◆ 避難所運営の補助
- ◆ 炊き出し、食料等の配布
- ◆ 救援物資等の仕分け、輸送
- ◆ 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- ◆ 被災者の話し相手・励まし
- ◆ 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- ◆ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

■専門的な知識を要する業務

- ◆ 救護所等での医療、看護
- ◆ 被災宅地の応急危険度判定
- ◆ 外国人のための通訳
- ◆ 被災者へのメンタルヘルスケア
- ◆ 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- ◆ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- ◆ 公共土木施設の調査等
- ◆ その他専門的な技術・知識が必要な業務

第5節 災害救助法の適用

災害救助法に基づく国及びその補助機関としての県知事の救助の実施決定を早急に求めるため、法の適用基準、滅失世帯の算定基準、申請手続きを明らかにする。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用		
	第2 滅失世帯の算定基準		
	第3 災害救助法の適用申請 (市長、本部班)	⇒	⇒
	第4 災害救助法による救助の内容等	⇒	⇒
	第5 救助業務の報告 (財政調達班、関係各班)	⇒	⇒

第1 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用

災害救助法は、市町村からの被害情報に基づき、都道府県が適用する。災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。

本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
①市内の住家が滅失した世帯の数	市100世帯以上	第1項第1号
②県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県2,500世帯以上 かつ市50世帯以上	第1項第2号
③県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県12,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
④災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合	市多数 ※	第1項第3号
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

※資料編2-33 災害救助法施行令（抜粋）

2. 被害の判断基準

被害程度の判断は、福岡県災害調査報告実施要綱に示された「被害程度の判定基準」によって行うものとする。

※資料編 2-19 福岡県災害調査報告実施要綱

第2 滅失世帯の算定基準

1. 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）	1 世帯
	半壊（半焼）	2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積等	3 世帯

2. 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、次のとおりである。

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
被害基準判定 （住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

第3 災害救助法の適用申請

1. 災害救助法の適用申請

市長は、市域内の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるとき、直ちにその旨を県知事に報告する。

その場合は、次に掲げる事項について、口頭、電話又はファックスをもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- ◆災害発生の日時及び場所
- ◆災害の原因及び被害の状況
- ◆適用を要請する理由
- ◆適用を必要とする期間
- ◆既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- ◆その他必要な事項

2. 適用要請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないとき、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

3. 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間は、特別な事情があるとき、特別基準の適用を申請できる。

適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助は、福岡県災害救助法施行細則及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等に基づいて実施する。県知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

なお、その場合は、市は県知事が行う救助も補助する。

■災害救助法による救助の種類

- ◆指定避難所の供与
- ◆応急仮設住宅の供与
- ◆炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ◆被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ◆医療及び助産
- ◆被災者の救出
- ◆被災した住宅の応急処理
- ◆生業に必要な資金の貸与
- ◆学用品の給与
- ◆埋葬
- ◆死体の搜索
- ◆死体の処理
- ◆災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※資料編 2-30 福岡県災害救助法施行細則

※資料編 2-31 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

※資料編 2-32 災害救助法（抜粋）

第5 救助業務の報告

1. 報告の時期

災害救助法が適用された場合は、発生報告、中間報告、決定報告等、災害の経過に応じて、適宜状況を県に報告しなければならない。特に、災害の発生時に行う発生報告は、迅速に行う必要がある。

2. 災害救助法適用に係わる帳票類の作成

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったとき、当該救助の種目に応じて福岡県災害救助法施行細則に示された簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

財政調達班は、関係各班からの関係帳簿等を整理し、これを県災害対策本部に報告する。

※様式集 71～74 災害救助法の様式

第6節 避難対策

市民等を安全に避難させるため、高齢者等避難、避難指示の避難情報を確実に伝達し、関係機関との連携により安全に避難誘導を行うとともに、避難所運営組織を中心とした指定避難所の運営対策、在宅避難者対策、広域的避難への対応策等を行う。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	第1 避難の指示等 (本部班、関係機関) 第2 警戒区域の設定 (本部班、関係機関) 第3 避難の誘導 (避難対策班)	第7 広域的避難への対応 (受入れ) (本部班、避難対策班)	
指定避難所の開設	第4 指定避難所の開設 (避難対策班、 地域対策班)		
指定避難所の運営	第5 指定避難所の運営 (避難対策班) 第6 長期化を見通した 避難者への配慮 (避難対策班、 医療救護班、 広報・報道班、環境班)	⇒ ⇒	⇒ ⇒
指定避難所の廃止			第8 指定避難 所の統合・ 廃止 (避難対策班) 地域対策班)
在宅避難者		第9 在宅避難者対策 (関係各班)	

第1 避難の指示等

災害から市民の安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階で避難誘導を行う。

■ 避難指示等の区分

		考え方	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	◆ 避難を要する状況になるおそれがあることを知らせるもの	◆ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が考えられる状況	◆ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ◆ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始し、自発的に避難する
警戒レベル4	避難指示	◆ 必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを進め、又は促すもの	◆ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	◆ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する ・ 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う
警戒レベル5	緊急安全確保	◆ 災害が実際に発生していることを把握した場合、可能な範囲で、災害発生を伝え、命を守る最善の行動を促す	◆ 災害が発生した状況 ◆ 人的被害が発生した状況	◆ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる ・ 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発表されるものではないこと留意する

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動

1. 高齢者等避難

本部班は、気象予警報等が発表され、事態の推移によっては避難の指示を実施することが予想される場合は、当該地域の市民に対して避難の準備を、また要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者には避難開始を周知する。

2. 避難指示

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

本部班は、関係各班、関係機関と連携するとともに、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、避難の指示に関する事務を行う。

■避難指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	指示	◆災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災対法第60条第1項	県知事に報告
	県知事 (委任を受けた吏員)	災害全般	指示	◆上記の場合において、市がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上第6項	事務代行の公示
	警察官	災害全般	指示	◆上記の場合において、市長が避難のための立ち退き等を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上第61条第1項	市町村に通知

■他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	◆人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある等、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
	災害全般	措置命令	◆上記の状況で、特に急を要するとき	
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	◆警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項

発令権者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	◆警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合 に限る)	自衛隊法 第94条第1項
県知事、県 知事の命 を受けた 職員 (洪水等は 水防管理 者を含む)	地すべり	指 示	◆地すべりにより著しい危険が切迫して いると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	洪水	指 示	◆洪水により著しい危険が切迫して いると認められるとき	水防法第29条

なお、避難の指示を行うときは、次の事項を目安とする。

また、避難指示及び解除を発令した場合は、市民、県及び関係機関への報告（伝達）を行うものとする。

- ◆災害の拡大により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- ◆がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、周辺住民に生命の危険が認められるとき
- ◆その他の災害により市長が必要と認めるとき

3. 緊急安全確保

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し緊急安全確保の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

本部班は、関係各班、関係機関と連携し、緊急安全確保に関する事務を行う。

※資料編 2-12 大野城市避難指示等発令基準（水害・土砂災害）

第2 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限もしくは禁止又は退去を命じることができる。

本部班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

市長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が市長の職権を行使した場合、その旨を市長に通知するものとする。

発令者	設定の要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき ※市長が不在又は指示を仰ぐいとまがない場合、第1順位副市長、第2順位教育長、第3順位危機管理部長とする。	災害対策基本法 第63条第1項
警察官	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、もしくは市長から要求があったとき。この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する	災害対策基本法 第63条第2項
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長もしくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で他に職権を行う者がいないとき。この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する	災害対策基本法 第63条第3項
消防長 又は 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項
消防吏員 又は 消防団員	火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項

なお、警戒区域を設定するときは次の要領で行い、警戒区域を設定した場合は、市民、県及び関係機関への報告（伝達）を行うものとする。

- ◆時機を失することのないよう、迅速に実施する。
- ◆設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。
- ◆対象区域内の市民に設置理由を周知する（解除時も同様）。
- ◆区域は、道路、河川、町名等で設定する。

また、市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

本部班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難の誘導

1. 避難者誘導の実施者

避難対策班、消防職員及び消防団員は、警察官、自主防災組織等と協力して、市民等の避難者を危険地域から指定避難所等の安全な場所へ誘導を行う。

また、学校、幼稚園、保育所、大規模商業施設、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、消防法に基づき作成する消防計画等により、施設の責任者、管理者等が行う。

2. 避難の誘導方法

避難の誘導は、状況が許す限り指示者があらかじめ避難路の安全を確認し、原則として徒歩により避難させる。

また、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者を優先的に避難させる。なお、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の誘導は地域の支援者が中心と行って行う。

■誘導時の留意事項

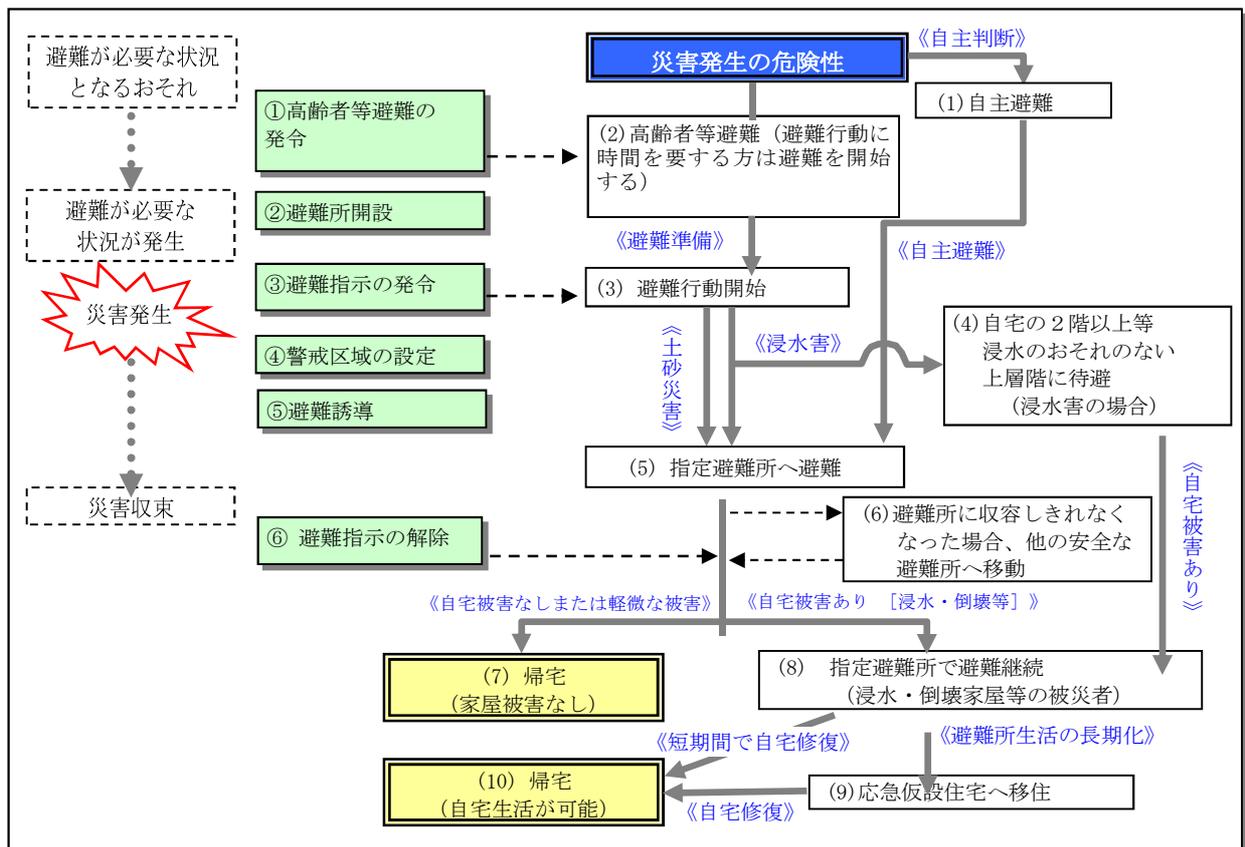
- ◆避難の目的・場所を明確にすること。
- ◆隣組等市民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。
- ◆誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。
- ◆誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する。

■指定避難所等への避難誘導が難しい場合の対応

- ◆市街地の浸水が始まっている場合など、あらかじめ指定した避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合は、事態の状況等に応じて自宅や隣接建物の2階以上の安全な場所に避難誘導する。
- ◆避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内安全確保等の措置を指示することができる。

※資料編 2-44 避難路図

■風水害時における避難の流れ



3. 避難者の移送

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合や、指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

第4 指定避難所の開設

1. 指定避難所の開設

指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等を必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった市民を一時的に滞在させるための施設とする。

指定避難所の開設は、原則的に市長の指示により避難対策班から派遣する職員（避難所派遣職員）が、施設管理者の協力を得て実施する。

指定避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、指定避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して速やかな開設を行う。

なお、公民館及びコミュニティセンターを優先して開設し、状況に応じて小中学校及び他の公共施設を指定避難所として開設する。

※資料編 2-35 指定避難所一覧

※資料編 2-36 避難所位置図

※資料編 2-39 備蓄品一覧

2. 開設の手順

指定避難所の開設は以下の手順により行う。

- ①電話、無線等により指定避難所開設の旨を施設の管理者に要請する。
- ②避難者収容スペースの決定・誘導
- ③指定避難所内に事務所を開設し、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

3. 指定避難所開設の報告

避難所派遣職員は、指定避難所を開設したとき、避難対策班を通じて、情報総括班に次の事項を報告する。

- ◆指定避難所開設の日時及び場所
- ◆収容状況及び収容人数
- ◆開設期間の見込み
- ◆避難対象地区名（災害危険箇所名等）

地域対策班は、指定避難所が開設されたときは、区長へ伝達する。

4. 自主避難への対応

住民票の有無等にかかわらず、市民等が自主的に指定避難所へ避難をしたときは、施設管理者は災害対策本部へ連絡し、災害対策本部の指示を受けて指定避難所を開設する。

5. 多様な避難状況の把握

車中泊やテント泊等の指定避難所以外の避難実態を把握するとともに、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

第5 指定避難所の運営

1. 指定避難所の運営主体

指定避難所開設当初の運営は、避難対策班が施設管理者、自主防災組織と連携し、運営を行う。

できるだけ早い段階で、避難所運営組織を立ち上げ、市と連携して避難所を運営する。

2. 運営事項

(1) 避難者名簿等の作成

避難所派遣職員は、避難者に対し避難者名簿を配り、世帯単位で記入を依頼する。

避難対策班は、集まった避難者名簿を基にして避難者台帳を作成し、広報・報道班に報告する。

※様式集 91 避難者名簿

※様式集 92 避難者台帳

(2) 居住区域の割り振りとリーダーの選出

避難所派遣職員は、近隣世帯で居住グループを設定し、グループごとにリーダーの選出を促すとともに、リーダーには次の事項への協力を依頼する。

また、リーダーは多様な者の視点等に配慮するとともに避難者のニーズを的確に把握・反映できるよう努める。

- ◆市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- ◆物資の配布活動等の補助
- ◆居住グループの避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ◆防疫活動等への協力
- ◆施設の保全管理

(3) 食料等の請求、受取り、配給

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活必需品、資機材等の必要量を財政調達班に請求する。

物資等を受け取ったときは、そのつど物品の受払い簿に記入し、各居住グループのリーダー、自主防災組織及び災害ボランティア等と協力し、避難者に分配する。

※様式集 100 物品受け払い簿（避難所用）

(4) 運営状況の報告及び運営記録の作成

避難所派遣職員は、指定避難所の運営について報告し、記録を作成する。

- ◆指定避難所の運営状況について、1日に1回避難対策班へ報告する。
- ◆傷病者の発生等、特別の事情のある時は必要に応じて報告する。
- ◆指定避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。
- ◆避難者台帳の更新を行う。

※様式集 91～95 避難所運営の様式

3. 受入れ期間等

指定避難所への受入れ期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。

また、小・中学校等の教育施設については、原則として施設本来の用途、応急教育に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の指定避難所への移転移送を行うものとする。

※様式集 91～95 避難所運営の様式

第6 長期化を見通した避難者への配慮

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意するものとする。

1. 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

- ◆グループ分け
- ◆プライバシーの確保
- ◆多様な者の視点等に配慮
- ◆情報提供体制の整備
- ◆指定避難所運営ルールの徹底
- ◆指定避難所のパトロール等の安全管理
- ◆要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- ◆福祉避難所開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

2. 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

関係各班は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、仮設トイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じるように努める。

また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- ◆自主運営体制の整備
- ◆暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- ◆指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

3. 保健・衛生対策

避難対策班、医療救護班は、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、環境班は、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物愛護団体等に協力を依頼し、飼い主による飼育が困難となった家庭動物の一時預かり場所を設置する。

- ◆救護所の設置
- ◆健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- ◆仮設トイレの衛生管理
- ◆入浴、洗濯対策
- ◆食品衛生対策
- ◆心の健康相談の実施

4. 市外避難者への対応

広報・報道班は、他の自治体に避難する被災者に対して被災地状況及び避難者情報等をホームページに公開する等、必要な情報の提供を行うものとする。

第7 広域的避難への対応（受入れ）

本部班は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、県知事より他市町村からの被災者の受入れの要請があった場合、避難対策班と連携して受入れ体制を整える。

第8 指定避難所の統合・廃止

避難対策班は、災害の復旧状況や指定避難所の人数等により、指定避難所の統合及び廃止を行う。

地域対策班は、指定避難所が統合及び廃止されたときは区長へ伝達する。

第9 在宅避難者対策

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難な者（在宅避難者）については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

なお、医療救護班は、健康状態の悪化が心配される者の把握に努め、必要な措置を検討する。

1. 在宅避難者の把握

在宅避難者については、指定避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄の指定避難所で状況を把握する。

2. 食料等の供給

在宅避難者への食料等の供給は、原則として指定避難所で行う。

また、供給の実施期間は、供給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第7節 要配慮者等対策

ノーマライゼーションの理念に基づき応急対策を実施するため、地域支援者等と連携して速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、避難支援、援護及び福祉避難所へ移送、巡回ケア等を実施する。また、外国人や帰宅困難者に対する支援も実施する。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
要配慮者への対応	第1 要配慮者の把握・安否確認 (福祉班、市民支援班、関係各班)	⇒	
	第2 要配慮者の避難支援 (福祉班、避難対策班)		
	第3 指定避難所の要配慮者の援護 (福祉班、避難対策班)		
	第4 在宅避難の要配慮者の援護 (福祉班、避難対策班)		
	第5 福祉避難所等の確保と移送等 (福祉班、関係各班、関係機関)	⇒	⇒
	第6 巡回ケア・広報・相談業務 (広報・報道班、福祉班、医療救護班)	⇒	⇒
	第7 外国人等の支援対策 (広報・報道班、地域対策班、市民支援班)	⇒	
帰宅困難者への対応	第8 帰宅困難者への支援対策 (避難対策班)	⇒	

第1 要配慮者の把握・安否確認

1. 要配慮者の把握

災害の発生に際しては、避難行動要支援者名簿に登載されている者や平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、時間の経過に沿ってあらゆる要配慮者を把握する必要がある。

なお、指定避難所のみならず、在宅避難の要配慮者がいることにも留意する。

2. 安否の確認

福祉班は、関係各班や区長、自主防災組織及び福祉関係団体、民生委員、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行う。

安否確認は、主に次の調査で行い、安否名簿を作成する。

- ◆避難行動要支援者名簿
- ◆自主防災組織及び民生委員の調査
- ◆避難者名簿の調査
- ◆各障がい者等支援組織の調査
- ◆保健所その他関係機関の調査
- ◆障がいのある人（世帯）、一人暮らしの高齢者世帯等に対し、市が名簿により直接確認

第2 要配慮者の避難支援

避難の誘導は、自ら避難することが困難な避難行動要支援者をはじめ、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者を優先する。

避難行動要支援者については、避難行動要支援者支援計画及び個別避難計画に基づき、避難支援を行う。

なお、避難に当たっては、地域支援者が中心となり、自主防災組織、民生委員等と連携し、速やかに地区住民を集団避難させるものとする。

第3 指定避難所の要配慮者の援護

1. ケアサービスリストの作成

福祉班及び避難対策班は、担当している指定避難所の要配慮者を把握するとともに、安否名簿を基にケアサービスリストを作成し、福祉班は必要な支援・措置を要請する。

（ケアサービスリストの内容）

- ◆必要となる介護・介助要員の種別・規模
- ◆車椅子・つえ等介助用具、手話通訳要員、点字広報紙等の要否

2. 応急ケアサービス

福祉班は、要配慮者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ◆踏み板等の設置による段差の解消 ◆簡易ベッド ◆パーティション（間仕切り） ◆車椅子、紙おむつ、障がいのある人用の携帯トイレ等
要配慮者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆少人数部屋への割り当て ◆冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆掲示板の設置、手話通訳の派遣 ◆災害ボランティアによる個別情報伝達

第4 在宅避難の要配慮者の援護

福祉班、避難対策班は、在宅における要配慮者について、指定避難所での把握に準じて、原則として最寄りの指定避難所で状況を把握し、指定避難所入所者に準じた支援を行う。

また、地域支援者、地域ケア会議、自主防災組織が協力して、定期的に声掛け等の安否確認を行い、平常の状態に戻るまでは要配慮者が心理的に孤立しないよう配慮する。

第5 福祉避難所等の確保と移送等

1. 福祉避難所・病院等の確保

福祉班は、指定避難所からの要配慮者支援要請に対して、福祉対策部長が必要と認めるとき、要配慮者専用の福祉避難所又は病院等を確保する。

福祉避難所の開設においては、あらかじめ指定した福祉避難所の中から開設を行う。これらの福祉避難所が利用できない場合は、市内の宿泊機能を有する介護施設・障がい者福祉施設等に特別受入れを要請する。

なお、福祉避難所とは、一般の指定避難所での生活が困難な要配慮者を受入れの対象とする施設であり、各コミュニティセンター内、すこやか交流プラザ内及び社会福祉施設等の協定締結施設に設置する。

(特別受入れ等の対象)

- ◆市内の宿泊機能を有する介護施設・病院等への特別受入れ要請
- ◆市内の障がい者支援施設への特別受入れ要請
- ◆県への他市町村老人保健施設等への特別受入れの要請
- ◆日本赤十字社、医師会等への市外宿泊機能を有する介護施設・病院等への特別受入れの斡旋要請

※資料編 2-38 福祉避難所一覧

2. 福祉避難所、病院等への移送

福祉班は、福祉避難所、病院等が確保され次第、輸送・調査班及び関係機関に協力を要請し、主に次の方法で、随時、要配慮者を移送する。

- ◆輸送・調査班による移送措置
- ◆社会福祉協議会への依頼による移送措置
- ◆障がい者支援組織等による移送措置
- ◆指定避難所入所者の協力支援による移送措置
- ◆消防本部、医師会、高齢者・障がい者施設等への依頼による移送措置
- ◆その他可能な手段による移送措置

3. 福祉避難所の管理・運営

市が福祉避難所を開設したときは、福祉班から福祉避難所担当職員を派遣し、「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、地域支援者、自主防災組織、福祉関係者等の協力を得て、避難所の管理・運営にあたる。また、担当職員の交代要員を確保する。

なお、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図るものとする。

また、災害救助法の適用を受け、避難所等における福祉支援が必要な場合は、県に対して、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行う。

4. 福祉仮設住宅の建設

福祉班は、必要と認めるとき、財政調達班と連携し、要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置する。

なお、災害救助法の適用を受けた場合は、建設を県に要請する。

第6 巡回ケア・広報・相談業務

1. 巡回ケアサービス

福祉班、医療救護班は、指定避難所、その他の要配慮者の所在地において、関係機関と協力し、要配慮者向け巡回ケアサービスとして、主に次のことを行う。

- ◆ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- ◆医療救護チームによる健康チェック
- ◆ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施

2. 要配慮者向け広報活動並びに相談業務

広報・報道班、福祉班は、要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得ながら広報活動、相談業務を行う。

第7 外国人等の支援対策

1. 外国人の支援対策

地域対策班は、県、警察署、国際交流協会、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、広報・報道班と連携し、外国人及び関係者に県が実施する(財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、インターネット、FM放送等による多言語での情報提供メディアで広報を行う。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

2. 旅行者への対応

市民支援班は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等からの情報を収集し、状況を把握するとともに、災害応急対策の実施に際し関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第8 帰宅困難者への支援対策

避難対策班は、災害により公共交通機関が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者や徒歩による帰宅者に対して支援を行う。

1. 徒歩帰宅者への支援

通勤・通学者等の徒歩による帰宅を支援するため、企業・事業者等と連携し、トイレや水道水の利用、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。

2. 帰宅困難者への支援

職場・学校・駅等に滞在する帰宅困難者に対して、災害関連情報等の提供を行うとともに、指定避難所等において一時的な休息・宿泊施設の提供を行う。

第8節 消防・救急・救助活動

火災等を防止するため、速やかに消防体制を確立したうえで、消防活動及び救出活動、安否不明者等の捜索を実施するとともに、関係機関等と連携し、傷病者等を医療機関へ搬送する。

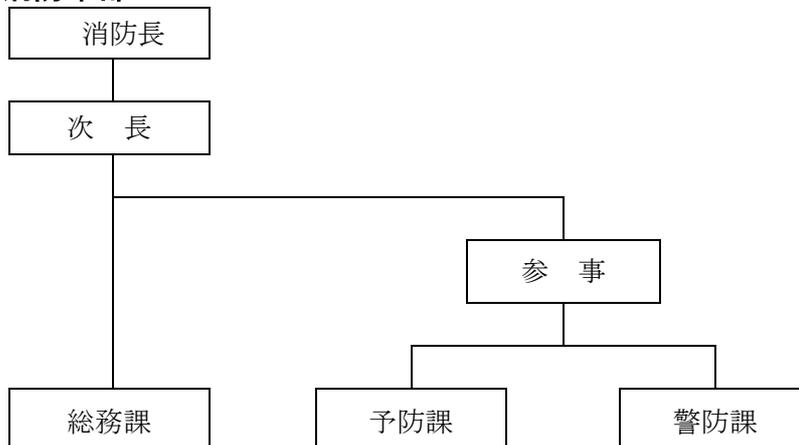
項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
消防活動	第1 消防体制 (消防本部、消防団)		
	第2 消防活動の実施 (消防本部、消防団)	⇒	
救出活動	第3 救出活動の実施 (消防本部、消防団)	⇒	
	第4 安否不明者等の捜索 (市民支援班、消防本部、 消防団、警察署)	⇒	
傷病者の搬送	第5 医療機関への傷病者の 搬送 (消防本部、警察署)	⇒	

第1 消防体制

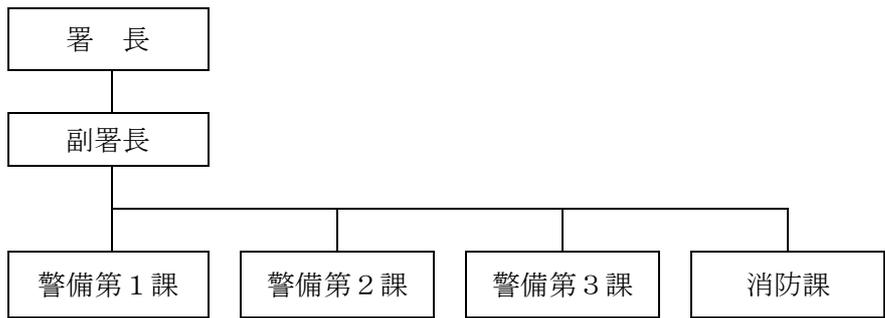
本市の消防に係わる組織には、春日・大野城・那珂川消防組合と大野城市消防団があり、相互に協力、連携して消防業務を実施する。

1. 消防組合の組織構成

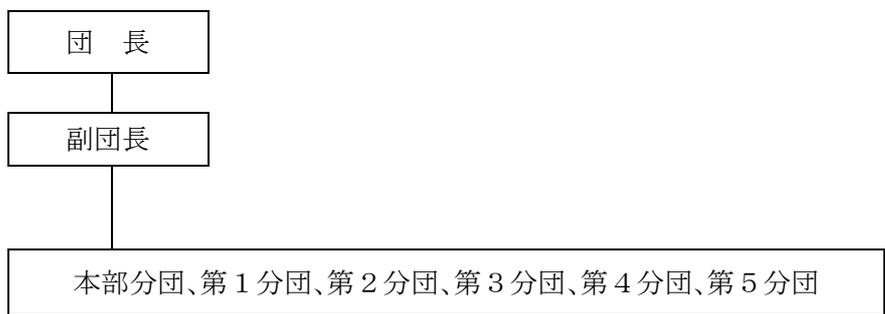
(1) 消防本部



(2) 消防署



2. 消防団の構成組織



※資料編 2-51 消防団一覧・空中消火用ヘリポート基地一覧

3. 非常警備体制

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したとき、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

4. 非常召集

消防長は、勤務中の職員以外の職員を対象として非常召集命令を発令し、必要な職員を参集させ、非常警備体制を確保する。

5. 応援要請

<p>県内市町村への要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模な災害が発生したとき、市長又は消防長は必要に応じて「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長又は消防長に対して消防応援を要請する。 ◆応援要請を行ったときは、その旨を県知事に通報する。
<p>県・国への要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模な災害が発生したとき、市長は必要に応じて県知事を通じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請する。 ◆航空応援が必要なときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

※資料編 2-52 福岡県消防相互応援協定

※資料編 2-53 福岡県消防相互応援協定覚書

※資料編 2-54 福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

第2 消防活動の実施

消防本部及び消防団は、災害時の消防活動について次のとおり実施する。

1. 危険区域の消防活動

延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止を行う。

また、別に予備部隊を編成待機させて、風位の変化等による不測の事態に備える。

2. 異常時の消防活動

平均風速 10m/秒を越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼するため、防御活動は極めて困難となる。この点を考慮し、火勢の状況を把握するとともに、主流に対しては側面狭撃の体制で防圧にあたり、風下方面は事前注水部隊、飛火警戒部隊で延焼防止を図る。

また、別に予備部隊を編成待機させて、風位の変化等による不測の事態に備える。

3. 危険物火災

大量の危険物による火災には、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて延焼危険度を考慮して注水消火を行う。

注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除去消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

4. 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災には、施設近辺の放射線による危険防止を第1条件として防御活動にあたる。

また、当該施設の管理者の指示に従い、危険区域を設定し、防護装備をした者以外の立ち入りを禁止する。

なお、注水消火を行うとき、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては、安全地域に流出する措置を講ずる。

第3 救出活動の実施

1. 救出情報の収集

要救出者を発見した者は、災害対策本部、消防本部又は警察署等へ通報する。

消防本部は、災害対策本部、警察署等に通報された情報を収集し、管理する。

2. 救出活動の実施

消防本部、消防団は、救出情報に基づき、救出隊を編成し、救出活動を実施する。

なお、被害状況等に応じて、警察署、自衛隊、隣接消防機関等に応援を要請する。

※様式集 75 被災者救出状況記録簿

第4 安否不明者等の搜索

1. 安否不明者等名簿の作成

市民支援班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや安否不明者等の搜索依頼・届け出の受付を行い、名簿を作成する。

- ◆市役所の相談窓口で、安否不明者等の届け出を受け付ける。
- ◆届出を受けたときは、安否不明者等に関する次の点について可能な限り詳細に聴き取り、記録する。

<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 年齢	<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 身長	<input type="checkbox"/> 体重	<input type="checkbox"/> 着衣	<input type="checkbox"/> その他の特徴

- ◆安否不明者等は、避難者名簿等で確認する。
- ◆安否不明者等名簿は、本部班を通して、警察署にも提供する。
- ◆安否不明者・死者の公表は、「福岡県災害時における人的被害の公表要領」に基づいて行う。
- ◆県公表後の安否不明者・死者に関する報道対応は、広報・報道班が行う。

※様式集 76 安否不明者等届出票

※様式集 77 安否不明者等名簿

2. 安否不明者等の搜索

消防本部、消防団は、市民支援班が作成する安否不明者等名簿などに基づき、警察署等と協力して安否不明者等の搜索活動を実施する。

なお、安否不明者等を発見し、既に死亡していると認められるときは、速やかに警察署に連絡する。

※資料編 2-70 福岡県災害時における人的被害の公表要領

「安否不明者」とは、災害が発生した地域で所在不明となっている者とし、「行方不明者」とは、災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。

第5 医療機関への傷病者の搬送

1. 消防本部

区 分	対 応 措 置
緊急搬送	<ul style="list-style-type: none"> ◆傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。 ◆搬送は、消防本部、市所有の車両等を使うほか、必要に応じて、県に対して、ヘリコプターによる搬送を要請し行う。 ◆救護所等から後方医療機関への搬送は、第9節の第4「2. 後方医療機関への搬送」を参照のこと。
傷病者多数発生時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害の状況等を判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊、医療救護チームと連携を図り救護活動を行う。 ◆救護能力が不足するときは、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。

2. 警察署

区 分	対 応 措 置
救出救護活動及び負傷者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> ◆救出救護活動は、家屋被害の多発地区及び病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。 ◆救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

第9節 医療・救護活動

限られた資源を最大限に活用して一人でも多くの命を救うため、医療救護チームの編成及び出動を要請するとともに、救護所を設置したうえで、後方医療機関等と連携しながら救護活動、巡回診療等を実施する。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急医療	第1 医療救護チームの編成・出動の要請 (医療救護班、医療救護チーム)		
	第2 救護所の設置 (医療救護班)		
	第3 救護所の活動 (医療救護班、医療救護チーム)	⇒	
	第4 後方医療体制 (医療救護班、消防本部、本部班)	⇒	⇒
	第5 医薬品・資機材の調達 (医療救護班)	⇒	⇒
指定避難所での医療		第6 巡回診療の実施 (医療救護班、巡回診療チーム)	⇒
		第7 心のケア対策 (医療救護班、関係機関)	⇒

第1 医療救護チームの編成・出動の要請

1. 医療情報の収集

医療救護班は、県及び医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

- ◆医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ◆負傷者、転送が必要な入院患者等の発生状況
- ◆指定避難所、救護所の設置状況
- ◆医薬品、医療資機材等の需給状況
- ◆医療施設、救護所等の交通状況
- ◆その他参考となる事項

2. 医療救護チームの編成・出動の要請

(1) 医療救護チームの編成

医療救護班は、多数の傷病者が発生した場合は、筑紫医師会に医療救護チームの編成を要請する。

筑紫医師会は、筑紫歯科医師会、筑紫薬剤師会と連携し編成する。

災害の規模、状況等により、広域的な応援が必要な場合は、国、県等の機関に応援を要請する。

なお、医療救護チームには、歯科医師や薬剤師、精神科医等を配置し、被災者への多様な対応が可能な体制を整えることも検討する。

名 称	編成機関	1チームの構成人員	備 考
医療救護チーム	筑紫医師会	医 師 1～2名 看護師 1～4名 補助員 1名	必要により運転手 1名

(2) 要請及び出動

医療救護班は、必要に応じて医療救護チームの出動を要請する。

状 況	要 請 ・ 出 動
災害により多数の傷病者が発生	◆筑紫医師会に、医療救護チームの出動を要請する。 ◆災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めたとき	◆要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。 ◆直ちに市長に通報する。

第2 救護所の設置

医療救護班は、原則としてコミュニティセンターに救護所を設置する。
また、必要に応じて災害現場に近い公共施設等への設置を検討する。

第3 救護所の活動

医療救護チームは、救護所において次の医療救護活動を実施し、災害の状況によっては、災害現場においても活動する。

また、医療救護班は、死者、負傷者等の状況を整理し、広報・報道班へ報告する。

- ◆ 傷病者の度合いの判別（トリアージタグの活用）
- ◆ 医療救護
- ◆ 後方医療施設への転送の要否
- ◆ 助産救護
- ◆ 死亡の確認

※様式集 84 救護班活動状況

※様式集 85 病院診療所医療実施状況

※様式集 86 助産台帳

第4 後方医療体制

1. 後方医療機関の確保

医療救護班は、消防本部等と連携し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる医療機関を確保する。

市内の医療機関で収容が困難な場合は、市外の受入れ可能な医療機関に搬送する。

※資料編 2-55 市内医療機関一覧（病院・診療所・歯科医院）

2. 後方医療機関への搬送

消防本部は、適切な後方医療機関への搬送を行う。

多数の重傷病者の搬送を要する時は、警察署、自衛隊等の緊急輸送関係機関と連携し、搬送を行う。

なお、消防本部又は本部班は、交通の状況により医療機関への搬送が救急車等では困難な場合は、県に対して、ヘリコプターでの搬送を要請する。

第5 医薬品・資機材の調達

1. 医薬品、医療資機材の調達方法

医療救護班は、次のとおり医薬品、医療資機材等を確保する。

- ◆ 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する。
- ◆ 不足する場合は、筑紫医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する。
- ◆ 入手が困難のときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

2. 輸血用血液の確保

医療救護班は、輸血用血液が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

第6 巡回診療の実施

医療救護班は、医療関係者と協力し、災害発生から一週間後を目安に、長期的な医療や精神のケア対策のために巡回診療チームを編成し、必要に応じて歯科医師や薬剤師、精神科医師を配置する。

巡回診療チームは、指定避難所等の巡回スケジュールを作成し、指定避難所で定期的な医療活動を行う。また、救護所や主治医と連携し、慢性疾患患者等の要医療者への支援を行うとともに、災害対策業務に従事する職員やボランティアの健康管理にも取り組む。

第7 心のケア対策

医療救護班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、福岡県精神保健福祉センター、保健福祉環境事務所、精神科医療機関、児童相談所等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害応急対策活動従事者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安への対策を行う。

第10節 交通対策・緊急輸送

災害時の交通混乱を防止し、円滑に緊急輸送活動を実施するため、交通規制を実施するとともに、緊急輸送路を確保し、物資集配拠点、臨時ヘリポート等と連携して緊急輸送を行う。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
交通対策	第1 交通規制 (建設対策班、警察署、 広報・報道班)	⇒	⇒
輸送対策	第2 緊急通行車両の確認 (財政調達班、警察署)	⇒	
	第3 緊急輸送路の確保 (建設対策班、関係機関)	⇒	⇒
	第4 緊急輸送 (財政調達班、輸送・調査班)		⇒
	第5 輸送拠点の設置 (本部班、財政調達班)		⇒

第1 交通規制

1. 各実施機関の交通規制

次の機関は、災害時において交通の混乱を防止し、通行を確保するため、交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	県内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき、必要な限度において車両通行禁止、もしくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき、当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて通行を禁止、又は制限を行うことができる。	道路法第46条

※様式集 89 緊急通行車両等確認標章・緊急通行車両等以外の車両通行止め標示

2. 交通規制情報の収集

建設対策班は、警察署等と連携し、交通規制の実施や交通の状況等の情報を収集し、広報・報道班に報告する。

なお、広報・報道班は、交通規制情報を速やかに市民、事業者、関係機関等へ周知する。

3. 市道の交通規制

建設対策班は、警察署に連絡した後、土木協力会等の各協力団体と協力して、道路管理者として必要な市道の交通規制を行う。

交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

4. 緊急通行車両の通行の確保（法第76条の6関係）

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第2 緊急通行車両の確認

1. 緊急通行車両

緊急通行車両の対象となる車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

緊急通行車両であることの確認（証明書、標章の交付）は、県知事又は警察署長に対し所定の書類を持って申請する。

2. 緊急通行車両の使用

財政調達班は、届出済証の交付を受けた車両を緊急通行車両として使用するとき、車両ごとに緊急通行車両等確認証明書、確認標章の交付を受ける。

確認標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

※様式集 87 緊急通行車両等事前届出書

※様式集 88 緊急通行車両等確認証明書

※様式集 89 緊急通行車両等確認標章・緊急通行車両等以外の車両通行止め標示

第3 緊急輸送路の確保

1. 道路の確保

建設対策班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路の調査・点検、応急復旧等を行い、警察署等と連携し、緊急輸送路を確保する。

- ◆道路の被害状況の調査
- ◆緊急輸送路の決定
- ◆国・県への復旧の要請及び通報
- ◆警察への交通規制の要請及び通報

※資料編 2-56 緊急輸送道路ネットワーク図

※資料編 2-57 緊急輸送道路ネットワーク路線一覧

2. 道路啓開措置

建設対策班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、土木協力会等の各協力団体と連携し、障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置する等の措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

- ◆交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復を要請する。
- ◆緊急輸送路の障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。
- ◆放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を警察署へ要請する。
- ◆道路啓開優先順位を決定するにあたり、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。

第4 緊急輸送

1. 緊急輸送の確保

財政調達班は、速やかに人員及び物資等の輸送手段を確保する。輸送車両等が不足する場合、「市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。

なお、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

- ◆輸送区間及び借上げ期間
- ◆輸送人員、物資の品名、輸送量
- ◆車両等の種類及び台数
- ◆集結場所及び日時
- ◆その他必要な事項

※資料編 2-58 市有車両一覧

2. 輸送の対象

輸送・調査班は、次の段階に応じて輸送を行う。

第1段階	①救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動、応急危険度判定等災害の拡大防止のための人員、物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	①上記第1段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	①上記第2段階の続行 ②災害復旧に必要な人員及び物資 ③生活必需品

第5 輸送拠点の設置

1. 物資集配拠点の設置

財政調達班は、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

施設	大利小学校体育館（代替施設として、各コミュニティセンター）
役割	調達物資や他市町村等からの救援物資の受入れ、仕分け、在庫管理を行う。 また、必要に応じて、協定締結事業者に要請し、連携する。

2. 臨時ヘリポートの設置

本部班は、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

臨時ヘリポート名	所在地
大野城総合公園多目的グラウンド	大字乙金 618-12
御陵中学校グラウンド	中 1-20-1
平野中学校グラウンド	つつじヶ丘 4-1-1

※資料編 2-59 臨時ヘリポート一覧

※資料編 2-60 臨時ヘリポートの基準

第 1 1 節 生活救援活動

災害時の被災者の生活を救援するため、速やかに需要を把握し、市の備蓄量を勘案したうえで、給水活動、食料の調達・供給及び炊き出し、生活必需品の調達・供給を実施するとともに、救援物資を受入れる。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
飲料水、生活用水の供給	第 1 水の確保 (浄水・施設班)		
	第 2 応急給水活動の実施 (給水班、浄水・施設班)	⇒	⇒
食料の供給	第 3 食料の需要把握 (財政調達班、関係各班)	⇒	
	第 4 食料の確保 (財政調達班、避難対策班)	第 5 食料の供給 (輸送・調査班、 避難対策班)	⇒
		第 6 炊き出しの実施 (避難対策班、本部 班)	⇒
生活必需品の供給	第 7 生活必需品の需要把握 (財政調達班)	⇒	
	第 8 生活必需品の確保 (財政調達班)	第 9 生活必需品の供給 (輸送・調査班、 財政調達班、 避難対策班)	⇒
救援物資の受入れ	第 10 救援物資の受入れ (輸送・調査班、財政調達 班、福祉班)	⇒	⇒

第1 水の確保

浄水・施設班は、水運用や水質管理に必要な措置を講ずるとともに、水道施設の破損等により水の供給が停止したとき、直ちに被害状況を把握して必要な措置を講ずる。

- ◆水道施設の被害状況、断水状況等の把握
- ◆浄水場や関係機関との連絡体制、通信手段の確保
- ◆配水池の運用や福岡地区水道企業団及び他水道事業体等の協力による飲料水の確保
- ◆浄水場等の水質確認

第2 応急給水活動の実施

給水需要は、指定避難所等における避難者の状況や災害対策本部からの要請等に基づき給水対象施設を確認し、把握する。

■応急給水の目標数量

- ◆発災直後～3日間：1人1日 3 リットル（飲料水）
- ◆10日目まで：1人1日 20 リットル（飲料水＋炊事用水＋トイレ用水）
- ◆21日目まで：1人1日 100 リットル（上記＋洗濯水＋避難所入浴用水）

1. 応急給水計画の策定

浄水・施設班は、市域の被害状況、減断水区域の発生状況を把握し、給水班とともに応急給水計画を策定する。

2. 用水及び資機材の確保

浄水・施設班は、既存の浄水場・配水池、福岡地区水道企業団及び他水道事業体の注水設備（浄水場等の注水口や緊急連絡管等）が使用可能かどうかを確認する。

また、給水班は、応急給水に必要な資機材、車両等の準備を行う。

3. 給水所の設置

給水班は、原則として給水所の設置による拠点給水方式で給水を行う。

給水所は、被害や避難状況に応じて設置する。なお、給水所の設置場所には、給水所の看板等を掲示する。

4. 給水の方法

(1) 給水所への運搬

給水班は、必要に応じて輸送・調査班の協力を得て、飲料水等を浄水場及び配水池から給水所へ運搬する。

なお、消火栓があり、機能している場合は、必要に応じて消火栓から給水を行う。

(2) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員、消防団（本部分団を除く）、区等の協力を得て、市民が自ら持参した容器、不足するときは給水班が用意する給水袋等を使用する。

※様式集 97 飲料水の供給簿

5. 応援要請

給水班は、単独で飲料水の確保、給水活動等が困難と判断するとき、本部班を通じて福岡地区水道企業団及び他水道事業体に、応援を要請する。

6. 周知・広報

給水班は、給水所を設置したとき、広報・報道班と連携して給水に関する広報を行い、市民への周知を図る。

第3 食料の需要把握

1. 供給対象者

食料の供給対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、事態がある程度落ち着いた段階では、食料の供給対象者は指定避難所への避難者に限定する。

- ◆ 指定避難所に避難した者及び在宅避難者
- ◆ 通常の食料の確保が不可能となった者（帰宅困難者、旅行者を含む）
- ◆ 災害応急対策活動従事者

2. 把握方法

財政調達班は、関係各班を通じて食料需要を把握する。

- ◆ 指定避難所の避難者及び在宅避難者への必要数は、避難対策班を通じて把握する。
- ◆ 通常の食料の確保が不可能となった者への必要数は、関係各班及び区長等の協力を得て把握する。
- ◆ 災害応急対策活動従事者への必要数は、関係各班からの報告を集約して把握する。

第4 食料の確保

1. 市による食料確保

財政調達班は、需要量と市の備蓄量を勘案し、近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等からパン、弁当、副食品及び炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

また、避難対策班は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握を行い、財政調達班は、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2. 県及び他市町村への要請

必要な食料の確保・供給ができない場合は、県及び他市町村に対し応援を要請する。

※資料編 2-26 災害時における食糧供給協力に関する協定（県）

※資料編 2-27 災害時における食糧等物資の供給に関する協定（県）

※資料編 2-28 福岡県の災害時連携協定締結団体等一覧

※資料編 2-40 福岡県の備蓄状況

第5 食料の供給

1. 食料の輸送

食料供給に関する輸送業務は、原則として調達先の業者に依頼する。市の備蓄品等に関しては、輸送・調査班が行う。

2. 供給場所

供給は、原則として指定避難所で行う。

3. 供給方法

避難対策班は、指定避難所において次のように供給する。

- ◆避難所運営組織、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て供給する。
- ◆乳幼児、高齢者等に対し優先的に配分する。

※様式集 98 物資の給与状況

※様式集 100 物品受け払い簿（避難所用）

第6 炊き出しの実施

各指定避難所において、避難所運営組織又は自主防災組織等がボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う。炊き出しに必要な食材、器具、容器等は、避難対策班が本部班に請求する。

なお、学校の給食室等で炊き出しを行う場合は、施設管理者に確認を行う。

※様式集 96 炊き出し給与状況

第7 生活必需品の需要把握

1. 対象者

生活必需品の供給は、指定避難所に避難した者及び生活上必要な衣服や寝具その他日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2. 把握方法

財政調達班は、災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計し、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算し、準備を進める。

状況が落ち着き、避難者数の集計ができた段階においては、各指定避難所から必要な品目及び数量をとりまとめる。

第8 生活必需品の確保

財政調達班は、需要量と市の備蓄量を勘案し、必要な生活必需品を確保する。

1. 市による生活必需品確保

近隣のスーパー、卸売り・小売り業者等から生活必需品を調達する。

2. 県及び市町村への要請

生活必需品の確保・供給ができない場合は、県及び市町村に対し応援を要請する。

3. 品目

生活必需品の調達予定品目については、次のとおりとする。

なお、供給(貸与)の基準は福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等による。

- ◆寝具類（毛布、布団等）
- ◆衣類（下着、防寒具等）
- ◆光熱材料等（懐中電灯（ろうそく）、ライター（マッチ）、ラジオ、電池、暖房具等）
- ◆日用雑貨（タオル、石けん、歯磨き粉、歯ブラシ、ちり紙、バケツ、筆記用具等）
- ◆その他（紙おむつ、哺乳びん、生理用品、化粧品等）

※資料編 2-30 福岡県災害救助法施行細則

※資料編 2-31 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等

第9 生活必需品の供給

1. 生活必需品の輸送

生活必需品供給に関する輸送業務は、原則として調達先の業者に依頼する。市の備蓄品等に関しては、輸送・調査班が行う。

2. 生活必需品の保管

生活必需品は、状況に応じて物資集配拠点に集積し、財政調達班が生活必需品の受入れ、管理を行う。

3. 供給場所

供給は、原則として指定避難所で行う。

4. 供給方法

避難対策班は、指定避難所において次のように供給する。

- ◆避難所運営組織、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て供給する。
- ◆乳幼児、高齢者、女性等に配慮し優先的に配分する。

第10 救援物資の受入れ

1. 救援物資等の受入れ

財政調達班は、救援・調達物資を受入れるとともに、その受け払い状況を広報・報道班に報告する。

また、福祉班は、社会福祉協議会及び日本赤十字社に対し布団等必要な救援物資の支給を要請し受け入れる。

2. 物資集配拠点

財政調達班は、救援・調達物資の集中管理を行う物資集配拠点を開設する。

物資集配拠点

◆大利小学校体育館（代替施設として、各コミュニティセンター）

3. 物資の仕分け、保管、輸送

財政調達班は、物資の仕分け及び保管を、輸送・調査班は輸送を担当し、それぞれボランティア等の協力を得て円滑に実施する。

また、必要に応じて協定締結事業者に要請し、連携を図る。

4. 物資の配分方法

物資の配分については、関係各班からの報告を受け、本部会議で協議のうえ決定する。

※様式集 98 物資の給与状況

※様式集 99 物品受け払い簿（集配拠点用）

※様式集 90 輸送記録簿

第12節 住宅対策

被災者の応急仮設住宅の需要等に応えるため、応急仮設住宅の建設や被災住宅の修理、空き家住宅の活用等必要な措置を講じる。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急仮設住宅の設置準備		第1 応急仮設住宅の需要把握 (財政調達班)	⇒ 第2 応急仮設住宅の入居者選定 (財政調達班)
応急仮設住宅の設置			第3 空き家住宅の活用 (財政調達班) 第4 応急仮設住宅の建設 (財政調達班)
被災住宅の修理			第5 被災住宅の修理 (財政調達班)

第1 応急仮設住宅の需要把握

1. 需要の把握

財政調達班は、応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を相談窓口や指定避難所で受け付ける。

なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

2. 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の基準を原則とする。

- ◆住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者
- ◆自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1. 入居の該当者

入居の該当者については、第1「応急仮設住宅の需要把握」の入居の資格基準による。

2. 入居者の選定

入居者の選定は、入居希望者の条件を十分調査し、災害対策本部会議において決定する。

要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

3. 応急仮設住宅の管理

財政調達班は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

※様式集 102 応急仮設住宅台帳

第3 空き家住宅の活用

財政調達班は、応急仮設住宅の設置に替えて、公営住宅、民間住宅の空き家を確保し、供給を行う。

1. 公営住宅の確保

公営住宅の確保は、被災者の世帯構成に応じて、多人数向け、少人数向け住宅を考慮する。

2. 民間住宅の確保

民間賃貸住宅の借り上げは、応急仮設住宅に準ずる内容で確保する。

3. 入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定は、第2「応急仮設住宅の入居者選定」を準用する。

第4 応急仮設住宅の建設

財政調達班は、応急仮設住宅を建設する場合は、県と十分に協議する。

1. 建設の実施責任者

市は、応急仮設住宅の建設に関する計画を策定し、実施する。災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、県知事が行うが、県知事により救助事務を行うこととされた場合又は県知事の実施を待つことができない場合は、市で行う。

この場合、応急仮設住宅の建設に替わる公営住宅、民間住宅の空き家の情報やその確保状況を考慮し、計画を策定する。

2. 建設の実施

応急仮設住宅は、「福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等」に示されている規模や仕様に基づき建設する。

※資料編 2-61 応急仮設住宅建設候補地一覧

第5 被災住宅の修理

1. 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

- ◆住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- ◆自らの資力では、住家の修理ができない者
- ◆修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる者

2. 応急修理の内容

応急修理の内容は、災害救助法の規定により、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施するに留める。

3. 修理対象住宅の選定

財政調達班は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、住家の半壊・半焼した世帯数の3割以内を基準として修理対象住宅を選定する。

ただし、やむを得ないときは、周辺市町村と対象数を調整する。

4. 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、広報・報道班は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

※様式集 103 住宅応急修理記録簿

第13節 生活環境の保全及び公衆衛生対策

衛生状態の悪化による健康障害等を防止するため、指定避難所等における保健環境衛生及び防疫活動を実施するとともに、し尿処理、ごみ、災害廃棄物対策並びに障害物の除去を行う。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
保 健 環 境 衛 生・防疫対策		第1 保健環境衛生 (環境班、医療救護班、 保健福祉環境事務所)	⇒
		第2 防疫活動 (医療救護班、 保健福祉環境事務所)	⇒
し尿対策	第3 仮設トイレの設置 (環境班)	⇒	⇒
	第4 し尿の処理 (環境班、関係 機関)	⇒	⇒
ごみ対策		第5 ごみの処理 (環境班、関係機関)	⇒
災害廃棄物 対策	第6 災害廃棄物の処理 (環境班、関係 機関)	⇒	⇒
障害物の除去	第7 各種障害物の除去 (建設対策班)	⇒	⇒

第1 保健環境衛生

医療救護班は、保健福祉環境事務所と連携し、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、指定避難所、仮設住宅等において保健環境衛生活動を行う。

1. 保健衛生

(1) 指定避難所の健康管理

医師会、保健福祉環境事務所等との連携の下に、指定避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア等の健康管理を行う。

(2) 被災者に対する衛生指導

被災者に対し、広報等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

(3) 入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係わる情報提供を広報等で行う。

(4) 食品の衛生管理

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、被災者等への食料衛生知識の普及や指定避難所等における食料衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、保健福祉環境事務所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

(5) 災害対策従事者の健康管理

災害対策従事者についても PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、メンタルヘルスケアの健康管理を行う。

2. 環境衛生

(1) 動物の保護・収容

環境班は、被災地において、負傷した家庭動物の保護、家庭動物による危害の防止及び被災者の飼育に係わる負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり家庭動物の保護等を行う。

- ◆負傷した家庭動物の収容・治療・保管
- ◆飼い主不明の家庭動物の収容・保管
- ◆飼養困難な家庭動物の一時保管
- ◆家庭動物に関する相談の実施
- ◆家庭動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
(飼い主不明の家庭動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)

また、県と協力し、飼い主とともに避難した家庭動物の適正な飼育方法を指導する等、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。

(2) 環境対策

災害により有害物質の漏出や大気汚染等が発生した場合、環境班は県へ報告するとともに、適切に対応する。

第2 防疫活動

1. 防疫チームの編成

医療救護班は、被災状況に応じて、保健福祉環境事務所、医師会等の協力を得て防疫チームを編成する。

2. 感染症予防対策に関する広報活動の強化

医療救護班は、感染症予防のため、保健福祉環境事務所と連携し、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用方法、飲食物の取扱い上の注意等の広報活動を行う。

3. 感染症対策

医療救護班は、指定避難所及び被災地域において、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、無症状病原体保有者の早期発見に努め、適切な予防措置を講じるため、健康診断及び検査を行う。

- ◆被災地及び指定避難所における感染症患者、病原体保持者の早期発見
- ◆手指の消毒等必要な指導及びクレゾール石鹼液等の配布
- ◆感染症発見箇所の消毒の実施
- ◆広報の依頼

※資料編 2-62 二種感染症指定医療機関一覧表

4. 消毒の実施

次のようなときは、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消毒する。

- ◆感染症が発生した又は発生するおそれがあるとき
- ◆水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき
- ◆汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のあるとき
- ◆家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき
- ◆土壌還元によるし尿処理を行うとき
- ◆鼠、害虫等が大量に発生したとき
- ◆廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき

第3 仮設トイレの設置

環境班は、浄水・施設班と連携し、大規模な災害が発生したとき、備蓄している仮設トイレを設置する。ただし、不足する場合は、リース会社等から調達するが、市で調達できないときは他市町村、県に要請する。

なお、設置に当たっては、高齢者、障がいのある人及び女性に配慮する。

また、公共下水道の復旧状況に併せて、下水道対応の仮設トイレを設置する。

- 【設置場所】
- ◆下水道使用不可能な地域にある指定避難所
 - ◆住宅密集地等の公園

第4 し尿の処理

環境班は、し尿収集運搬許可業者及び春日大野城衛生施設組合と協力して処理の体制を確立し、貯留したし尿の処理計画を策定する。

し尿の収集・処理は、指定避難所の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。

なお、災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定に基づき、他市町村等へ応援を要請する。

第5 ごみの処理

環境班は、福岡都市圏南部環境事業組合、大野城太宰府環境施設組合、春日大野城衛生施設組合と協力して発生したごみを処理する。

なお、必要に応じて「災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定」に基づき、他市町村等へ応援を要請する。

- ◆ごみ量の削減及びごみ分別への協力を市民等に対し要請する。
- ◆生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、早急に処理する。
- ◆処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- ◆一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

第6 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物処理の対象

被災建築物の解体、撤去に伴う多量の災害廃棄物の処理は、原則として所有者の責任において行う。

2. 実施体制

災害廃棄物の処理は、必要に応じて環境班が福岡都市圏南部環境事業組合、大野城太宰府環境施設組合、春日大野城衛生施設組合と協力して行うが、市のみで処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るほか、県を通じて広域的な支援を確立する。

加えて、ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担する。

3. 処理方法

災害廃棄物については、仮置場及び最終処分地を確保し、大野城市災害廃棄物処理計画に基づき、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。

- ◆計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- ◆原則として発生場所で災害廃棄物の分別を行う。
- ◆コンクリート等は、破砕、選別して最終処分場に運搬し、処分する。
- ◆適切な分別により可能な限りリサイクルを行う。
- ◆施設の処理能力を超えるときは、仮置場を設けて、一時保管する。
- ◆災害廃棄物処理では大気汚染等環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

第7 各種障害物の除去

1. 住宅に係わる障害物の除去

災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する場合は、県と協議する。

対象は、おおむね次のとおりである。

- ◆当面の日常生活が営み得ない状態であること
- ◆自らの資力では障害物を除去できない者であること
- ◆住家の半壊、半焼又は床上浸水した世帯であること
- ◆応急対策活動の支障となるもので、緊急を要するもの

2. 水路関係の障害物の除去

建設対策班は、水路等の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

3. 道路関係の障害物の除去

建設対策班は、市有道路の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

※様式集 104 障害物除去の状況

第14節 遺体の収容・火葬等

関係機関と連携して遺体の安置場所を確保したうえで、遺体の収容、身元確認及び遺族等への引渡しを行うとともに、遺体の火葬等に必要な措置を講じる。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
遺体の収容	第1 遺体の安置場所等の確保 (環境班)	⇒	
	第2 遺体の収容 (環境班)	⇒	⇒
遺体の火葬等	第3 遺体の火葬等 (環境班、市民支援班)	⇒	⇒

第1 遺体の安置場所等の確保

環境班は、あらかじめ公共施設又は寺院、葬儀式場等の管理者と協議し、遺体の見分場所、安置場所を選定しておくとともに、関係機関と連携し、確保する。

また、遺体を納めるための棺や保存のためのドライアイスを、葬祭業者等から確保する。

第2 遺体の収容

環境班は、遺体を発見した場合は、警察の見分及び検視並びに医師による医学的検査(検案)を受け、身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行ったうえで、次の点に留意し、遺体を収容する。

- ◆身元確認に時間を要する場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。
- ◆収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒及び保存に必要な措置を施す。
- ◆身元が確認された遺体については、遺族等に引渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)等の手続きにより処置する。

※様式集 105～109 遺体処理の様式

第3 遺体の火葬等

1. 火葬等の許可

市民支援班は、遺体の火葬等に必要な火葬許可書の発行及び相談のための受付窓口を設置する。

2. 火葬等の実施

環境班は、遺族等が災害による混乱のため火葬を行うことが困難なとき、遺族が不明なときは、遺体の火葬等を行う。

- ◆遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- ◆遺体が多数で火葬等できないときは、近隣市町に協力を依頼する。
- ◆火葬等した遺骨は一時寺院に安置し、火葬等台帳を作成する。
- ◆遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理し、引き渡す。
- ◆遺骨の引取人がないときは、市長が指定する墓地に仮埋葬等する。
- ◆外国人の火葬等を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

※資料編 2-63 近隣火葬場所一覧

※様式集 105～109 遺体処理の様式

第15節 公共施設等の応急対策

利用者の安全を確保し、施設機能を早期に回復するため、上下水道、道路・橋梁、水路・がけ地等の応急・復旧対策を行うとともに、電気・電話・ガス、鉄道等についても関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
上下水道	第1 上下水道の応急復旧対策 (浄水・施設班、広報・報道班、 流域下水道事務所)	⇒	⇒
電気・電話・ ガス等	第2 電気・電話・ガス等の応急復旧対策 (九州電力、九州電力送配電、NTT西 日本、西部ガス、九州テレ・コミュニ ケーションズ)	⇒	⇒
道路・橋梁	第3 道路・橋梁の応急復旧対策 (建設対策班、関係機関)	⇒	⇒
河川・がけ地 等	第4 河川・水路・がけ地等の応急復旧対 策 (建設対策班、関係機関)	⇒	⇒
	第5 ため池施設災害の応急復旧対策 (建設対策班、関係機関)	⇒	⇒
鉄道	第6 鉄道の応急復旧対策 (JR九州、西鉄)	⇒	⇒
その他の公 共施設	第7 その他の公共施設の応急復旧対策 (各施設管理者)	⇒	⇒

第1 上下水道の応急復旧対策

1. 緊急点検調査

浄水・施設班は、水道施設及び下水道施設の安全を緊急かつ暫定的に確保するため、災害対策本部が設置された段階でパトロール点検調査を行う。

なお、避難路・緊急輸送路の安全確保を最優先とし、主に目視点検で行う。

2. 応急復旧

(1) 応急調査

応急調査は基本的に全施設・全地域を対象とし、施設班は全体的な被害状況を把握する。また、得られた情報をもとに被害箇所一覧表及び被害箇所図等を整理する。

(2) 応急復旧

浄水・施設班は、暫定的に上下水道施設の機能を回復し、使用可能とするため、応急的な復旧工事を行う。

また、必要に応じて民間工事業者、他水道事業体の協力を得る。

(3) 災害時の広報

浄水・施設班、広報・報道班は連携し、市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

第2 電気・電話・ガス等の応急復旧対策

1. 電気施設災害応急対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社）

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(1) 情報の収集、報告、把握

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速にかつ的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

上級対策組織は、被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

① 一般情報

◆気象等情報

◆一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該館内全般の被害状況

◆対外対応状況

地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客様等への対応状況

◆その他災害に関する情報（交通情報等）

② 九州電力、九州電力送配電被害情報

- ◆ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ◆ 停電による主な影響状況
- ◆ 復旧資材、応援、食料等に関する事項
- ◆ 従業員の被災状況
- ◆ その他災害に関する情報

(2) 災害時の広報

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報する。
 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 災害対策要員の確保

- ① 夜間休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象情報等に留意し、防災体制の発令に備える。
- ② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- ③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない場合は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は速やかに確保する。
 また、資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両等をはじめ、その他可能な輸送手段により行う。

(5) 災害時における応急工事

① 応急工事の基本方針

電力供給の早急な確保と停電時間の短縮を図るため、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に応急工事を行い、機能の回復を図る。

② 応急工事基準

- ◆ 水力、火力発電設備
 共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- ◆ 送電設備
 ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により仮復旧を迅速に行う。
- ◆ 変電設備
 機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- ◆ 配電設備
 非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- ◆ 通信設備
 衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

2. 電話施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、西日本電信電話株が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次に掲げる情報を迅速にかつ的確に収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ◆ 気象情報、災害予報等
- ◆ 電気通信設備等の被害情報、疎通状況及び停電状況
- ◆ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ◆ 被災設備、回線等の復旧状況
- ◆ 復旧要員の稼働状況
- ◆ その他必要な情報

(2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(3) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- ① 情報連絡用回線を確保するとともに、情報連絡要員を配置する。
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- ⑦ その他、安全上必要な措置を講じる。

(4) 通信の非常疎通措置

① 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置当等疎通確保の措置をとる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

ウ 非常、緊急電話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

② 被災地特設公衆電話の設置

災害時、避難者が安否確認のために使用する特設公衆電話について、災害発生前からコミュニティセンター、公民館、集会所、総合体育館などの一部指定避難所に設置している。

③ 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、市民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

④ 災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、市民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言板『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。

3. ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）

被害が発生した場合は、「防災業務計画」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部署の連絡協力のもと応急対策を実施する。

(1) 緊急対策

① 情報の収集

ア 一般情報

総合災害対策本部はテレビ・ラジオ等により一般被害情報に関する情報を収集し、現地災害対策本部に伝達する。

イ 供給設備の被害状況の把握

供給設備の被害状況を把握し、必要に応じて二次災害防止の措置を行う。

② 広報

地元のテレビ・ラジオ放送局に対して、二次災害発生防止の観点から保安確保のための緊急放送を依頼する。また、必要に応じてマイコンメーターの取扱方法についての放送も依頼する。

③ 二次災害防止措置

危険予防措置

ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 復旧対策

① 復旧計画の策定

災害が発生した場合は被災の正確な情報を収集し、復旧手順及び方法、復旧要員の動員及び配置計画、復旧用資機材の調達計画、復旧作業の工程、臨時供給の実施計画、宿泊施設の手配・食料等の調達計画、その他必要な対策を明らかにした復旧計画を迅速に策定する。なお、病院、指定避難所等社会的緊急度が高い施設について優先的な復旧を図る。

また、復旧作業が長期化する場合には地方行政機関と協力して利用者支援のために代替熱源等の提供を図る。

② 復旧作業の実施

ア 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

イ 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ手順に従い早期復旧を目指す。

(3) 救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「非常事態における応援要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ救援を要請する。

(4) 広報

二次災害の発生防止と利用者不安の解消とともに、円滑な復旧作業のための協力要請を目的に、随時広報活動を実施する。

4. 通信・放送施設災害応急対策（九州テレ・コミュニケーションズ株式会社）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、九州テレ・コミュニケーションズ株式会社が定める緊急対策計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、放送・通信を確保し、あるいは被災したCATV施設を迅速に復旧するため、次に掲げる情報を関係組織相互間に連絡し、周知を行う。

- ◆ 気象情報、災害予報等
- ◆ CATV施設の被害情報、疎通状況
- ◆ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ◆ 被災設備、回線等の復旧状況
- ◆ その他必要な情報

(2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(3) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- ① 情報連絡用回線を確保するとともに、情報連絡要員を待機させる。
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- ④ 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
- ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備する。
- ⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講じる。
- ⑦ その他、安全上必要な措置を講じる。

(4) 通信の非常疎通措置**① 重要通信の疎通確保**

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、重要回線の確保を図る。

ア 応急回線の作成、疎通確保の措置をとる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

ウ 諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

第3 道路・橋梁の応急復旧対策

災害が発生したとき、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

市が管理する道路は、次のとおり応急復旧対策を行う。

1. 応急対策**(1) 被害状況の調査**

建設対策班は、災害が発生したとき、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を市長に報告する。

(2) 道路管理者への通報

建設対策班は、市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたすとき、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(3) 交通規制

建設対策班は、通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。

2. 復旧対策

(1) 道路の応急復旧

建設対策班は、被害を受けた市道について建設関係団体等の協力により、応急復旧を実施する。

また、道路の応急復旧が困難なときは、本部班を通じて県知事、自衛隊に対し応援を要請する。

(2) 仮設道路の設置

建設対策班は、道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がないとき、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

第4 河川・水路・がけ地等の応急復旧対策

1. 河川・水路

(1) 応急対策

各施設管理者は、災害が発生したとき、河川の被害状況を調査し、その状況を市長に報告する。

(2) 復旧対策

各施設管理者は、堤防等の被害について調査し、速やかに応急復旧を実施又は要請する。

2. がけ地等

(1) 応急対策

建設対策班、指定地の管理者は、次のような応急対策を行う。

- ◆地すべり、急傾斜地等の被害状況を調査し、その状況を報告する。
- ◆がけ崩れ等が発生した箇所では、周辺住民等と協力して人命救助を最優先で行う。被害が拡大するおそれがあるときは、避難を指示する。
- ◆宅地周辺では、がけ地の崩壊や擁壁の倒壊の被害状況に応じて、警戒や関係住民の避難を行う。

(2) 復旧対策

建設対策班は、二次災害防止のため、被害状況に応じ、危険防止策を講ずる。

第5 ため池施設災害の応急復旧対策

建設対策班は、関係機関と連携し、ため池施設が被害を受けた場合、ため池施設の被害調査を実施し、必要な措置を講ずる。

- ◆被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- ◆人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所へ避難させる。
- ◆被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第6 鉄道の応急復旧対策

JR九州、西鉄は、災害が発生したとき、あるいは列車や構造物が被災したとき、各社が定める防災業務計画により災害対策本部を設置し応急措置を行う。

- ◆災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- ◆列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確かな避難誘導を行う。
- ◆旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- ◆避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- ◆旅客等に事故が発生したときは、救護班を編成し救急救護にあたる。
- ◆不通区間が生じたときは、バス等による代替輸送等を講ずる。

第7 その他の公共施設の応急復旧対策

市庁舎、コミュニティセンター、公民館、学校等の公共施設の管理者は、災害が発生したとき、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次のような応急措置を講ずる。

- ◆避難対策の実施
- ◆混乱の防止
- ◆施設利用者等の人命救助
- ◆施設が被災した場合、安全確保のための立入禁止措置
- ◆災害対策本部への通報
- ◆施設の応急復旧活動の実施

1. 施設利用者・入所者の安全確保の方針

- ◆施設利用者等の人命救助を第一とする。
- ◆避難対策で講じた応急措置のあらましを、災害対策本部へ速やかに報告する。
- ◆館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

2. 施設建物の保全の方針

(1) 応急措置

公共施設の管理者は、被害状況を早急に調査のうえ、次の措置をとる。

- ◆危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。
- ◆機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ◆電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難なときは、関係機関の応援を得て実施する。

(2) その他の留意事項

- ◆火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
- ◆ガラス類等の危険物の処理
- ◆危険箇所への立入禁止の表示

第16節 文教対策

児童・生徒の安全を確保するため、災害発生時の緊急措置を行うとともに、指定避難所の開設支援、応急教育・保育を実施する。また、文化財保護のため、被害状況等を調査し、必要な応急対策を講じる。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
学校の対応	第1 災害発生時の学校の緊急措置 (避難対策班、学校長、教職員) 第2 指定避難所開設への支援 (避難対策班、学校長、教職員)	第3 応急教育の実施 (避難対策班、学校長、教職員)	⇒
保育所の対応	第4 災害発生時の保育所の緊急措置 (福祉班、避難対策班、保育所長) 第5 応急保育の実施 (福祉班、避難対策班、保育所長)	⇒	⇒
文化財の保護	第6 文化財の保護 (文化財担当部署)	⇒	⇒

第1 災害発生時の学校の緊急措置

1. 学校が被災したときの措置

学校長及び教職員は、災害が発生したとき、児童・生徒の安全を確保するため、次の措置を行う。

避難対策班は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否を確認するとともに、学校施設や通学路の被害状況を把握する。

(1) 在校時間内

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害状況に応じ安全な場所への緊急避難の指示を行う。 ◆児童・生徒・教職員の安否をまとめ、避難対策班に報告する。 ◆災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ◆児童・生徒は学校にて保護者に引き渡すか、学校に一時待機させるか又は教職員の引率で集団下校させる。 ◆学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて教育委員会と協議し、危険箇所への立入り禁止や臨時休校の措置をとる。 ◆通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ◆落下物等により負傷しないよう児童・生徒の安全を確保する。 ◆児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。 ◆負傷した児童・生徒等の応急手当等を行う。 ◆応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 在校時間外

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ◆参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。 ◆学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて教育委員会と協議し、危険箇所への立入り禁止や臨時休校の措置をとる。 ◆通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ◆所属の学校に参集する。 ◆災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。 ◆状況に応じ、電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。

2. 市内は被災したが、学校は被災していないときの措置

避難対策班は、災害に関する情報を学校長へ伝達する。

学校長	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ◆ラジオ、テレビ等で被害状況等の災害情報を収集する。 ◆児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ◆状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等の適切な措置を行う。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ◆気象状況その他の災害に関する情報に注意する。 ◆災害発生のおそれがあるときは、学校長と協力して児童・生徒の集団下校、休校等応急教育体制に備える。 ◆状況に応じ、電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。

3. その他の緊急措置

学校長不在時の対応	教頭が学校長に代わって教育委員会との連絡を取りながら、防災対策委員会の招集、その他必要な指示・措置を行う。
被害状況等の報告	児童・生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

4. 教職員が被災した場合の措置

災害により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会は速やかに福岡県教育庁福岡教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第2 指定避難所開設への支援

学校長は、地域住民等が学校に避難してきたとき、又は災害対策本部から指定避難所開設の指示があったとき、学校避難所運営支援計画に基づき、教職員等の協力を得て体育館等を開放し、避難者の収容を行い、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、避難所運営に協力する。

第3 応急教育の実施

1. 施設・職員等の確保

(1) 応急教育の実施場所の確保

学校長は、屋内運動場が避難所となることをふまえ、応急教育の実施場所を確保する。なお、状況によりタブレット等によるオンライン授業の実施も検討する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けたとき	◆特別教室 ◆屋内運動場 ◆2部授業（午前と午後に分けての授業）を実施する
校舎の全部が被害を受けたとき	◆公共施設、近隣学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	◆避難先の最寄の学校、公共施設 ◆応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の実施

学校長は、応急教育計画に基づき臨時の学級編制を行う等、応急教育の実施について、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

学校長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、学校間における教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2. 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、おおむね次のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ◆衣類、寝具の衛生指導 ◆住居、便所等の衛生指導 ◆入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる活動をさせる。 ◆児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(2) 学習に関する教育内容

<ul style="list-style-type: none"> ◆教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ◆健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や保健や特別活動の衛生等を主として指導する。

3. 学用品の調達及び給与

災害救助法が適用されたとき、学用品は、次のとおり調達及び給与を行う。

対象	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
費用の限度	福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額
期間	学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。
調達の方法	避難対策班は、市長の指示により指定業者から調達する。

※様式集 110 学用品の給与状況

4. その他の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ◆施設内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等が当たる。重症者があるときは、病院に搬送する。 ◆学校給食は、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。 ◆必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。
--

第4 災害発生時の保育所の緊急措置

1. 保育所の災害直後の措置

保育所長は、園児の安全を確保するため、第1「災害発生時の学校の緊急措置」を準用し、災害発生時の緊急措置をとる。

2. 園児を避難させるときの注意事項

- ◆指定避難所を確認する。
- ◆前の人を追い越さず、話をしないで避難させる。
- ◆保育士は、室内を確認して園児とともに避難する。
- ◆指定避難所に到着した順に整列し、人数を確認する。
- ◆指示があるまでその位置を離れさせない。

第5 応急保育の実施

1. 応急保育の実施

保育所長は、次のとおり応急保育を実施する。

- ◆職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。
- ◆保育所の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- ◆応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は保育所において保育する。

2. その他の留意事項

(1) 園児の救護

施設内の園児の救護は原則として、保育所医及び医師会等に協力を求める。

(2) 園児の給食

給食については、原則として、一時中止する。

第6 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害により文化財に被害が発生したとき、その状況を文化財担当部署に通報する。

所有者又は管理者が市のときは、文化財担当部署がその被害状況を調査し、市域の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。

被災した指定文化財については、関係機関との連携を図りながら、応急措置等の検討を行う。

第17節 警備対策

社会公共の安全と秩序を維持するため、初動活動期においては警察等と連携して情報交換等を行うとともに、応急活動期においては巡回パトロール、防犯灯等の復旧を行う。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
情報交換	第1 警察等との連携 (環境班、警察署)	⇒	⇒
防犯活動への協力		第2 防犯活動等 (建設対策班、消防団)	⇒

第1 警察等との連携

社会公共の安全と秩序を維持するために適切な警備活動が実施できるよう、環境班は、警察等と被害・避難情報、応急対策等について情報交換等の連携を図る。

第2 防犯活動等

1. 巡回パトロール等

環境班、消防団、関係団体、地域住民等は、警察と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため、被災地及び指定避難所の巡回パトロール等を行う。

2. 防犯灯・道路照明灯の調査・復旧

環境班及び建設対策班は、被災した防犯灯等の調査を行い、早期の復旧を図る。

第4章 災害復旧・復興計画

- 第1節 災害復旧・復興の基本方針
- 第2節 災害復旧事業の推進
- 第3節 市民生活安定のための支援
- 第4節 地域復興への支援
- 第5節 復興計画

本章は、市民生活の安定及び地域復興に関わる支援を実施したうえで、災害復旧・復興の基本方針を明らかにし、災害復旧事業の推進、復興計画推進のための基本的対策項目について定めたものである。

第1節 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興の基本方針を定めるとともに、災害復旧・復興の体制、対象とする分野を明らかにする。

項目	担当
第1 災害復旧・復興の基本方針	関係部局
第2 災害復旧・復興本部の設置	関係部局

第1 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興は、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、国・県がそれを支援する等適切な役割分担のもと、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

■留意事項

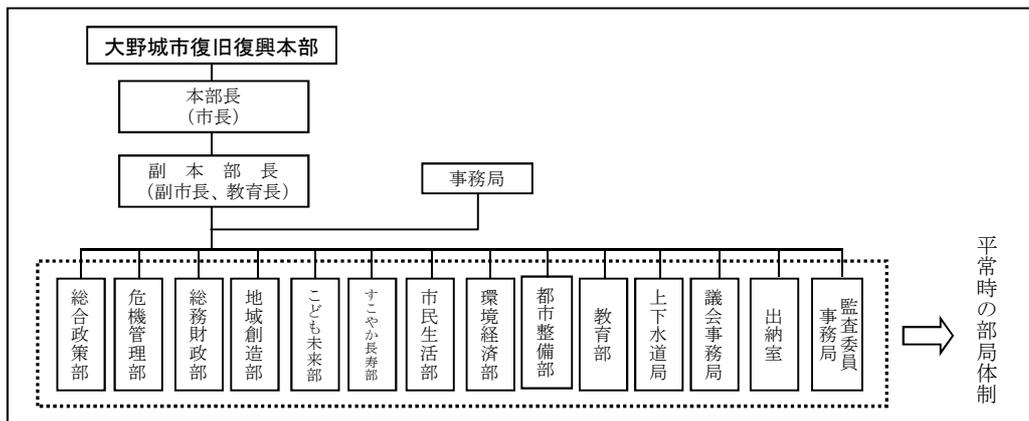
- ◆市民の生活安定のためのきめ細やかな支援を行う
- ◆復旧・復興の基本方向を定め、復興計画を策定する
- ◆市民の意向を尊重しつつ協働して計画的に事業を推進する
- ◆中小企業等の事業活動と早期の経営安定のための支援を行う

第2 災害復旧・復興本部の設置

市は、必要に応じて市長を本部長とする災害復旧・復興本部を設置し、復興計画を策定するとともに、復興事業の実施に関する総合調整を行う。

復興事業は、復興のための地域づくりをはじめ、市民生活の再建・支援、地域経済の復興等市民生活のすべてにわたる分野を対象とする。

なお、災害状況、応急対策の実施状況等を勘案し、災害復旧・復興本部の設置に至らない場合は、災害復旧・支援対策会議を開催し、対応を図るものとする。



第2節 災害復旧事業の推進

各種法律に基づく災害復旧事業を推進するとともに、激甚法等による災害復旧事業を行うため、激甚災害の指定手順、財政援助を受けられる事業を明らかにする。

項 目	担 当
第1 災害復旧事業の推進	関係部局
第2 激甚法による災害復旧事業	関係部局

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図り、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

■災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川 ◆砂防設備 ◆道路、橋梁 ◆下水道 ◆公園 ◆林地荒廃防止施設 ◆地すべり防止施設 ◆急傾斜地崩壊防止施設 	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地、農業用施設 ◆林業用施設 ◆共同利用施設 	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 ◆市街地における土砂堆積等 	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害公営住宅の建設 ◆既設公営住宅 	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆公立学校施設 ◆公立社会教育施設 	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 激甚災害法
厚生施設等 災害復旧計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉施設等 	生活保護法、児童福祉法、身体障がい者福祉法、障がい者自立支援法、老人福祉法、売春防止法
医療施設 災害復旧事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療施設 	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

種 類	項 目	根拠法
公営企業 災害復旧事業計画	◆病院 ◆上水道 ◆簡易水道事業	医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、水道法
その他の 災害復旧事業計画		

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

1. 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

激甚災害に指定されたときは、激甚法に基づいて、復旧事業を行う。

2. 激甚災害の指定手順

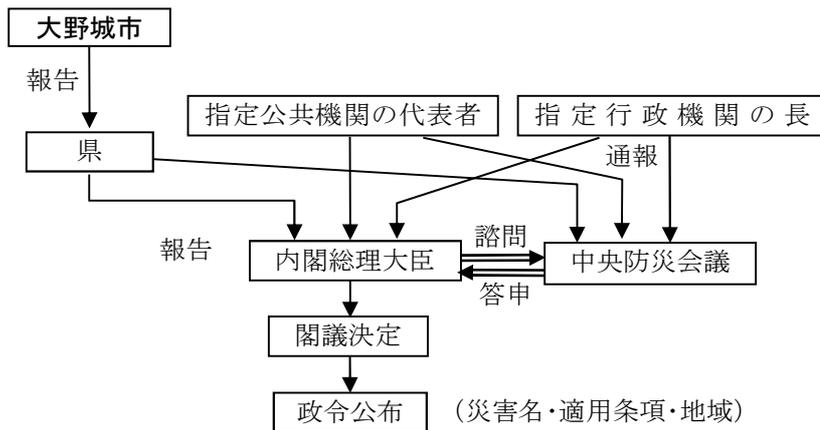
激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮ったうえで、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとしている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮ったうえで、閣議を経て政令公布、施行される。

第2節 災害復旧事業の推進

■激甚災害指定手続きのフロー



■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章 第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共土木施設災害復旧事業、同関連事業 ◆公立学校施設災害復旧事業 ◆公営住宅災害復旧事業 ◆生活保護施設災害復旧事業 ◆児童福祉施設災害復旧事業 ◆幼保連携型認定こども園又はみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業 ◆養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業 ◆身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 ◆障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ◆婦人保護施設災害復旧事業 ◆感染症指定医療機関災害復旧事業 ◆感染症予防事業 ◆特定私立幼稚園災害復旧事業 ◆堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ◆湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地等の災害復旧事業等に係わる補助の特別措置（法第5条） ◆農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） ◆開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条） ◆天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条） ◆森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条） ◆土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条） ◆共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条） ◆森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） ◆事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）

助成区分	財政援助を受ける事業等
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条） ◆私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条） ◆市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条） ◆母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条） ◆水防資材費の補助の特例（法第21条） ◆り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条） ◆小災害債に係わる元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条） ◆雇用保険法による求職者給付に関する特例（法第25条）

3. 「復旧・復興支援技術職員派遣制度」の活用

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第3節 市民生活安定のための支援

市民生活の再建・安定のため、生活相談、り災証明の発行、生活資金の貸与、租税の減免をはじめ、災害公営住宅の建設、風評被害等への対応等必要な措置を明らかにする。

項 目	担 当
第1 組織の確立	関係部局
第2 施策の決定・周知	関係部局
第3 生活相談等	すこやか福祉部、関係部局
第4 り災証明等の発行	市民生活部、消防本部
第5 被災者台帳の整備	すこやか福祉部
第6 雇用機会の確保	すこやか福祉部、関係機関
第7 義援金等の受入れ、配分	総務財政部
第8 生活資金等の支援	すこやか福祉部、関係部局、関係機関
第9 租税の減免等	関係部局
第10 災害公営住宅の建設等の検討	総務財政部
第11 風評被害等への対応	関係部局

第1 組織の確立

被災者の生活の再建・支援など、多岐にわたる各種支援について総合調整をする組織として、「被災者生活支援室」を設置し対応する。

被災者生活支援室は、福祉や住宅関連など、被災者支援施策を所管する部署と危機管理部の職員で構成し、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 施策の決定・周知

市民生活の再建等のための施策は、被害状況、被災者の状況等から速やかに決定する。被災者生活支援室は総合政策部と連携し、各種施策の概要、要件、手続きについて、リーフレットを作成する等して、市民に周知するとともに、市民の相談窓口を設ける。

第3 生活相談等

1. 生活相談

被災者生活支援室は、災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 相談所の設置

被災者の生活相談のため、関係部局と連携しながら、各コミュニティセンターに相談所の設置を検討する。

また、必要に応じてコールセンターを設置する。

(2) 情報提供等

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。

相談窓口では、市の対策だけでなく総合的に情報提供を行うとともに、必要に応じて的確な担当窓口への誘導を図る。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、市は避難先の市町村と連携・協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2. 女性のための相談

市は、災害によって生じたストレス等女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題等、女性特有の問題に関する相談に対応するため、関係機関と連携し、指定避難所等において女性相談員や保健師等を派遣する等の相談受付体制を整える。

第4 り災証明等の発行

市民生活部は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明の交付の体制を確立し、住宅等の被害の程度に基づき、被災者にり災証明を交付する。

1. り災証明の発行手続

市民生活部及び消防本部は、り災台帳に基づき、被災者からのり災届兼証明願に対し、り災証明書を発行する。

なお、り災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料（「証明書」等）をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発行する。

(1) り災証明の担当及び範囲

災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

市民生活部	◆全壊 ◆準半壊	◆大規模半壊 ◆準半壊に至らない（一部損壊）	◆中規模半壊	◆半壊
消防本部	◆火災による焼損等			

(2) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない（大野城市手数料条例施行規則第2条による）。

2. 被害届出証明書の発行

市民生活部は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により受けた、り災証明の対象事項でない被害については、被害届出があったことを証明する。

※様式集 111～117 り災証明の様式

第5 被災者台帳の整備

すこやか福祉部は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成する。

1. 被災者台帳の記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- | |
|---|
| <p>① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所
⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害状況 ⑥ 援護の実施状況
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
⑧ 電話番号その他の連絡先 ⑨ 世帯の構成 ⑩ り災証明書の交付状況
⑪ 台帳情報を本市以外の者に提供することを本人が同意している場合には、その提供先
⑫ ⑪の情報提供を行った場合は、その旨及び日時
⑬ 被災者台帳の作成に当たって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
⑭ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p> |
|---|

2. 情報の収集

災害対策基本法第90条の3第3項の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第90条の3第4項の規定に基づき、関係地方公共団体に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

3. 台帳情報の利用及び提供

台帳情報の利用及び提供に当たっては、法第90条の4第1項に基づき、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は提供することができる。

(1) 台帳情報の利用

被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用する。

(2) 台帳情報の提供

次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を提供することができる。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に関する台帳情報を提供することができる（当該被災者の個人番号（被災者台帳の記載事項⑬）の情報を除く）。

(3) 申請書の提出

台帳情報の提供を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
- ⑤ その他台帳情報の提供に関し必要と認める事項

第6 雇用機会の確保

すこやか福祉部は、福岡労働局及び県に対する要請措置等、必要な対応を図る。また、被災事業所へ雇用継続の要請を行うとともに、職業の斡旋について、被災者に情報を提供する。

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

■公共職業安定所の措置

- ◆被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- ◆被災地域内に臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- ◆公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋及び職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用

第7 義援金等の受入れ、配分

1. 義援金の受入れ

総務財政部は、義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

※様式集 101 災害義援金品受領書

2. 義援金の保管

総務財政部は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し、管理・保管する。

3. 義援金の配分

総務財政部は、義援金の配分に関して配分委員会を設けて配分比率、配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

第8 生活資金等の支援

1. 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金

すこやか福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）第3条及び第8条の規定に基づいて制定された「大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害弔慰金及び災害障害見舞金を被災者に支給する。

(2) 災害見舞金

すこやか福祉部は、「大野城市災害見舞金支給要綱」により、災害見舞金を被災者に支給する。

(3) 日本赤十字社による災害救援金（品）の支給

日本赤十字社県支部は、日本赤十字社各地区からの申請に基づき、被災者に対し災害救援金（品）の配布を行う。

※資料編 3-1 大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例

※資料編 3-2 大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

※資料編 3-3 大野城市災害見舞金支給要綱

※資料編 3-4 福岡県災害見舞金等支給要綱

2. 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。

すこやか福祉部は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、とりまとめて県に提出する。

■法適用の要件

対象となる 自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可等の特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)
対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (対象世帯① に該当)	解体 (対象世帯② に該当)	長期避難 (対象世帯③ に該当)	大規模半壊 (対象世帯④ に該当)	中規模半壊 (対象世帯⑤ に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

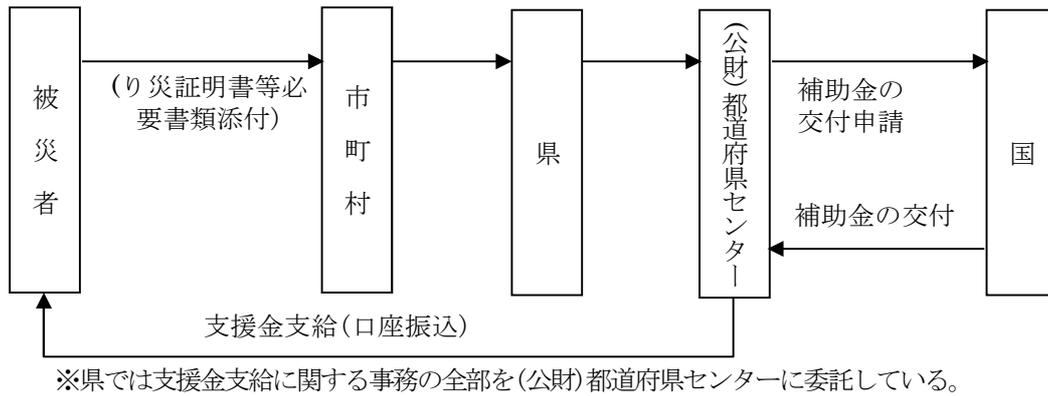
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額 (対象世帯①～④)	200万円	100万円	50万円
支給額 (対象世帯⑤)	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

■支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	①基礎支援金：り災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借)等
(申請期間)	①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内

■被災者生活再建支援制度のフロー



3. 援護資金等の融資

(1) 災害援護資金

すこやか福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊	250万円
		エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
		イ 1と2のイの重複	270万円
		ウ 1と2のウの重複	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
		イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合		350万円	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市民税における総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする。		
利率	保証人 有	無利子	
	保証人 無	1%	
据置期間	3年(特別の事情がある場合5年)		
償還期間	10年(据置期間含む)		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)		

※資料編3-2 大野城市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(2) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■資金の種類

- ◆総合支援資金
- ◆福祉資金
- ◆教育支援資金
- ◆不動産担保型生活資金

(3) 住宅資金

関係部局は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

災害対策資金融資	市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資斡旋及び利子補助を行う。
住宅復興資金	住宅金融支援機構は、住宅金融支援機構法に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

(4) 母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金

筑紫保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子又は父子家庭若しくは寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

こども未来部は、この受付事務を行う。

■資金の要件及び種類

要件	◆母子家庭の母及び父子家庭の父で、20歳未満の子どもを扶養している人 ◆かつて母子家庭の母だった人（寡婦） ◆配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人 (所得制限あり)			
種類	◆事業開始 ◆事業継続 ◆住宅 ◆就職支度	◆技能習得 ◆生活 ◆転居 ◆修学	◆修業 ◆修学支度 ◆医療介護 ◆結婚	◆特例児童扶養手当

4. その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生活確保の取扱い
県	<p>◆労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>◇納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>◇制度の周知・徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>
国 〔公共 職業 安定所〕	<p>◆証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</p> <p>◆激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。</p> <p>◆雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係わる賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。</p> <p>◇被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ◇被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ◇被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
日本郵便株式会社	<p>◆被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付</p> <p>◆被災者の差し出す郵便物の料金免除</p> <p>◆被災地あて救助用郵便物（救助用物資を内容とするゆうパック、救助用又は見舞い用の現金書留郵便物）の料金免除</p> <p>◆被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除</p> <p>◆郵便貯金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。</p> <p>◆簡易保険・郵便年金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。</p> <p>◆簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請</p> <p>◆被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資</p>
日本放送協会	<p>◆NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。</p> <p>◆被災者の受信料免除</p> <p>◆状況により指定避難所へ受信機を貸与する。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>◆避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免（避難指示の日から同解除の日まで）</p> <p>◆災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除</p>

機関名	生活確保の取り扱い
九州電力株式会社	◆電気事業法に基づく、電気供給等に係わる特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が通商産業大臣に申請し、認可を得るものとする。

第9 租税の減免等

1. 市税

関係部局は、被災者に対する市民税等の減免、納期延期及び徴収猶予を行う。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付、もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限の延長を行う（地方税法第20条の5の2）。

- ◆災害が広範囲にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。
- ◆いずれの場合も、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う（地方税法第15条）。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免・免除

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について次により減免、免除等を行う。

第3節 市民生活安定のための支援

税 目 等	減 免 の 内 容
個人の市・県民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。
国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料 国民年金保険料等 医療費の一部負担金 心身障がい者扶養共済掛金 軽自動車税	被災により生活が著しく困難となった場合に行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

2. 国税・県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予等並びに減免等の措置を、災害の状況により実施する。

■国、県の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具及び重度身体障がい者日常生活用具の自己負担額の減免	筑紫保健福祉環境事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	筑紫保健福祉環境事務所、児童相談所、市
精神障がい者措置入院費の減免	筑紫保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免及び徴収猶予	筑紫県税事務所
国税の減免及び徴収猶予	税務署

第10 災害公営住宅の建設等の検討

総務財政部は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設や民間住宅等の買収又は借り上げを検討する。

第11 風評被害等への対応

関係部局は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- ◆インターネットによる情報提供
- ◆風評被害対策用リーフレットの作成
- ◆車内吊り広告
- ◆テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- ◆市広報誌への掲載
- ◆講演会等の開催

第4節 地域復興への支援

中小企業者、農業者の再建、安定のため、災害復旧融資制度に関する情報を提供する等必要な措置を明らかにする。

項 目	担 当
第1 中小企業者への支援	環境経済部
第2 農業者への支援	環境経済部

第1 中小企業者への支援

環境経済部は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業関係者に対して、次の災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- ◆福岡県による融資
- ◆株式会社日本政策金融公庫による融資
- ◆株式会社商工組合中央金庫による融資
- ◆大野城市中小企業災害融資等

第2 農業者への支援

環境経済部は、県、農協等の協力により、被災した農業関係者に対して、次の災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■融資制度の種類

- ◆福岡県による融資
- ◆株式会社日本政策金融公庫による融資
- ◆農林中央金庫による融資

第5節 復興計画

新たな視点も見据えた復興をめざし、復興計画の策定体制や合意形成のあり方、復興計画の策定に当たっての基本的な考え方や事業推進等必要な措置を明らかにする。

項 目	担 当
第1 復興計画策定の体制づくり	関係部局
第2 復興に対する合意形成	関係部局
第3 復興計画の策定と推進	関係部局

被災地域の再建、復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するため、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

事業の推進に当たっては、被災者、各分野の有識者、市民団体等の参画、提案等に配慮しながら県の復興計画との調整を図り、新たな視点から地域を再生することを目指して市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

第1 復興計画策定の体制づくり

関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、多様な価値観を持った市民、企業、団体等と相互に連携、協働して復興を進めるための新たな体制、仕組みを整備する。

また、国、県、関係機関等と連携し、県の復興計画の迅速かつ的確な作成、遂行のための体制整備に協力する。

第2 復興に対する合意形成

市民生活の早急な再建のため、防災まちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、施策情報等を市民に適宜、提供し、速やかに市民の合意を得られるよう努める。

第3 復興計画の策定と推進

1. 復興計画の策定

被災の規模や社会情勢等の状況をふまえ、迅速な現状復旧を目指す、あるいはさらに災害に強い新しいまちづくりのために計画的復興を目指す等の復旧・復興の基本方向を検討する。

この基本的な考え方を前提として、社会情勢・潮流や市民ニーズの変化、既往災害の経験と教訓の活用、科学技術の進展等に留意し、国、県、関係機関等と諸事業を調整しつつ、被害状況や基盤整備状況等の地域特性に応じた復興計画を策定する。

2. 復興事業の推進

被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、新しい防災まちづくりの展望を見据えた合理的かつ健全な市街地の整備と都市機能の更新を図る等復興事業を推進する。

大野城市地域防災計画 [風水害対策編]

編集発行 大野城市防災会議
事務局 大野城市危機管理部危機管理課（危機管理担当）
〒816-8510 大野城市曙町二丁目2番1号
電話 092-501-2211（代表）